

誰もが自立してともに暮らすまちをめざして

## 第5次岐阜市障害者計画



令和6年3月



## はじめに

岐阜市では、平成30（2018）年3月に「障害者基本法」に基づく「第4次岐阜市障害者計画」を策定し、「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」を共通の基本理念に掲げ、市民の皆様や関係機関等の皆様とともに、福祉や保健・医療、雇用・就労、防災、まちづくり、教育、文化・スポーツなど、さまざまな分野における障がいのある人に関する施策を推進するとともに、障害福祉サービス等の円滑な実施や施設整備を促進してまいりました。また、「障害者総合支援法」に基づき、令和3（2021）年3月には「第6期岐阜市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の円滑な実施や施設整備を促進してまいりました。

この間、国内法の整備は進められ、令和3（2021）年に「障害者差別解消法」が改正され、令和6（2024）年4月からは「合理的配慮」について事業者にも義務化されます。また、この前後、令和元（2019）年には読書環境における障壁の除去を進めるための「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（「読書バリアフリー法」）、令和4（2022）年には情報の取得や意思疎通における障壁の除去を進めるための「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）が制定、施行されました。

岐阜市においても、令和4（2022）年に「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」を制定、施行しました。この条例は、障がいや障がいのある人に対する理解を深めることの大切さを普及し、障がいのある人もない人もともに暮らすことのできる社会の実現に向けたさまざまな施策を進めていく上での必要事項を定めたものです。

このたび策定した「第5次岐阜市障害者計画」と「第7期岐阜市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（別冊）においても、基本理念に「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」を継承しています。今後、これら計画の進捗を指標等により推し量りつつ、障がいのある人に関する施策の一層の充実を図るとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援サービス等の円滑な実施や施設整備に努めてまいりますので、市民の皆様や関係機関等の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、熱心かつ慎重なご審議を賜りました岐阜市障害者施策推進協議会や岐阜市障害者総合支援協議会の委員の皆様をはじめ、実態調査やパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見等を賜りました市民の皆様、関係機関等の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和6（2024）年3月

岐阜市長 柴橋 正直

表紙の絵

「かわいいおはな」

市 川 真 衣

ふれあいアートステーション・ぎふ登録作品

も く じ

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	2
	(1) 障がいのある人を取り巻く環境の変化	2
	(2) 岐阜市の取り組み	4
2	計画の性格	6
	(1) 計画の位置付け	6
	(2) 計画の範囲	6
	(3) SDGsの推進	6
3	計画の期間	8
4	ニーズの把握等	9

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

I 岐阜市の人口と障がい者手帳等の所持者数 / 12

1	岐阜市の人口	12
2	岐阜市の障がい者手帳等の所持者数	13
	(1) 身体障害者手帳所持者	13
	(2) 療育手帳所持者	16
	(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者	18
	(4) 難病患者	20
	(5) 小児慢性特定疾病患者	21
	(6) 発達障がいのある人	22

II 障がいのある人の現状とニーズ / 23

1	障がいのある人が参画するまちづくりに向けて	24
	(1) 障害者差別解消法と「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」の認知度	24
	(2) 差別や偏見の実感	26
	(3) 理解や配慮の実感	28
	(4) インクルーシブ教育に関する意向	30
	(5) 障がいのある人の社会参加に関するニーズ	31
	(6) 情報アクセシビリティとコミュニケーションの実態	34
	(7) 視覚・聴覚等障がいのある人の情報入手	37

2	障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくりに向けて	40
(1)	今後の住まいの希望	40
(2)	今後の自宅での暮らし方	42
(3)	親なき後等の暮らし方の希望と対策	44
(4)	障がいのある人のサービスに関するニーズ	48
(5)	生活に対する満足感	51
3	障がいのある人が働きやすいまちづくりに向けて	54
(1)	就労状況	54
(2)	就労形態	55
(3)	就労による収入	56
(4)	今後の就労意向	57
(5)	今後の就労形態の希望	58
(6)	卒業後の進路希望	59
(7)	障がいのある人が働くためのニーズ	60
4	障がいのある人が暮らしやすいまちづくりに向けて	64

### 第3章 基本的な考え方

1	基本理念	70
2	基本的視点	71
(1)	障がいのある人の権利の尊重	71
(2)	障がいの特性等に配慮したきめ細かな支援	71
(3)	障がいのある人の視点に立った総合的かつ継続的な支援	71
3	第4次計画の評価	72
(1)	障がいのある人が参画するまちづくり	72
(2)	障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり	74
(3)	障がいのある人が働きやすいまちづくり	76
4	基本目標	79
(1)	障がいのある人が参画するまちづくり	79
(2)	障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり	80
(3)	障がいのある人が働きやすいまちづくり	81
5	施策体系	82

## 第4章 施策の基本方針

### I 障がいのある人が参画するまちづくり / 84

1	理解の啓発と差別の解消	84
	施策1 理解の啓発と配慮の促進	84
	施策2 差別の解消と虐待防止の推進	86
2	教育・療育の充実	87
	施策3 学校教育の充実	87
	施策4 療育の充実	88
3	スポーツ、文化芸術活動の推進	89
	施策5 スポーツの推進	89
	施策6 文化芸術活動の推進	90
4	ユニバーサルデザインの推進	91
	施策7 施設の利用に関するバリアフリー化 の推進	91
	施策8 移動に関するバリアフリー化の推進	92
	施策9 情報に関するバリアフリー化の推進	93

### II 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり / 94

5	生活支援の充実	94
	施策10 相談支援の充実	94
	施策11 在宅を中心としたサービスの充実	95
	施策12 重度化・高齢化等への対策	96
	施策13 住まいの確保と充実	97
6	保健・医療の提供	98
	施策14 保健サービスの充実	98
	施策15 医療サービスの充実	99
7	安全・安心な地域づくり	100
	施策16 防災・防犯対策の推進	100
	施策17 地域・ボランティア活動の推進	101

### III 障がいのある人が働きやすいまちづくり / 102

8	雇用・就労の促進	102
	施策18 一般就労の促進	102
	施策19 福祉的就労の充実	103
	施策20 就労定着への対策	104

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制 ..... 106

(1) 総合的な推進体制 ..... 106      (2) 関係機関との連携支援体制 ..... 106

2 進捗管理 ..... 107

(1) 障がいのある人の実態の把握 ..... 107      (2) 施策の進捗の把握と見直し ..... 107

3 誰もが自立してともに暮らすまちづくり推進ロードマップ ..... 108

第6章 資 料

I 計画の策定方法と策定経過 / 122

1 計画の策定方法 ..... 122

2 計画の諮問機関等 ..... 123

(1) 岐阜市障害者施策推進協議会 ..... 123      (2) 岐阜市障害者総合支援協議会 ..... 126

3 計画の策定経過 ..... 129

II 用語解説 / 130

○第2章と第3章において、出典を「資料」として明記していない図表の出典は、令和5年3月「障害者計画・障害福祉計画策定実態調査結果報告書」であり、調査対象者の名称を下表のように略しています。なお、図表のnは、回答者数を表しています。

用 語	略 称
身体障害者手帳所持者	身 体 障 が い
うち聴覚・平衡機能障がいのある人	聴 覚 等 障 が い
うち音声・言語・そしゃく機能障がいのある人	言 語 等 障 が い
療育手帳所持者	知 的 障 が い
精神障害者保健福祉手帳所持者	精 神 障 が い
特定医療費（指定難病）受給者証所持者	指 定 難 病
小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者	小 児 慢 性 特 定 疾 病
障がい者手帳を持っていない人	手 帳 未 所 持





# 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

### (1) 障がいのある人を取り巻く環境の変化

昭和56（1981）年の国際障害者年を契機に、障がいのある人の「完全参加と平等」の実現に向けた取り組みが始まってから、30年以上が経過しました。この間、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しました。

障がいのある人に対する福祉サービスについては、平成15（2003）年に、従来の「措置制度」から利用者の自己決定を重視した契約制度である「支援費制度」に移行され、サービスの充実が図られました。しかし、サービスの利用者が急増したことや精神に障がいのある人がサービスの対象になっていなかったことなどから、これらの課題を解決するため、平成18（2006）年に、「障害者自立支援法」が施行され、サービス体系の再編などが図られました。平成25（2013）年には、「障害者自立支援法」は見直しされ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）として施行され、難病患者等がサービスの対象となるなど、サービスの充実が図られました。平成28（2016）年には、「障害者総合支援法」施行後3年を目途としたサービスのあり方等の見直しを踏まえ、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、サービスの拡充が図られました。

また、障がいのある人の外出時の障壁を除去するための環境整備については、平成6（1994）年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、平成12（2000）年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が施行されました。平成18（2006）年には、この2つの法律を一体化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）が施行され、公共的建築物や公共交通機関等におけるバリアフリー化が進められました。

このように、障がいのある人が日常生活や社会生活をおくる上で必要なサービスの提供や環境整備が進められたものの、社会的障壁の解消までには至っていません。

国際社会においては、平成18（2006）年に、国際連合により、障がいのある人の権利や尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約として「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」といいます。）が採択され、平成20（2008）年から発効されています。

我が国においては、平成19（2007）年の同条約の署名以降、条約の締結に向けた国内法の整備が進められてきました。平成23（2011）年には、「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義を見直すとともに、障がいを理由とする差別などによる権利侵

害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止などが基本原則に盛り込まれました。また、同年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が制定され、平成24（2012）年に施行されました。さらに、平成25（2013）年には、「障害者基本法」の差別の禁止に関する基本原則を具体化するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）が制定され、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合に、過重な負担がない範囲で社会的障壁を除去するために必要かつ合理的な配慮を行う「合理的配慮」について、行政機関等には義務、事業者には努力義務とされました。

このほか、平成17（2005）年には「発達障害者支援法」、平成25（2013）年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」といいます。）が施行されました。また、同年には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下「精神保健福祉法」といいます。）、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」といいます。）が改正されました。

こうした国内法の整備などを受け、我が国は、平成26（2014）年1月に「障害者権利条約」を批准し、同年2月に効力を発することとなり、平成28（2016）年4月の障害者差別解消法の施行を迎えました。また、「障害者権利条約」の批准等を踏まえつつ、発達障がいのある人への支援の一層の充実を図るため、同年に「発達障害者支援法」が改正され、施行されました。

元号が改まり「令和」となってからも国内法の整備は進められ、令和3（2021）年に、「合理的配慮」について事業者にも義務とするため、「障害者差別解消法」が改正されました。また、この前後、令和元（2019）年には読書環境における障壁の除去を進めるための「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」といいます。）、令和4（2022）年には情報の取得や意思疎通における障壁の除去を進めるための「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）が制定、施行されました。

令和4（2022）年に開催された国際連合の障害者の権利に関する委員会においては、こうした取り組みに対して一定の評価がなされた一方で、障がいのある児童への発達支援のあり方の改善など、さまざまな意見が示されました。

これを受け、我が国では、令和5（2023）年に「障害者基本計画（第5次）」を策定し、世界に誇れる共生社会の実現をめざし、さらなる取り組みが進められています。

## (2) 岐阜市の取り組み

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化する中、岐阜市においては、昭和56（1981）年に「岐阜市国際障害者年の推進方針」を決定し、昭和57（1982）年には、共感と連帯で築く福祉のまちをめざして、「障害者施策に関する長期計画」を策定しました。同計画の期間が満了する平成3（1991）年には、岐阜市心身障害者対策推進協議会において、同計画を踏襲しつつ、ノーマライゼーションの理念の具現化を図るための計画的な障がい者施策の指針を示した「今後の障害者対策への提言」が取りまとめられました。

その後、平成8（1996）年に身体障害者手帳の交付事務や精神保健に関する事務などが移譲される中核市への移行を経て、平成9（1997）年には、障がいのある人に対するアンケートや障がい者団体等の意見、障がいのある人も参画した岐阜市障害者施策推進協議会の審議を踏まえ、バリアフリー社会の実現をめざした「岐阜市障害者計画」を策定しました。同計画は、全国初の本格的な障害者計画として高い評価を受けました。なお、同計画の期間が満了する平成16（2004）年には、「障害者基本法」が改正され、平成19（2007）年4月から市町村における障害者計画の策定が義務化されました。

平成18（2006）年には、柳津町との合併を経て、「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」を基本目標に掲げた「第2次岐阜市障害者計画」を策定しました。また、同年の「障害者自立支援法」の施行に伴い、市町村における障害福祉サービス等の見込量とその確保策などを示す障害福祉計画の策定が義務化されたことから、平成19（2007）年に、「第1期岐阜市障害福祉計画」、平成21（2009）年には「第2期岐阜市障害福祉計画」、平成24（2012）年には「第3期岐阜市障害福祉計画」を策定しました。

平成27（2015）年には、平成30（2018）年度以降のサービスのあり方等の見直しなどを見据え、「第3次岐阜市障害者計画」と「第4期岐阜市障害福祉計画」を合わせて策定しました。

そのサービスのあり方等の見直しに伴う「児童福祉法」の改正により、市町村における障害児通所支援サービス等の見込量とその確保策などを示す障害児福祉計画の策定が義務化されたため、平成30（2018）年度に「第5期岐阜市障害福祉計画」に合わせて「第1期岐阜市障害児福祉計画」を策定しました。また、「第4次岐阜市障害者計画」を策定し、計画の基本理念や基本目標ごとに設定した指標の実現に向け、令和5（2023）年度までの「誰もが自立してともに暮らすまちづくり推進ロードマップ」を新たに定め、証拠に基づき障がいのある人に関する施策（以下「障がい者施策」と

います。)の推進を図る手法を導入しました。

また、令和3(2021)年には、「第6期岐阜市障害福祉計画・第2期岐阜市障害児福祉計画」を策定しました。

令和4(2022)年には、「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」を制定、施行しました。この条例は、岐阜市障害者計画の策定等を通じて培ってきた理念を引き継ぎ、障がいや障がいのある人に対する理解を深めることの大切さを普及し、障がいのある人もない人もともに暮らすことのできる社会の実現に向けたさまざまな施策を進めていく上での必要事項を定めたものです。

こうした経過を踏まえ、岐阜市における障がい者施策を一層推進するため、「第5次岐阜市障害者計画」を策定します。

## 2 計画の性格

### (1) 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として、国の障害者基本計画や岐阜県障がい者総合支援プランを踏まえつつ、岐阜市における障がい者施策の基本方針などを示す計画です。

なお、この計画は、「岐阜市未来のまちづくり構想」をはじめ、岐阜市地域福祉推進計画、ぎふ市民健康基本計画、岐阜市人権教育・啓発行動計画など、関連する計画と整合を図りつつ、策定し、推進していきます。

### (2) 計画の範囲

この計画における障がいのある人とは、身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神に障がいのある人、発達障がいのある人、難病患者、小児慢性特定疾病患者等です。

なお、この計画は、福祉のみならず、保健・医療、雇用・就労、防災、まちづくり、教育、文化・スポーツなど、障がい者施策全般について示す計画であり、その推進にあたっては、障がいの有無にかかわらず、広く市民の理解と協力が不可欠です。したがって、岐阜市民のすべてが対象となります。

### (3) SDGsの推進

岐阜市は、SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））の考え方を取り入れ、誰ひとり取り残さないまちづくりを推進しています。SDGsは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

この計画は、17のゴールのうち、「3. すべての人に健康と福祉を」や「4. 質の高い教育をみんなに」、「8. 働きがいも経済成長も」、「10. 人や国の不平等をなくそう」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「16. 平和と公正をすべての人に」などに関する課題解決に資するものです。

図表1-1 SDGsにおける17のゴール

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>国内及び国家間の格差を是正する。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する。</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する。</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する。</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。</p>	 <p>SDGs 岐阜市 未来都市</p>	<p>岐阜市のSDGs未来都市推進のシンボルマークとして作成し、SDGsのさらなる「啓発」と「行動」を図る。</p>

### 3 計画の期間

この計画の期間は、障がい者施策を中長期に見据えつつ、今後3年ごとに策定が見込まれる障害福祉計画と障害児福祉計画とともに、総合的に策定や見直しが図られるよう、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

なお、この計画の福祉サービス分野における実施計画の性格を有する「第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画」の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

図表1-2 計画の期間

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
国	障害者基本計画（第4次）			障害者基本計画（第5次）								
岐阜県	第2期障がい者総合支援プラン ※第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画含む			第3期障がい者総合支援プラン ※第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画含む			第4期障がい者総合支援プラン ※第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画含む					
岐阜市	第4次障害者計画						第5次障害者計画					
	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画					



## 4 ニーズの把握等

計画の策定にあたり、障がいのある人のニーズ等を把握するために、令和4（2022）年11月に「障害者計画等策定実態調査」（以下「実態調査」といいます。）と令和5（2023）年5月から6月に障がい者関係団体等との意見交換を実施しました。

図表1-3 実態調査結果の概要

調査対象	調査方法	調査数	回答数	回答率（%）
①視覚障がい	各台帳等から、対象者を抽出し、郵送により調査票を配布・回収	289	167	57.8
②聴覚等障がい		288	159	55.2
③言語等障がい		96	52	54.2
④肢体不自由		995	504	50.7
⑤内部障がい		996	586	58.8
⑥知的障がい		489	244	49.9
⑦精神障がい		487	228	46.8
⑧指定難病		475	272	57.3
⑨手帳未所持		90	35	38.9
⑩障がい児		935	414	44.3

※①から⑨までは、18歳以上の人を対象としています。⑨は、障がい者手帳等を未所持で障害福祉サービス等受給者証を所持している人を対象としています。

図表1-4 意見交換を実施した障がい者関係団体等

対象団体 (20団体)
岐阜市身体障害者福祉協会
岐阜地区知的障がい者育成会
岐阜市視覚障害者福祉協会
岐阜市聴覚障害者協会
岐阜市肢体不自由児者父母の会
特定非営利活動法人 障害者自立センターつかいぼう
特定非営利活動法人 岐阜県難病団体連絡協議会岐阜支部
岐阜県自閉症協会岐阜市ブロック
岐阜市重症心身障害児(者)を守る会
岐阜市あけぼの会 (精神障害者家族会)
岐阜市立岐阜特別支援学校PTA
社会福祉法人 いぶき福祉会
社会福祉法人 岐東福祉会
社会福祉法人 舟伏
社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会
社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団
特定非営利活動法人 ぎふ難聴者協会
岐阜睦声会
公益社団法人 日本オストミー協会岐阜県支部
特定非営利活動法人 ぎふ脳外傷友の会長良川



第2章

障がいのある人を取り巻く状況

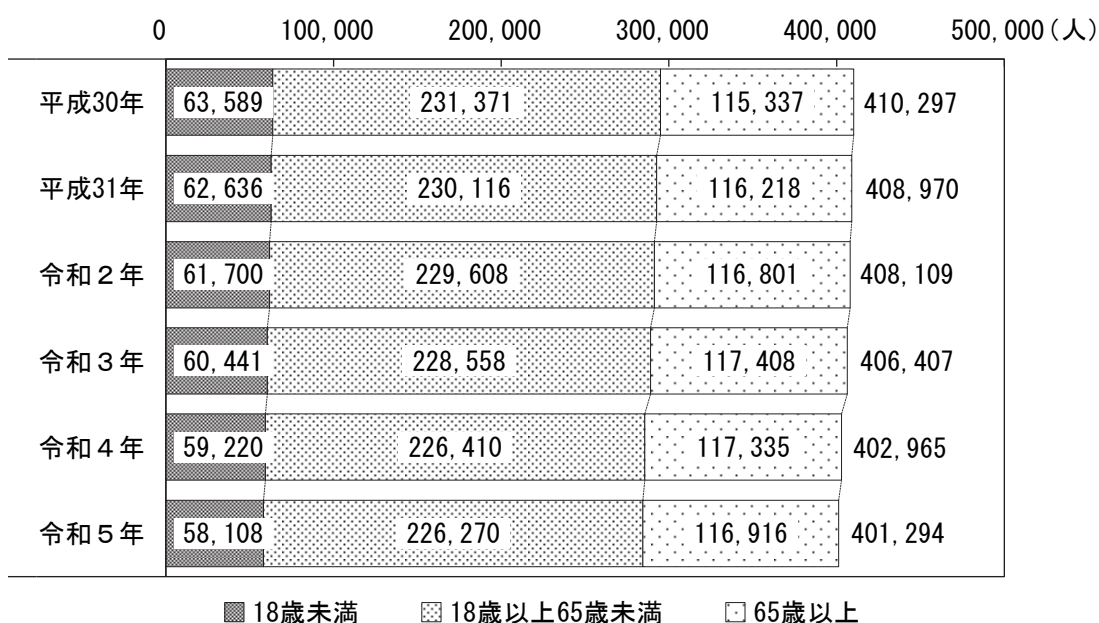
## I 岐阜市の人口と障がい者手帳等の所持者数

### 1 岐阜市の人口

令和5年4月1日現在、岐阜市の人口は401,294人であり、減少傾向にあります。

これを年齢階層別にみると、18歳未満は58,108人（14.5%）、18歳以上65歳未満は226,270人（56.4%）、65歳以上は116,916人（29.1%）です。18歳未満と18歳以上65歳未満は減少が続き、65歳以上は令和3年をピークに減少に転じています。

図表2-1 人口の推移（各年4月1日現在）



資料：岐阜市住民基本台帳

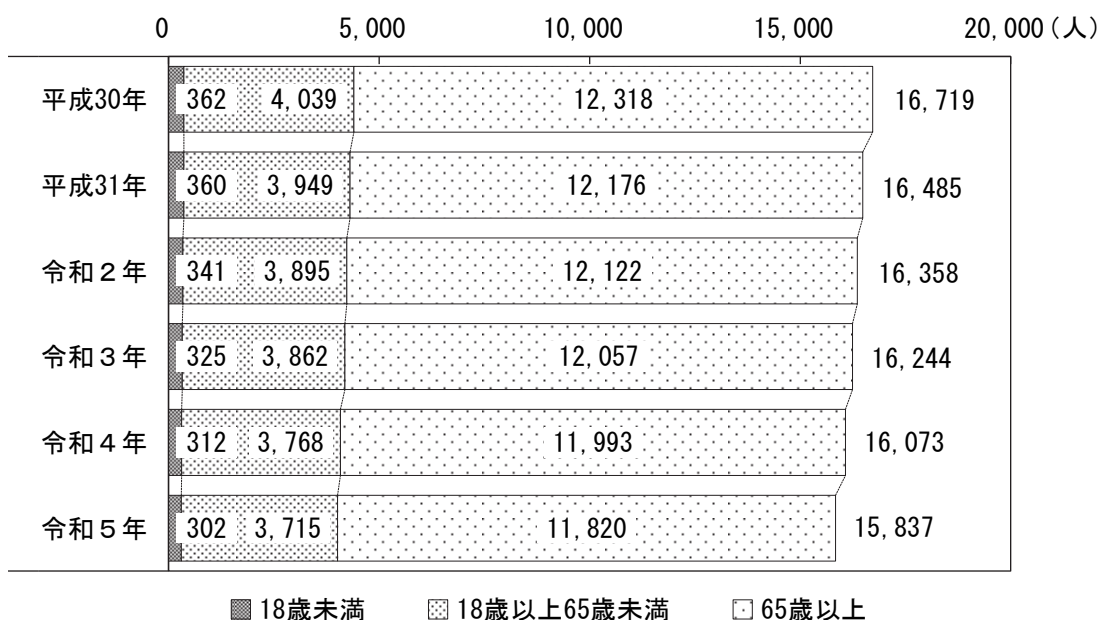
## 2 岐阜市の障がい者手帳等の所持者数

### (1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳は、肢体や視覚、聴覚、音声、言語などの機能のほか、心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫などの身体内部の機能に障がいのある人に対して、都道府県または指定都市、中核市より交付されます。

令和5年3月31日現在、岐阜市の身体障害者手帳所持者は15,837人であり、減少傾向にあります。年齢階層別にみると、18歳未満は302人（1.9%）、18歳以上65歳未満は3,715人（23.5%）、65歳以上は11,820人（74.6%）となっています。

図表2-2 身体障害者手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



資料：岐阜市障がい福祉課

令和5年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、肢体不自由が7,939人(50.1%)と最も多く、次いで、内部障がい5,513人(34.8%)などとなっています。障がいの等級別では、重度障がい(1・2級)が7,701人と、全体の48.7%を占めています。

図表2-3 身体障害者手帳所持者の障がいの種類別・等級別構成(令和5年3月31日現在)

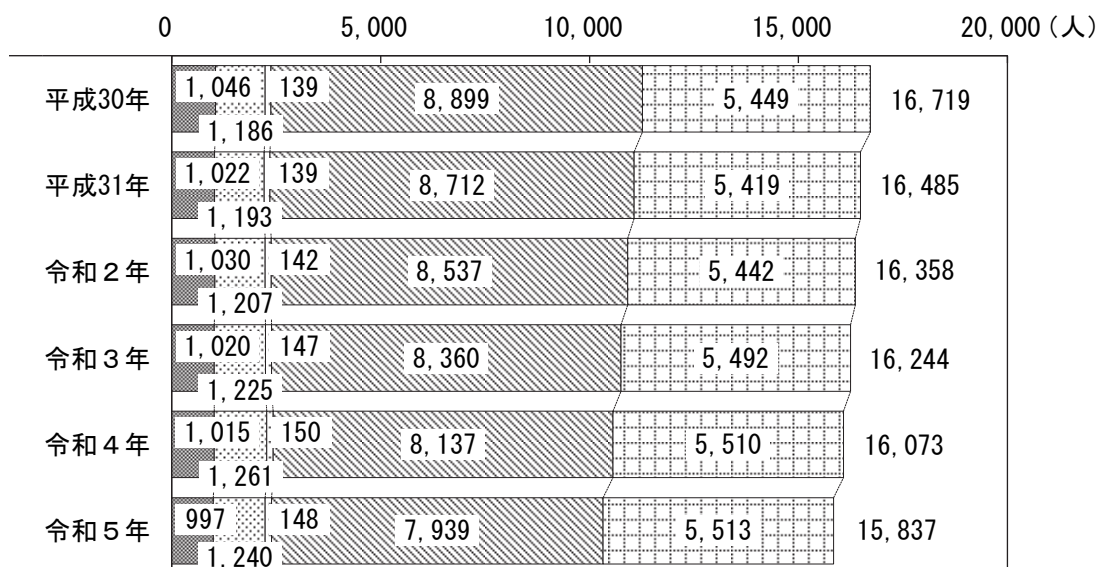
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	396	329	64	72	97	39	997
	39.7	33.0	6.4	7.2	9.7	3.9	100
聴覚・平衡 機能障がい	64	284	178	284	10	420	1,240
	5.2	22.9	14.4	22.9	0.8	33.9	100
音声・言語 ・そしゃく 機能障がい	2	7	84	55	—	—	148
	1.4	4.7	56.8	37.2	—	—	100
肢体不自由	1,650	1,963	1,847	1,490	674	315	7,939
	20.8	24.7	23.3	18.8	8.5	4.0	100
内部障がい	2,917	89	1,507	1,000	—	—	5,513
	52.9	1.6	27.3	18.1	—	—	100
合計	5,029	2,672	3,680	2,901	781	774	15,837
	31.8	16.9	23.2	18.3	4.9	4.9	100

※上段の単位は人、下段は障がいの種類別ごとの等級別構成比(%)

資料：岐阜市障がい福祉課

障がいの種類別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、視覚障がいと肢体不自由が減少傾向にあります。

図表2-4 身体障害者手帳所持者の障がいの種類別構成の推移（各年3月31日現在）

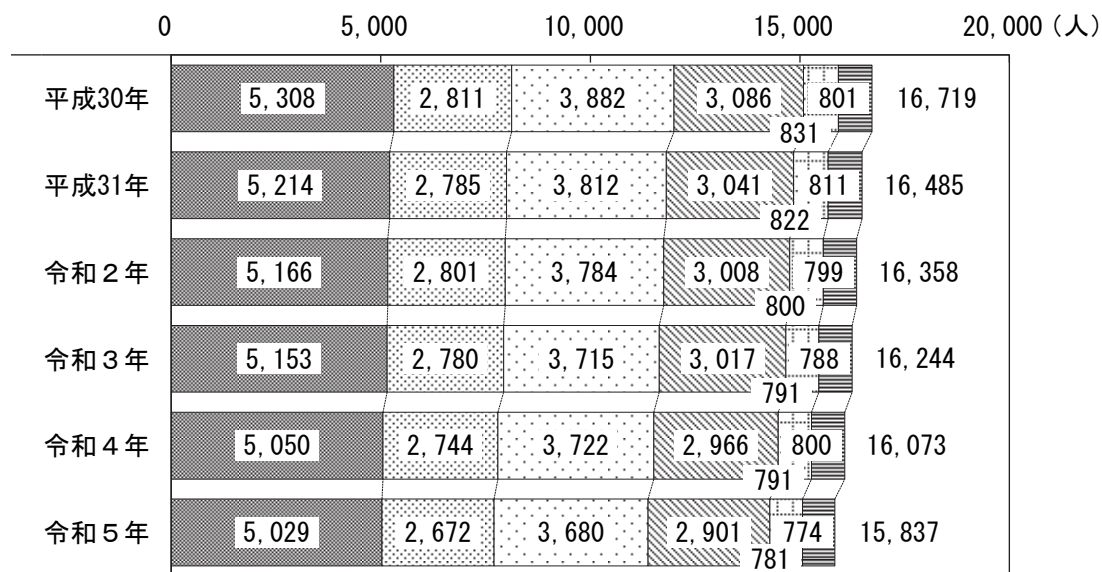


- 視覚障がい
- 音声・言語・そしゃく機能障がい
- ▨ 内部障がい
- ▩ 聴覚・平衡機能障がい
- ▧ 肢体不自由

資料：岐阜市障がい福祉課

障がいの等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、いずれの等級も減少傾向にあります。

図表2-5 身体障害者手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年3月31日現在）



- 1級
- ▨ 2級
- 3級
- ▩ 4級
- ▧ 5級
- ▦ 6級

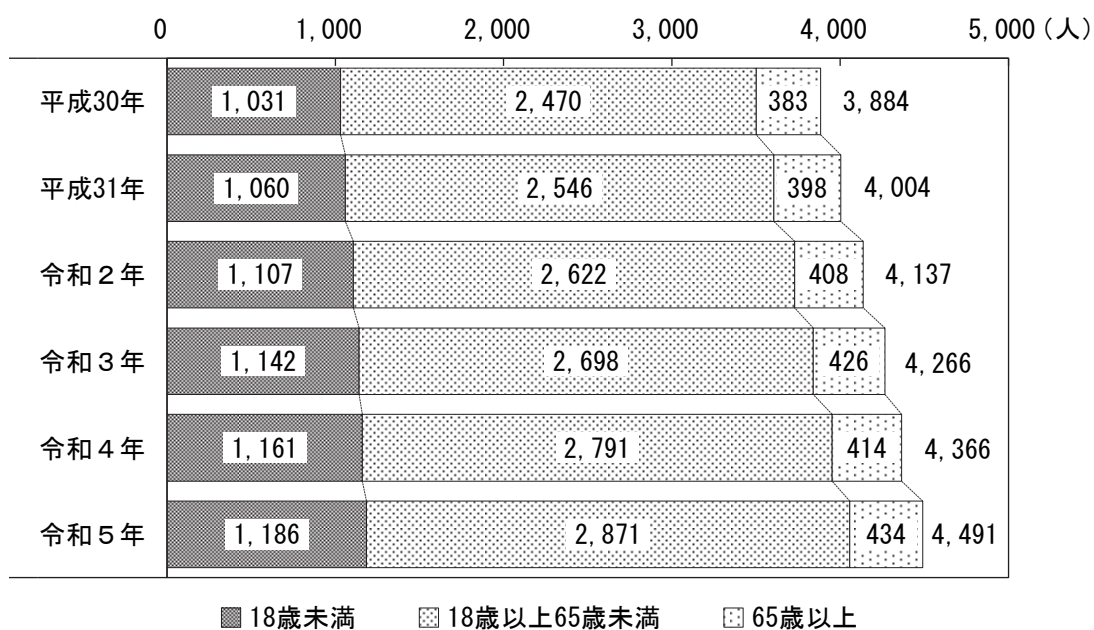
資料：岐阜市障がい福祉課

(2) 療育手帳所持者

療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。

令和5年3月31日現在、岐阜市の療育手帳所持者は4,491人であり、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は1,186人（26.4%）、18歳以上65歳未満は2,871人（63.9%）、65歳以上は434人（9.7%）となっています。

図表2-6 療育手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



資料：岐阜市障がい福祉課



令和5年3月31日現在の療育手帳所持者数を等級別にみると、最重度・重度（A・A1・A2）の障がいは1,665人で、全体の37.1%となっています。

図表2-7 療育手帳所持者の等級別構成（令和5年3月31日現在）

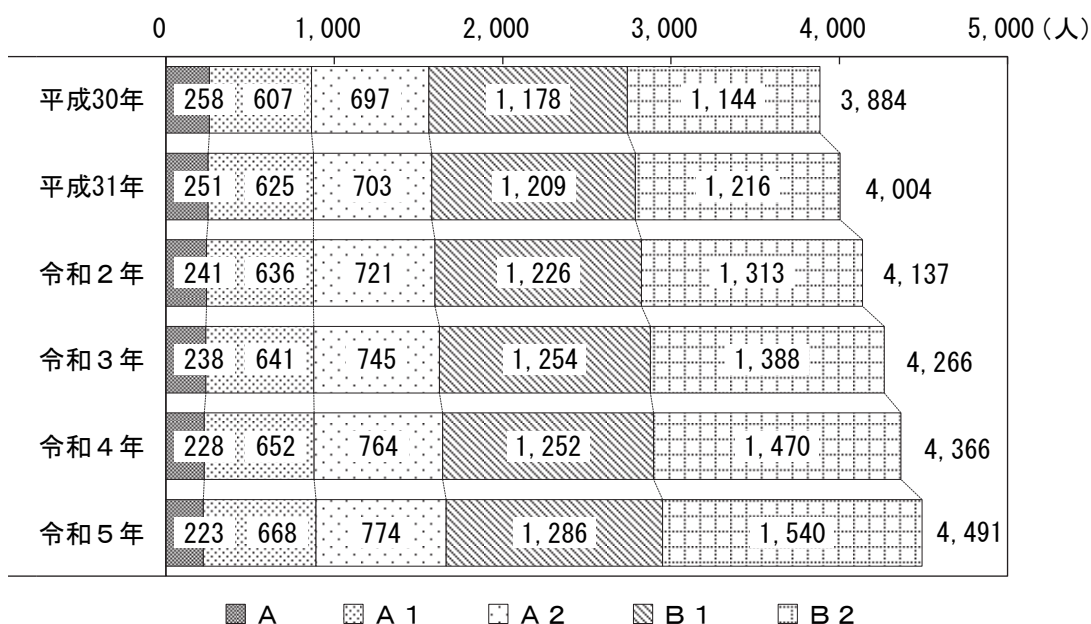
	A	A1	A2	B1	B2	合計
18歳未満	—	128	178	191	689	1,186
	—	10.8	15.0	16.1	58.1	100
18歳以上 65歳未満	122	532	538	858	821	2,871
	4.2	18.5	18.7	29.9	28.6	100
65歳以上	101	8	58	237	30	434
	23.3	1.8	13.4	54.6	6.9	100
合計	223	668	774	1,286	1,540	4,491
	5.0	14.9	17.2	28.6	34.3	100

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比(%)

資料：岐阜市障がい福祉課

障がいの等級別に療育手帳所持者数の推移をみると、AをA1・A2に分けた制度変更に伴うAを除き、いずれの等級も増加傾向にあります。

図表2-8 療育手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年3月31日現在）



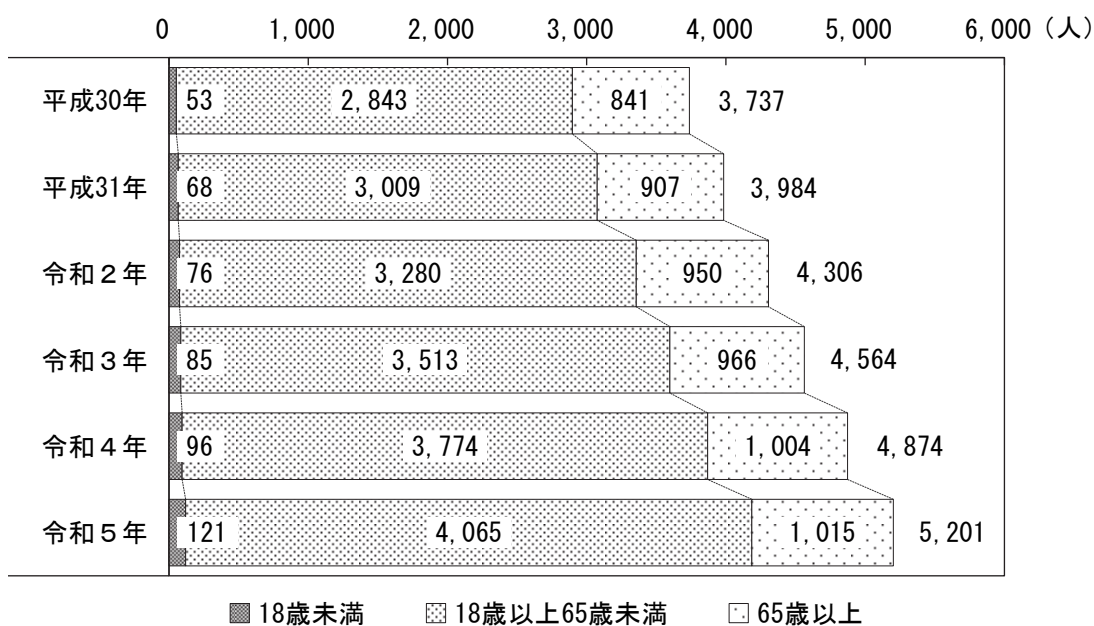
資料：岐阜市障がい福祉課

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳は、統合失調症やてんかん、気分障がい（双極性障がい等）、高次脳機能障がいなどにより、一定の精神障がいの状態にあると認定された人に対して、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。

令和5年3月31日現在、岐阜市の精神障害者保健福祉手帳所持者は5,201人であり、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は121人（2.3%）、18歳以上65歳未満は4,065人（78.2%）、65歳以上は1,015人（19.5%）となっています。

図表2-9 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



資料：岐阜市地域保健課

令和5年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別に見ると、1・2級が4,490人で、全体の86.3%となっています。

図表2-10 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成（令和5年3月31日現在）

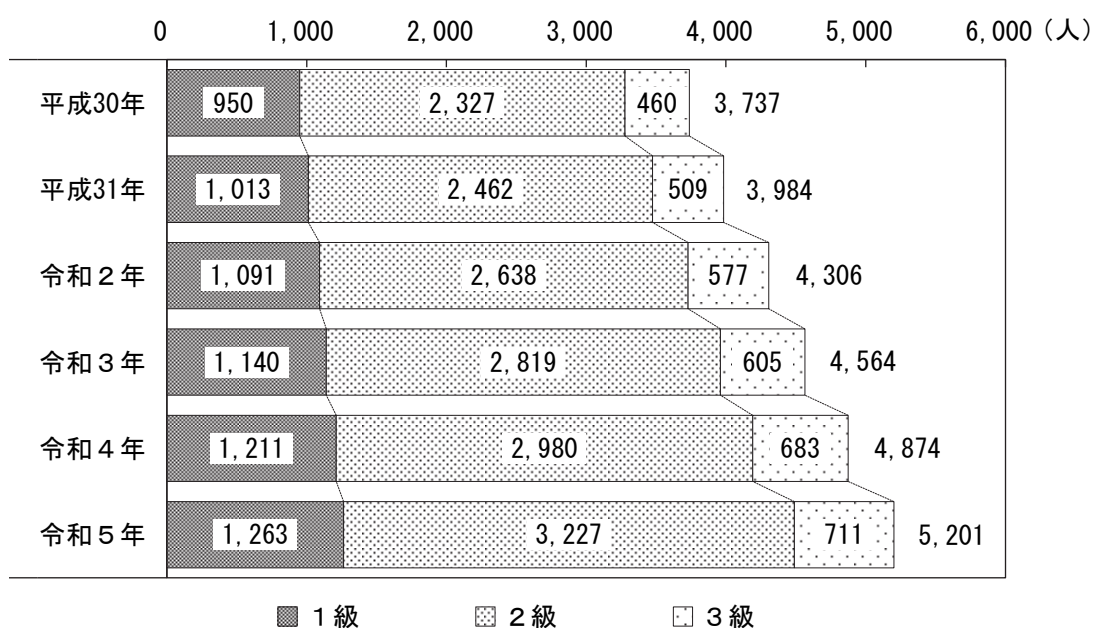
	1 級	2 級	3 級	合 計
18歳未満	34	69	18	121
	28.1	57.0	14.9	100
18歳以上 65歳未満	766	2,660	639	4,065
	18.8	65.4	15.7	100
65歳以上	463	498	54	1,015
	45.6	49.1	5.3	100
合 計	1,263	3,227	711	5,201
	24.3	62.0	13.7	100

※上段の単位は人、下段は年齢階層ごとの等級別構成比(%)

資料：岐阜市地域保健課

障がいの等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、いずれの等級も増加傾向にあります。

図表2-11 精神障害者保健福祉手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年3月31日現在）



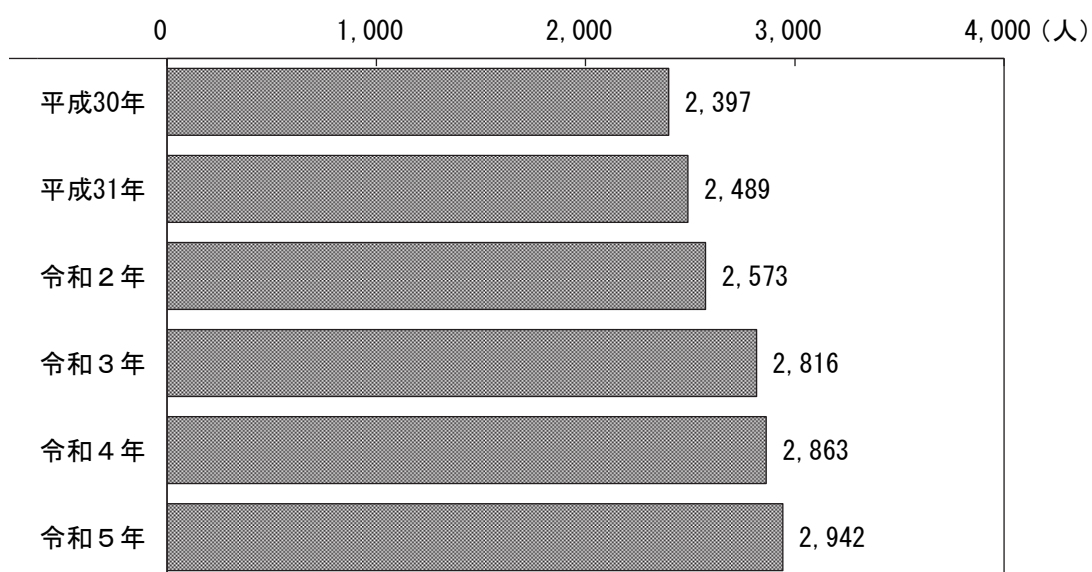
資料：岐阜市地域保健課

(4) 難病患者

難病は、原因が不明で治療方法が確立していない疾病をいい、このうち国が指定する特定の疾病の患者に対して、医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」（以下「難病法」といいます。）における指定難病の患者に対して、医療費の助成が行われています。

令和5年3月31日現在、岐阜市の特定医療費（指定難病）の受給者は2,942人であり、増加傾向にあります。

図表2-12 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移（各年3月31日現在）



※対象は、平成27年1月に56疾病から110疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和3年11月には338疾病に拡大

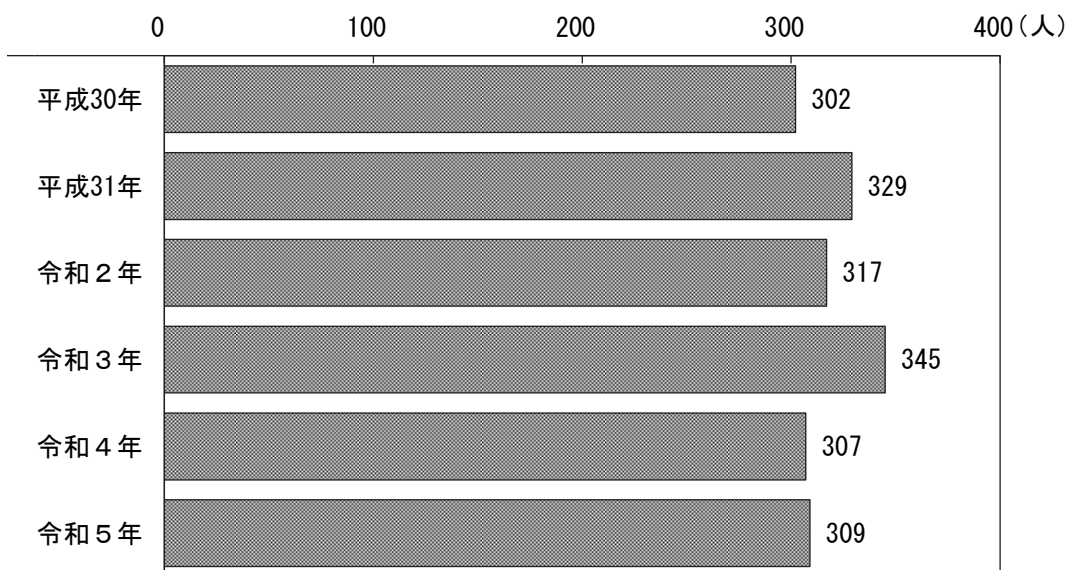
資料：岐阜市地域保健課

## (5) 小児慢性特定疾病患者

治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾病の患者に対しては、児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、小児慢性特定疾病医療費として助成が行われています。

令和5年3月31日現在、岐阜市の小児慢性特定疾病医療費の受給者は309人であり、ほぼ横ばい傾向にあります。

図表2-13 小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数の推移（各年3月31日現在）



※対象は、平成27年1月に514疾病から704疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和3年11月には788疾病に拡大

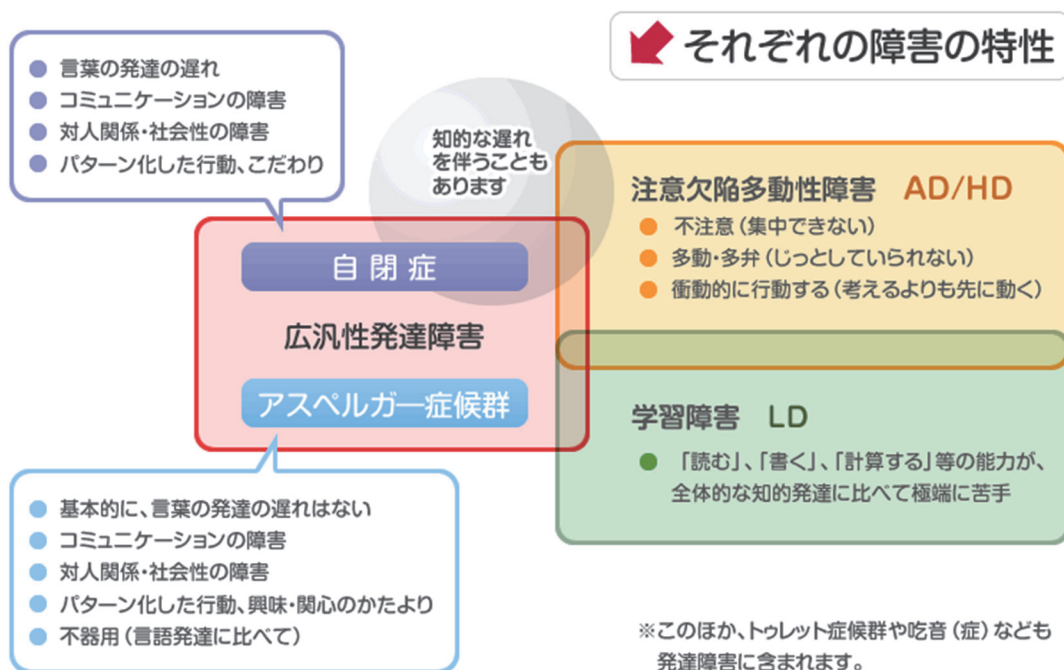
資料：岐阜市地域保健課

(6) 発達障がいのある人

発達障がいは、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能障がいで、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。なお、広汎性発達障がいではなく、自閉症スペクトラムや自閉症スペクトラム障がいと呼ばれることもあります。

発達障がいのある人は、知的障がいを伴うこともあり、療育手帳を所持する人もいるほか、精神障害者保健福祉手帳を所持する人、手帳を取得できない人もいます。このように、発達障がいのある人の数を正確に把握することは困難な状況であるため、人口のおおむね1割程度とも推計されています。

今後、関係する団体とともに、発達障がいのある人の数を把握する手法について研究し、必要に応じて、発達障がいのある人の障がい認定のあり方等について国に要望していきます。

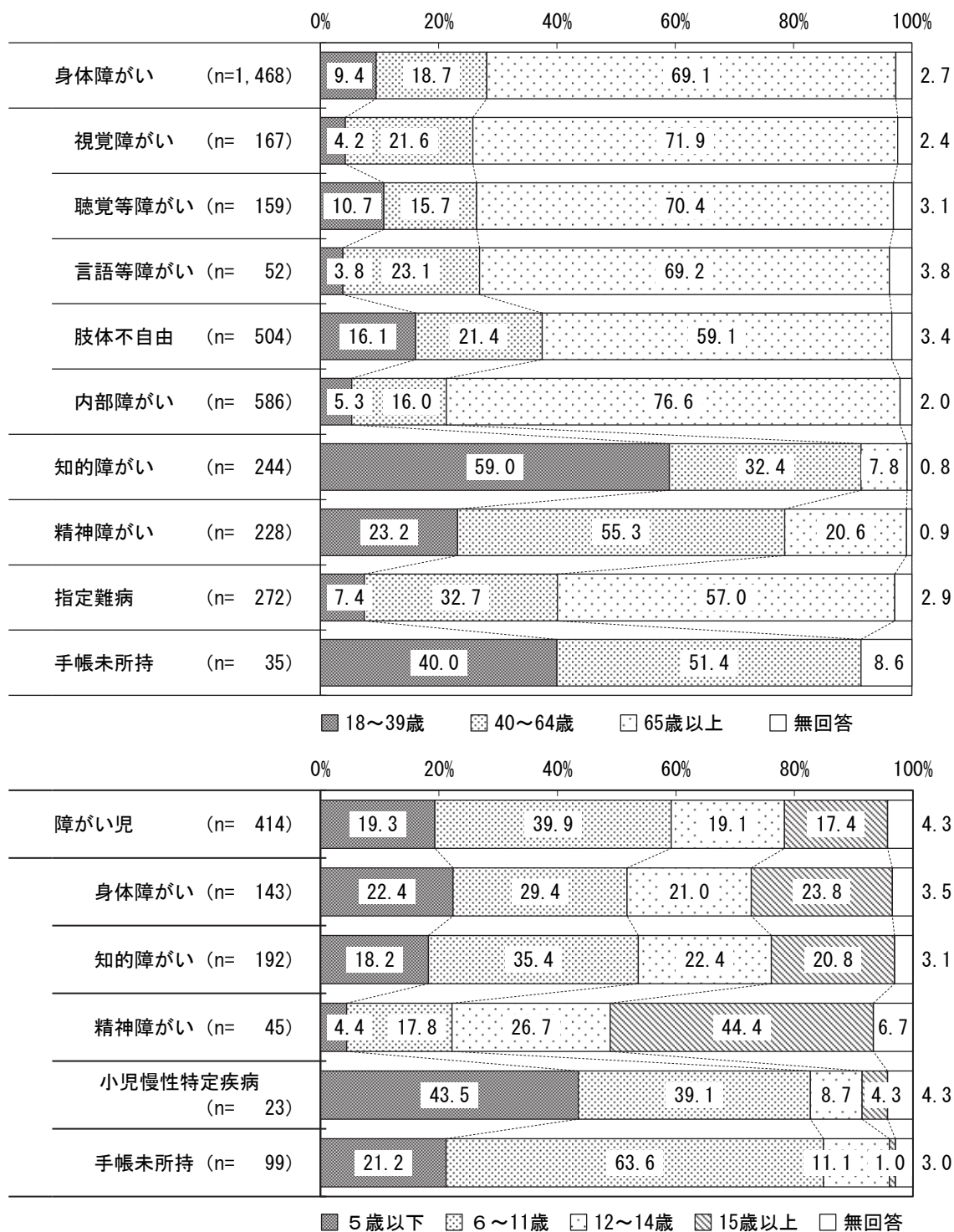


資料：政府広報オンライン

## II 障がいのある人の現状とニーズ

ここでは、障がいのある人への実態調査や障がい者関係団体等との意見交換により把握した障がいのある人の現状とニーズについて示します。

図表2-14 実態調査の回答者の年齢





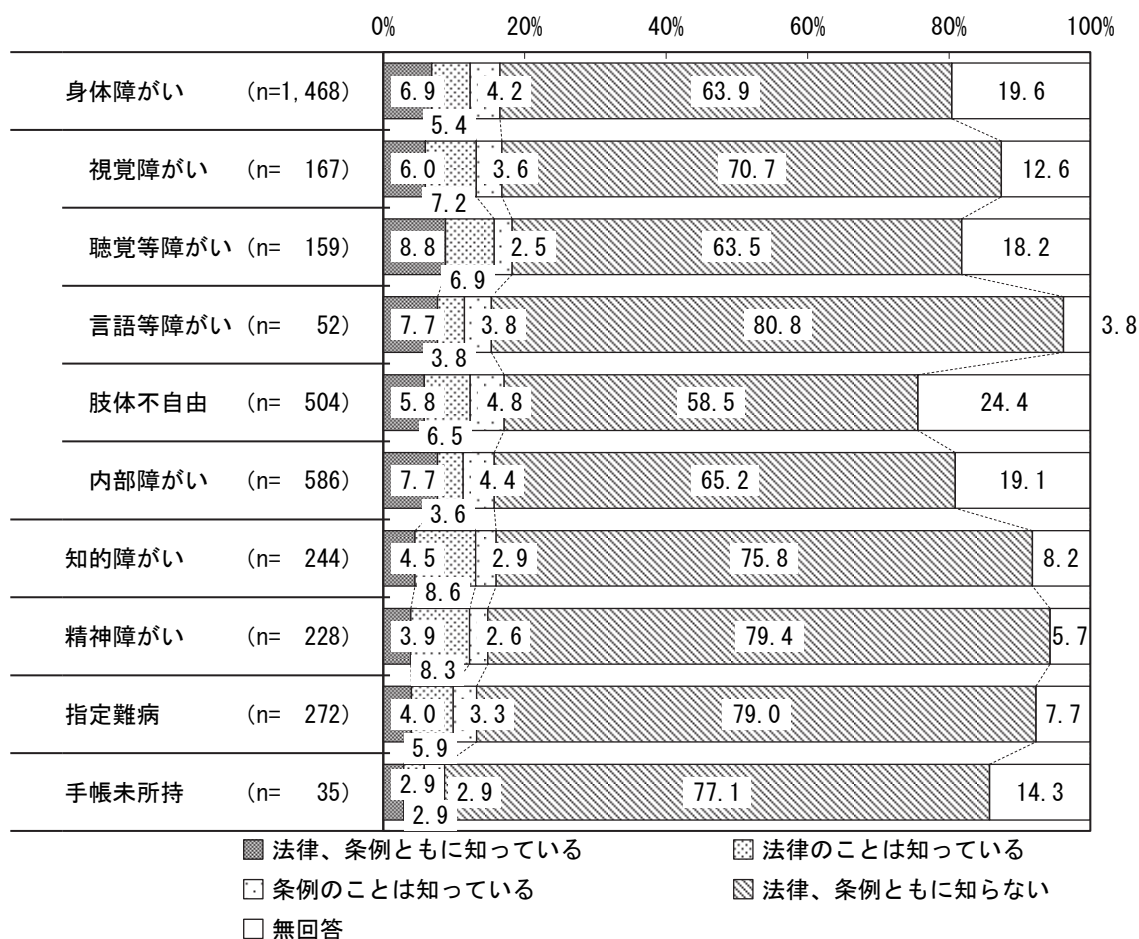
## 1 障がいのある人が参画するまちづくりに向けて

### (1) 障害者差別解消法と「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」の認知度

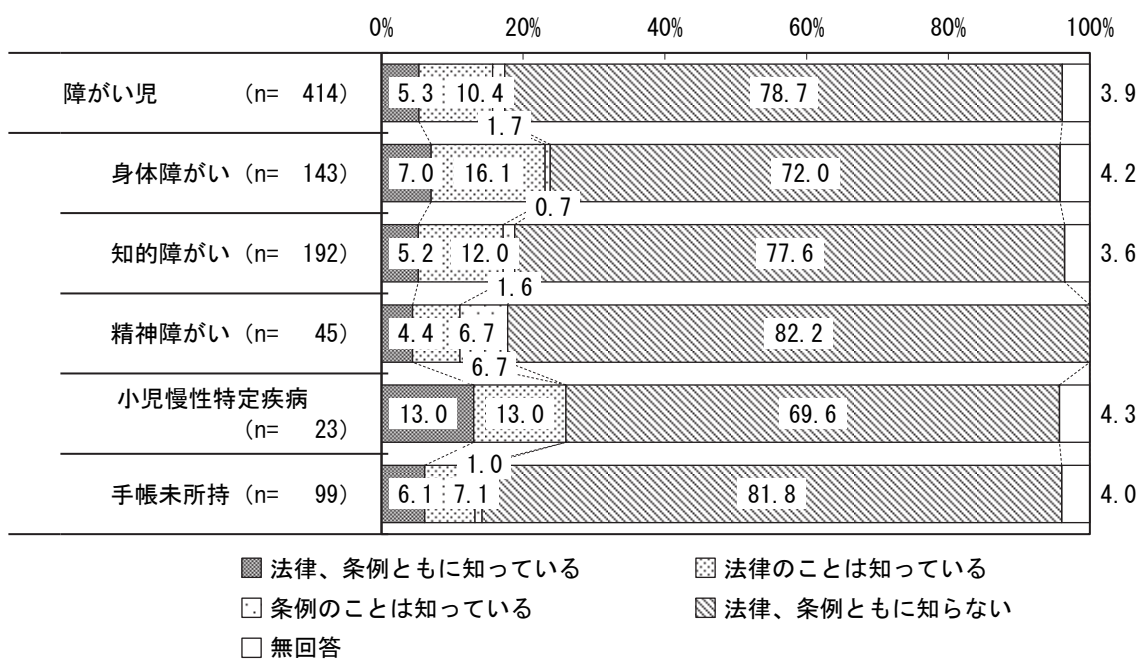
法律の認知度（「法律、条例ともに知っている」と「法律のことは知っている」の合計）は、おおむね1割前後にとどまっています。

条例の認知度（「法律、条例ともに知っている」と「条例のことは知っている」の合計）も、おおむね1割前後にとどまっています。

図表2-15 障害者差別解消法と「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」の認知度



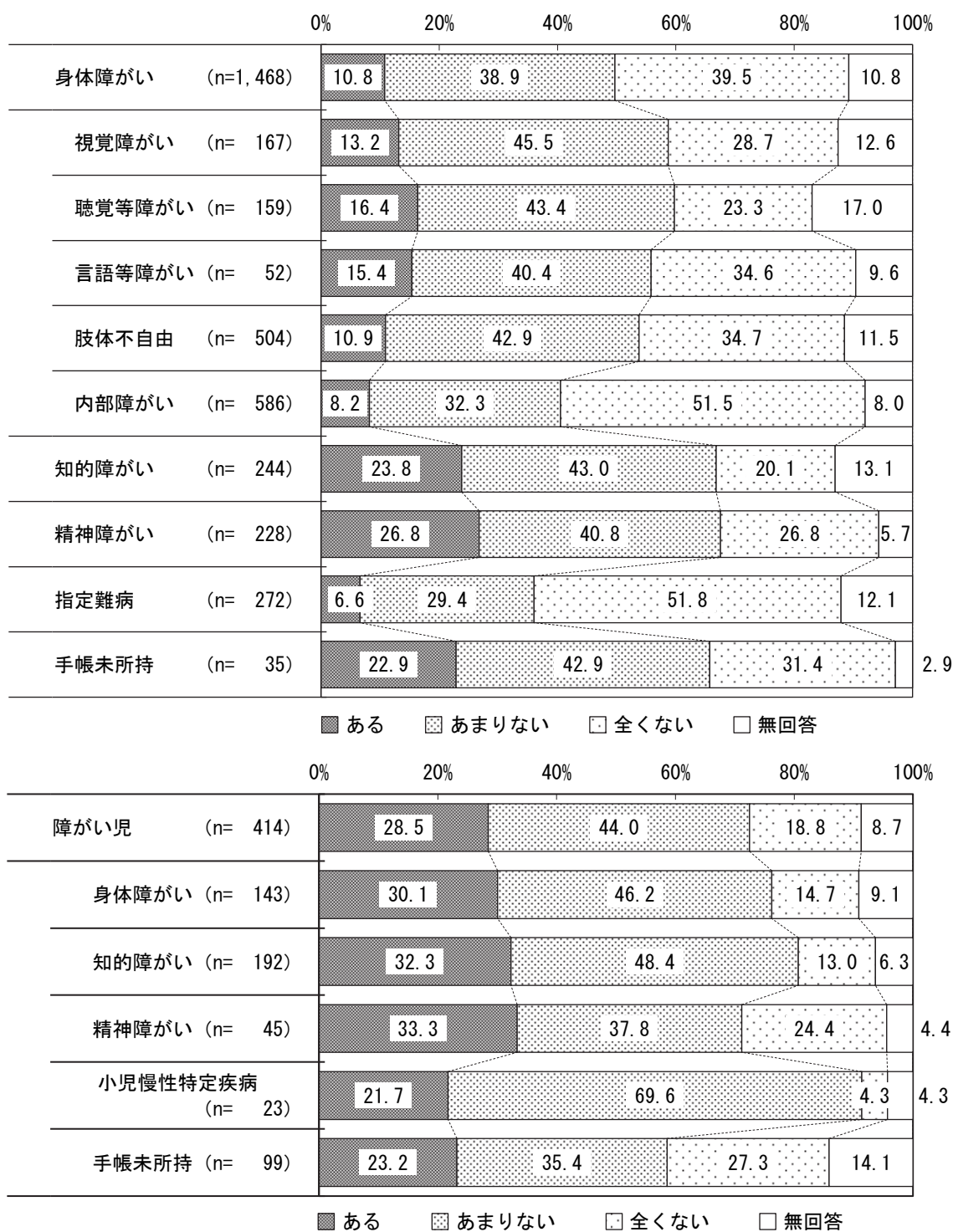




(2) 差別や偏見の実感

障がいがあるためにこの3年間で差別や偏見を感じたことがある人は、知的や精神に障がいのある人、障がいのある児童などで2割を超えています。身体に障がいのある人や指定難病患者では1割前後となっています。

図表2-16 この3年間で差別や偏見を感じた経験



**差別や偏見の事例**

差別や偏見を感じた事例として、次のような記述がありました。

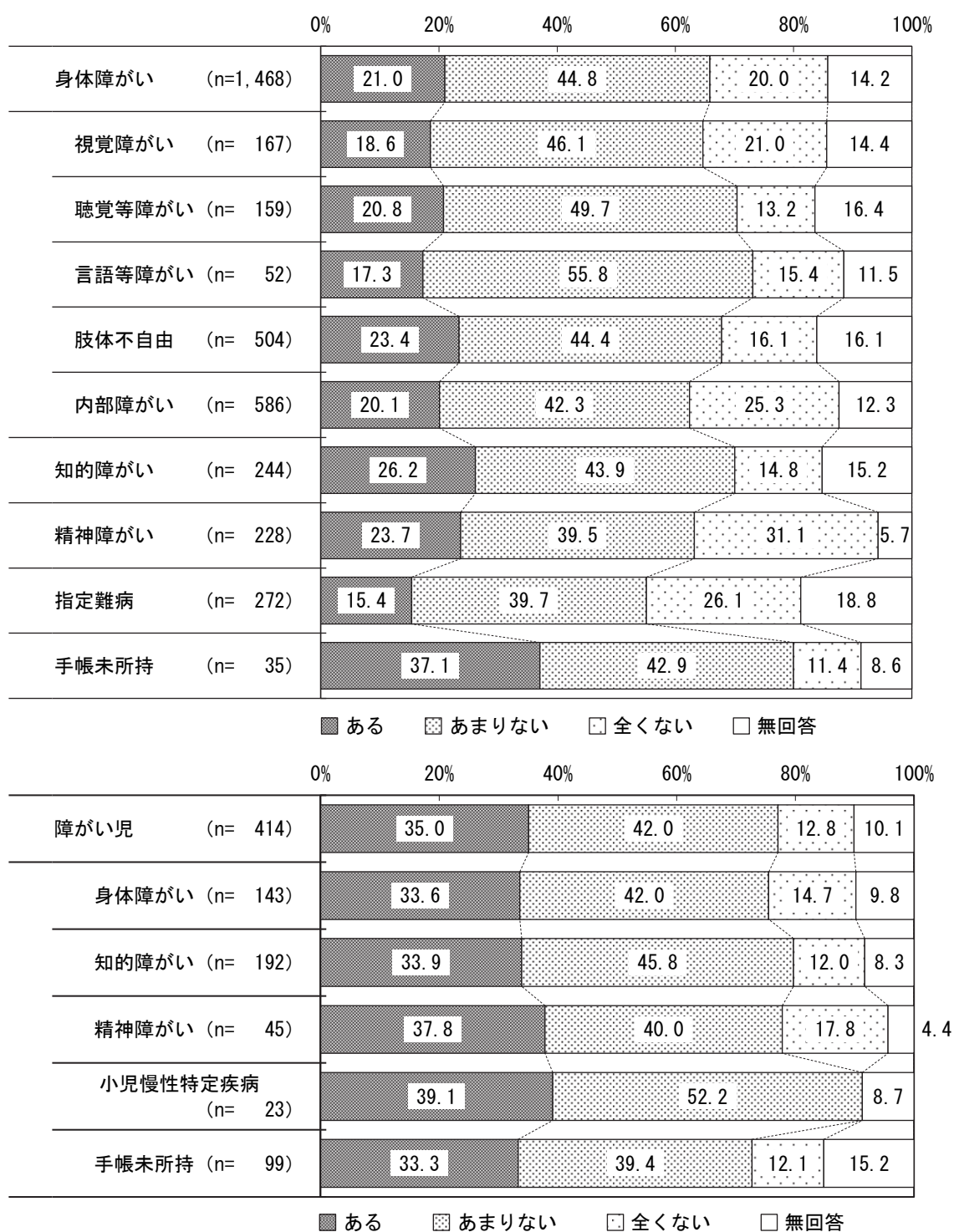
- ・障がいがあるのに、そんなふうには見えないといつも言われる。見た目が普通なので、何でもできると思われる。逆に理解しづらいということを理解してもらえないこともある。
- ・ヘルプマークをつけていても優先席にすわれない。見た目でわかる病気じゃないから理解されにくい。
- ・バスに乗ったとき、ヘルプマークを付けていたら、指をさして笑われた。
- ・外見から障がいがあることがわかりにくいのか、障がい者用駐車エリアに車を止めた際に指をさされたことがある。
- ・奇異なまなざしを投げかけられたり、振り返って見返される。
- ・ジロジロ見られる。
- ・人工呼吸器を使っているので「かわいそうだ」と言われたり冷たい視線を感じる。
- ・杖を使って歩いたり、車いすを利用していると、物珍しそうな目で見られることがある。
- ・点字ブロックの上に、商品や自転車など障害物が置かれていて歩きにくいことがたまにある。
- ・聞こえないのにちゃんと聞いていないと思われる。
- ・聞こえないので筆記をお願いしても聞いてもらえない。医師や医療機関の受付などで診察を拒否される。聞こえないと言うと侮蔑表現でバカにされる。
- ・公共交通機関を使って移動中、障がいの特性であるがために、大きな声を出したら罵声を浴びせられました。障がいがある人もない人も、ともに暮らせる…という言葉の思い出しながら、ぐっと涙を堪えながら、謝り続け、次のバス停で降りました。
- ・50代の大人に向かって子ども相手のような口調で話された。
- ・パート面接時、「日常生活に支障はないが、障がい者手帳を持っている」と伝えたら「それだと難しいね」と言われた。
- ・保育園や小規模保育園、幼稚園への見学の際に、ほかに通ってはどうかと嫌がられたり、理由の説明なく入園を断られた。

(3) 理解や配慮の実感

この3年間で障がいについての理解や配慮があり、よかったと感じたことがある人は、障がいのある児童などが3割以上となっている一方、指定難病患者は1割台にとどまっています。そのほかは、2割台となっています。

差別や偏見を感じた経験と比べると、精神に障がいのある人を除き、理解や配慮があり、よかったと感じた経験の方が高くなっています。

図表2-17 この3年間で理解や配慮があり、よかったと感じた経験



理解や配慮の事例

理解や配慮を感じた事例として、次のような記述がありました。

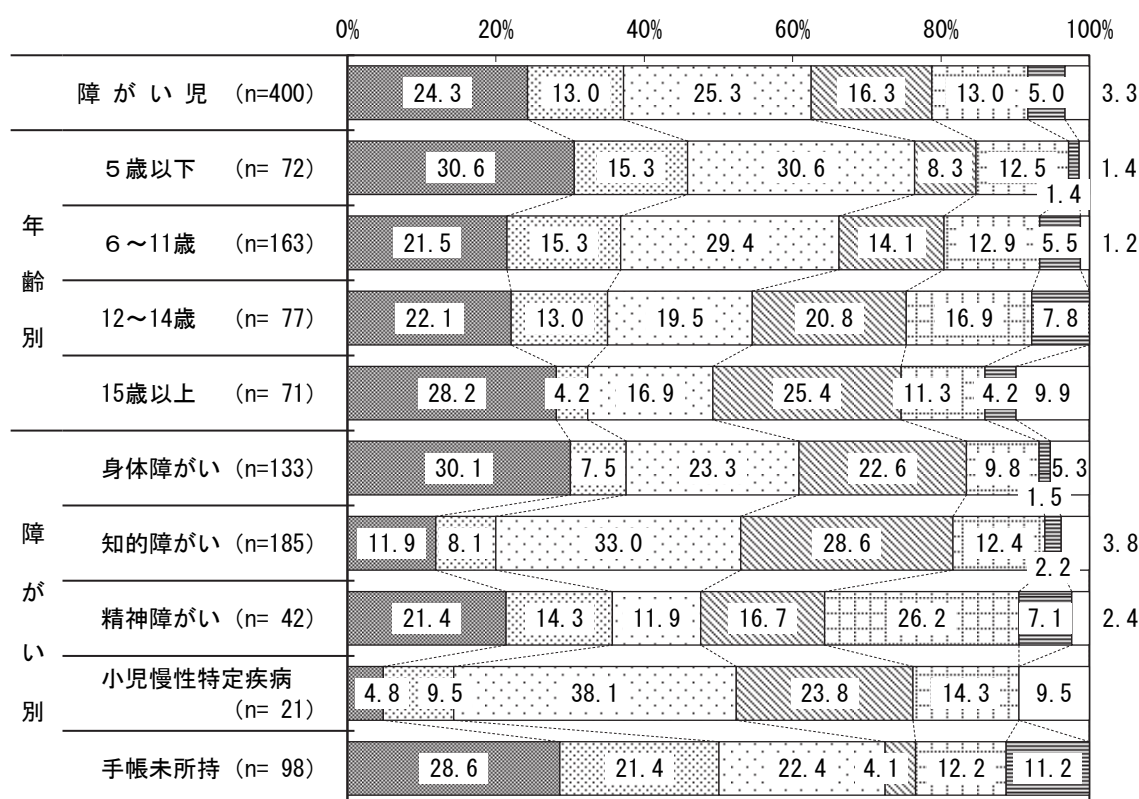
- ・まちで「お手伝いしましょうか」と声をかけてもらえることがある。
- ・役所や金融機関の窓口での対応が親切になり、内容によりできないものもあるが代筆や代読が頼みやすくなった。
- ・耳が聞こえないことを伝えると、筆談で対応してくれた。
- ・ホテルはもちろんサービス施設のテレビに字幕がつくようになった。
- ・地域の防災訓練に要約筆記者を派遣してもらいノートテイクで情報保障を受けたので、内容がよく理解できた。こういう支援のおかげで参加できた。
- ・ときどきエレベーターを車いすで乗るとき、ドアを押さえてくれたりする。
- ・スーパーで車いすへの移乗をしていたら、「何かお手伝いすることはありますか」と、声をかけていただいた。
- ・スーパーの買物中に上の段の品物を取ってくれる人がいた。また、何かお手つだいしましょうかと言われた。
- ・ヘルプマークをつけていたからか、バスの中で席をゆずってくれた人がいた。
- ・職場の仲間の理解や配慮がある。
- ・職場の上司の理解があり、仕事上も配慮していただけていることがよかった。
- ・職場で仕事をわかりやすくかみくだいて伝えてもらえる。
- ・仕事場で通院の日や体調に気をつけてくれる。
- ・理解してもらえる会社に勤めることができ、正社員になることができた。
- ・普通に接してくれる。かわいそうだとか無理して必要以上に優しくではなく、顔を見て挨拶したり、名前を呼んでくれたり、普通のコミュニケーションがすごくうれしい。

(4) インクルーシブ教育に関する意向

就学形態の希望としては、《主として特別支援教育を受けたい》（「特別支援学級で勉強しながら、障がいのない子と勉強する機会をもちたい」と「同じような障がいのある子と一緒にのクラスで勉強したい」の合計）、《主として通常学級で教育を受けたい》（「障がいのあるなしに関係なく、一緒にのクラスで勉強したい」と「通常の学級で勉強しながら、障がいのある子と勉強する機会をもちたい」の合計）とも4割前後となっています。

なお、《主として通常学級で教育を受けたい》は学齢が高いほど低くなっています。

図表2-18 就学形態の希望

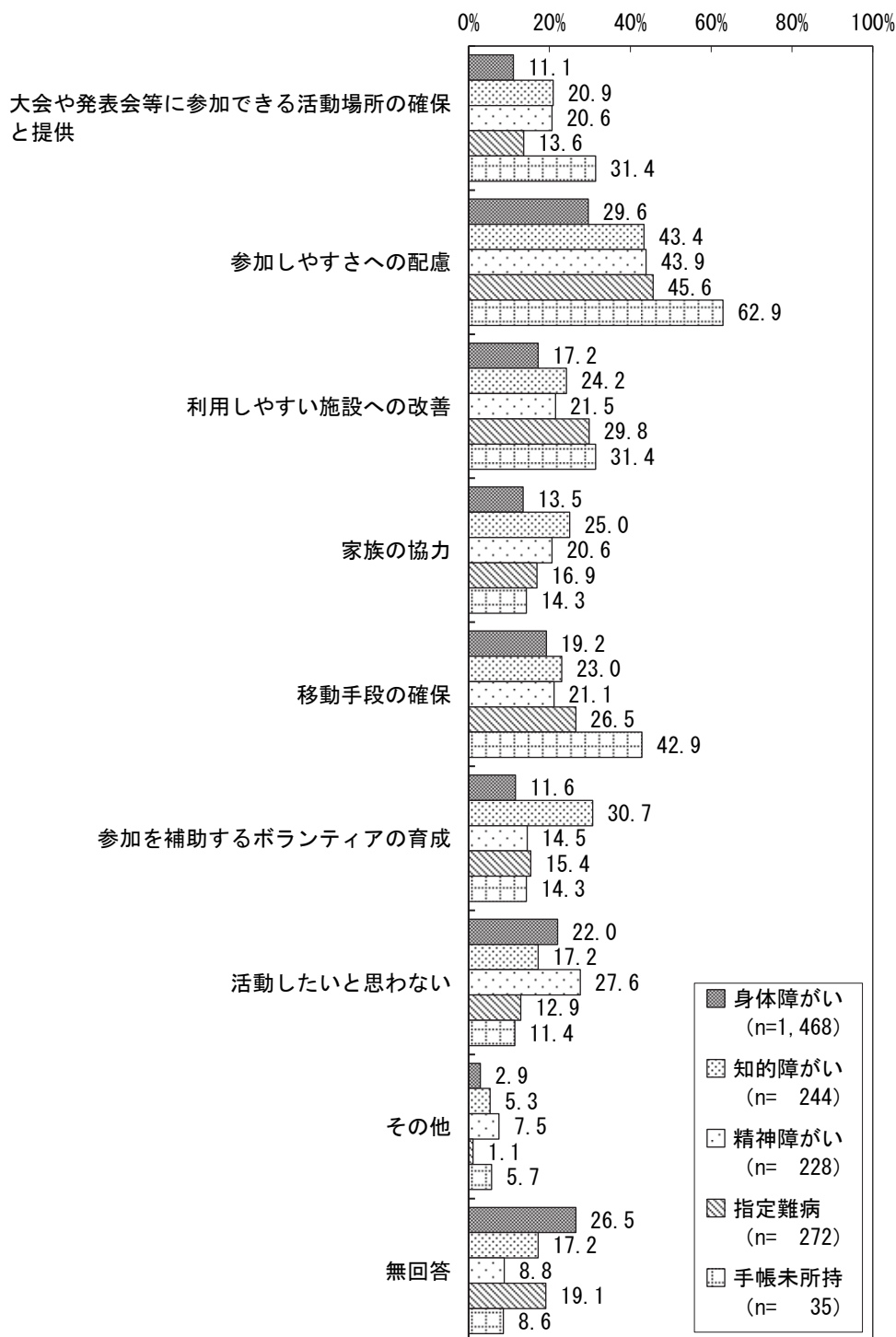


- 障がいのあるなしに関係なく、一緒にのクラスで勉強したい
- ▨ 通常の学級で勉強しながら、障がいのある子と勉強する機会をもちたい
- ▤ 特別支援学級で勉強しながら、障がいのない子と勉強する機会をもちたい
- ▧ 同じような障がいのある子と一緒にのクラスで勉強したい
- わからない
- その他
- 無回答

(5) 障がいのある人の社会参加に関するニーズ

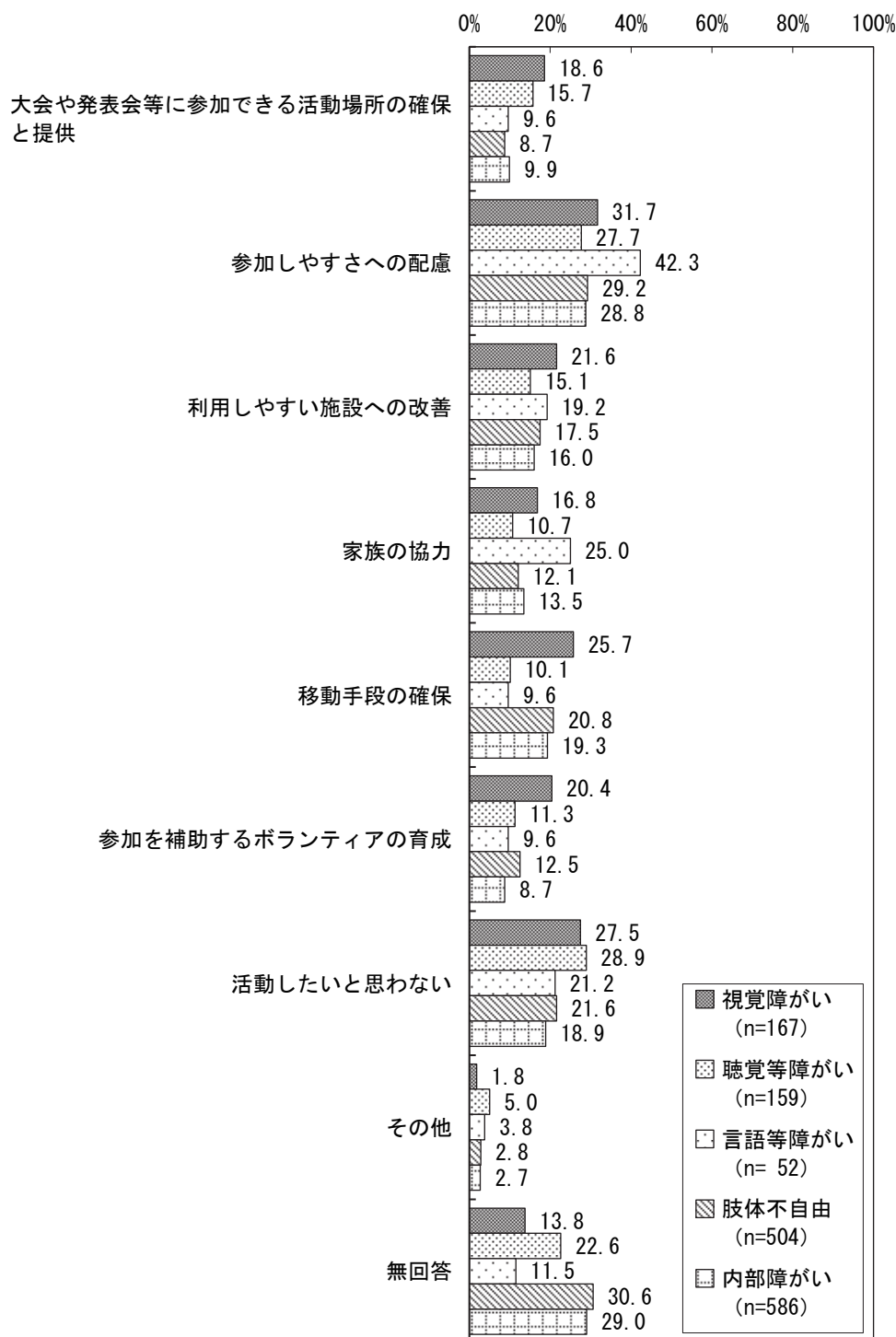
障がいのある人が社会活動に参加するために必要なこととしては、いずれも「参加しやすさへの配慮」がおおむね4割を占めて最も高くなっています。

図表2-19 社会活動に参加するために必要なこと（複数回答可）



身体に障がいのある人の中では、聴覚等障がいのある人で「活動したいとは思わない」が最も高くなっていますが、これ以外の具体的な選択項目の中では「参加しやすさへの配慮」が最も高くなっています。

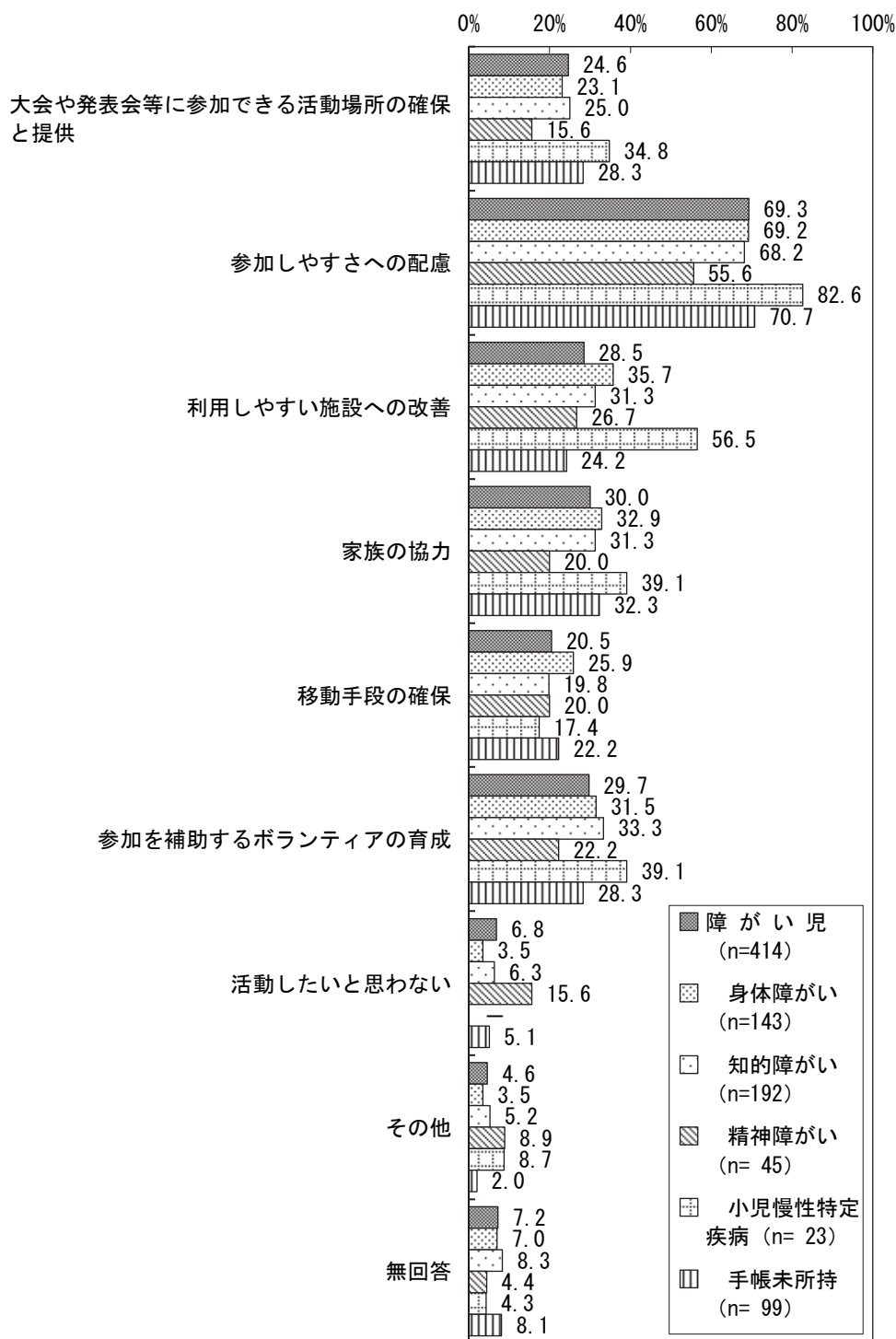
図表2-20 社会活動に参加するために必要なこと（身体障がいの種類別、複数回答可）





障がいのある児童では「参加しやすさへの配慮」が約7割に及び最も高く、次いで、「家族の協力」、「参加を補助するボランティアの育成」が3割程度となっています。

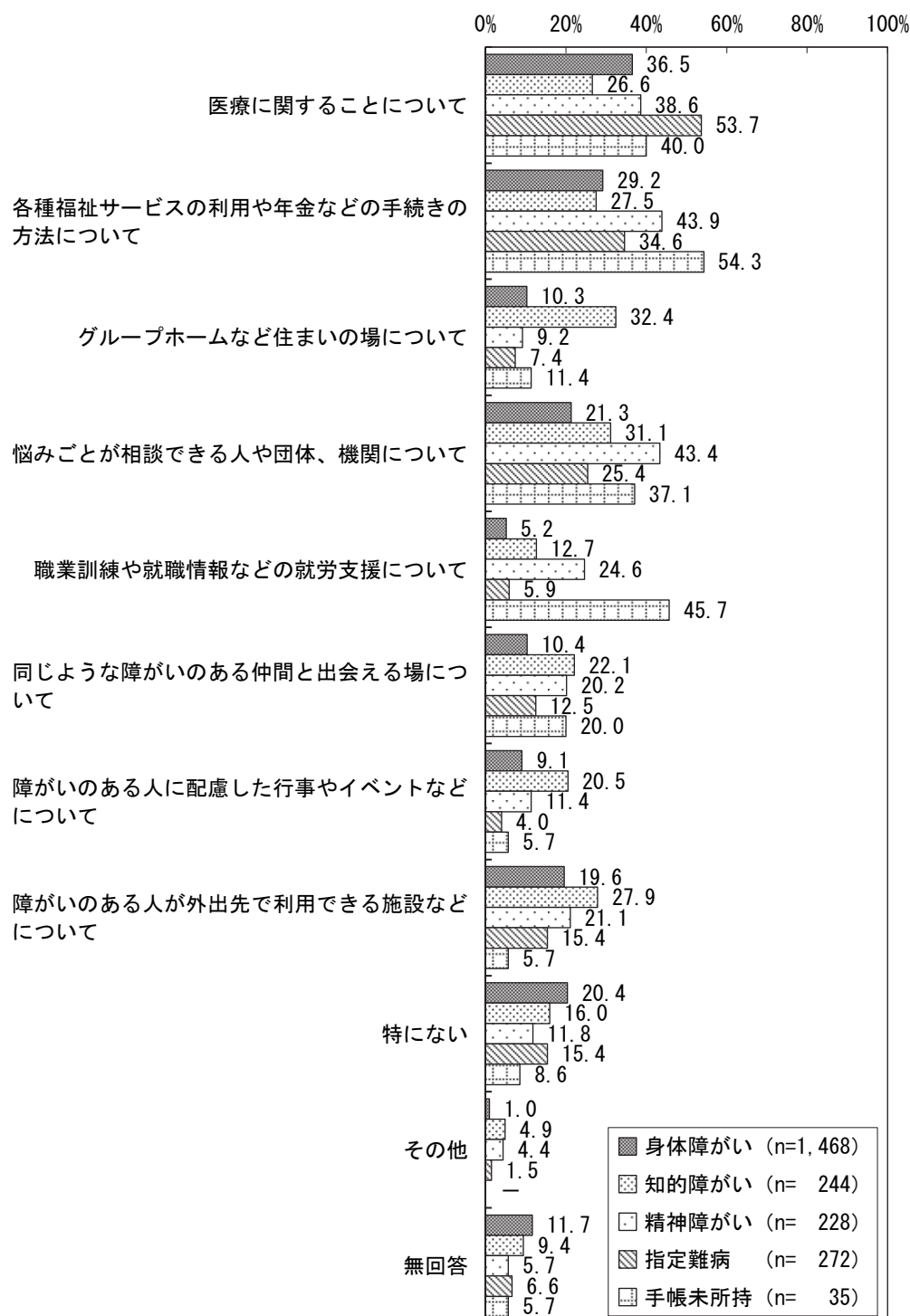
図表2-21 社会活動に参加するために必要なこと（障がい児、複数回答可）



(6) 情報アクセシビリティとコミュニケーションの実態

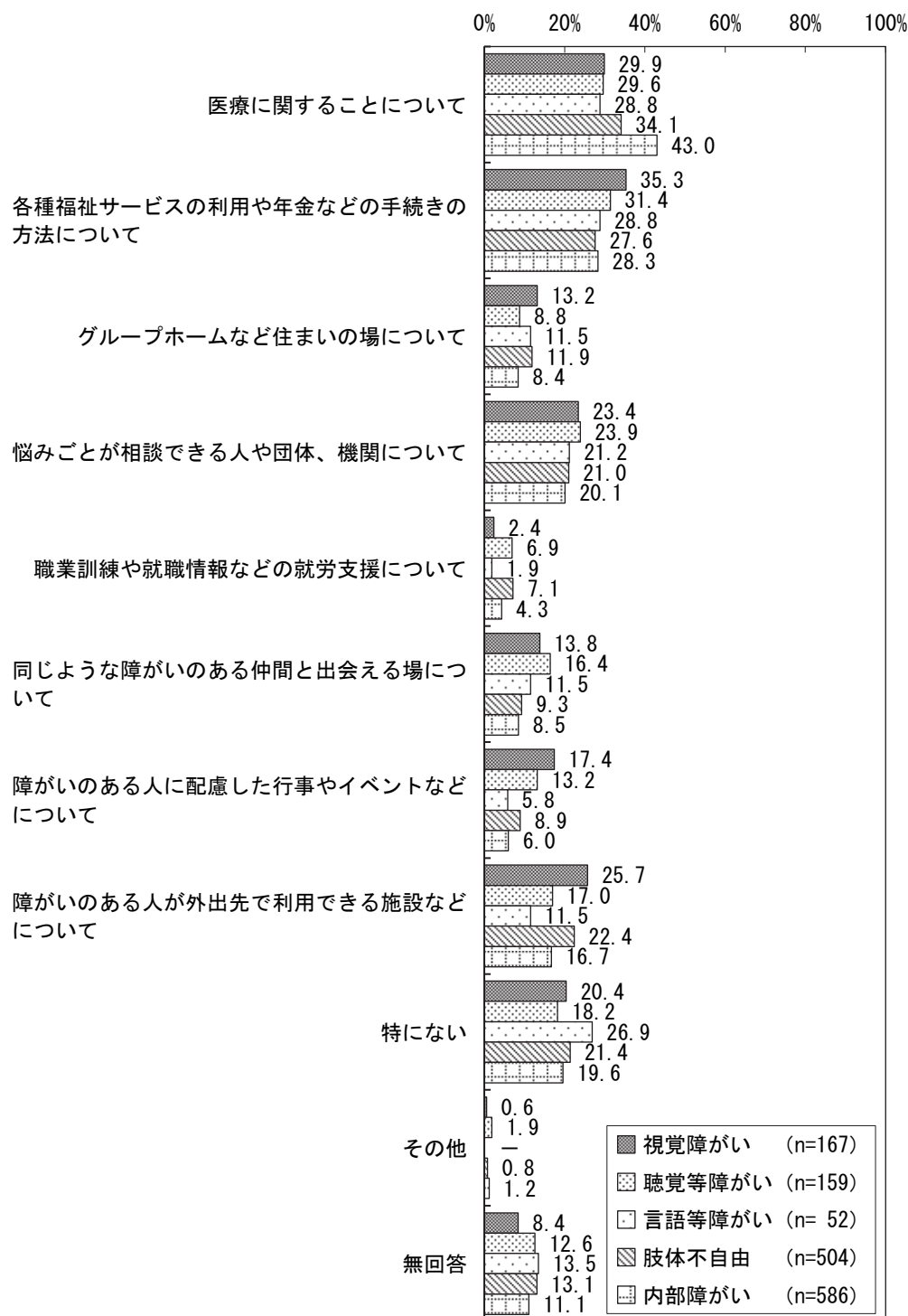
必要な情報としては、身体に障がいのある人と指定難病患者では「医療に関することについて」、知的障がいのある人では「グループホームなど住まいの場について」、精神に障がいのある人では「各種福祉サービスの利用や年金などの手続きの方法について」が最も高く、障がいの種類によって異なります。

図表2-22 必要とする情報（複数回答可）



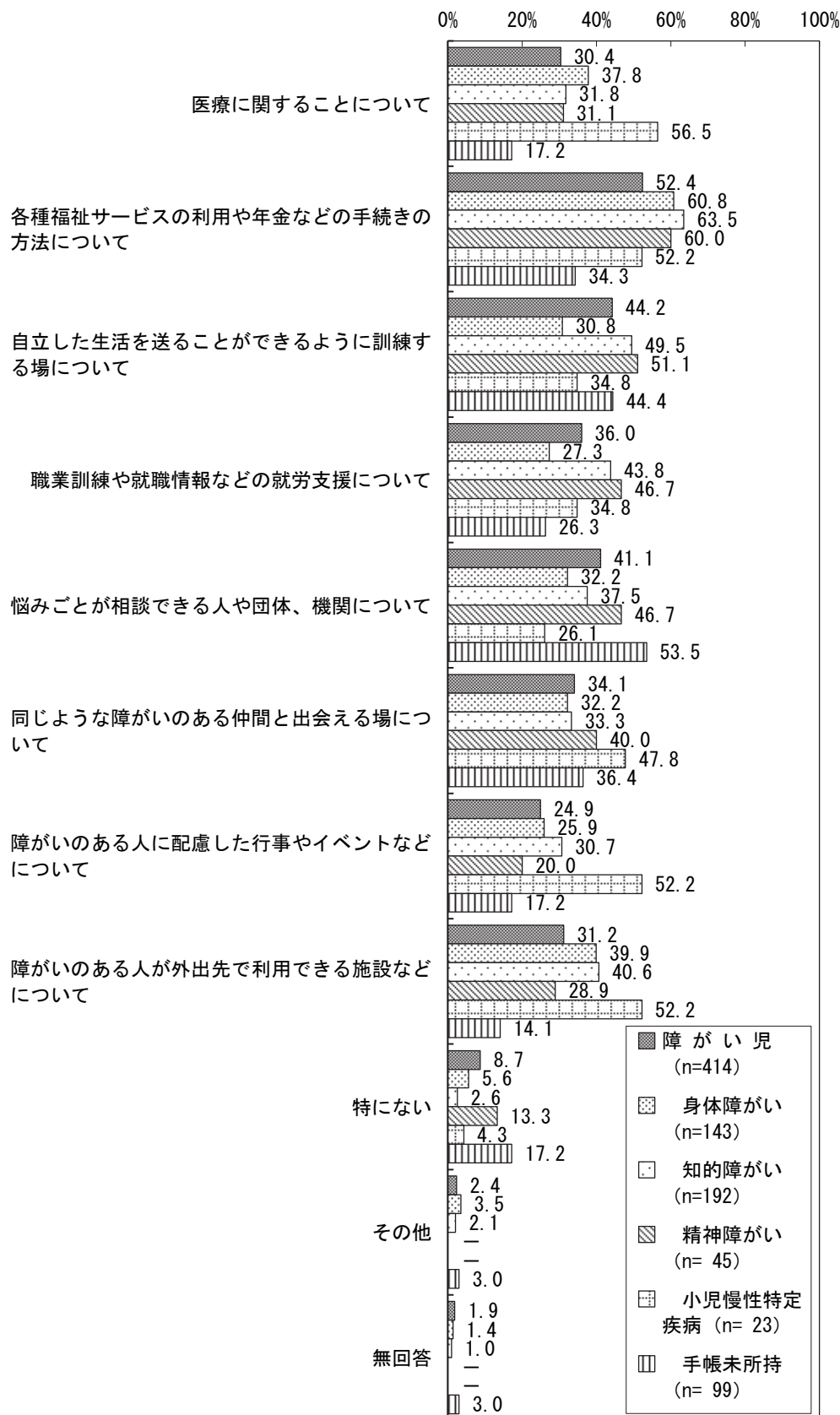
身体に障がいのある人の中では、視覚・聴覚等障がいのある人で「各種福祉サービスの利用や年金などの手続きの方法について」が最も高くなっています。

図表 2-23 必要とする情報（複身体障がいの種類別、複数回答可）



障がいのある児童でも、「各種福祉サービスの利用や年金などの手続きの方法について」が最も高くなっています。

図表2-24 必要とする情報（障がい児、複数回答可）

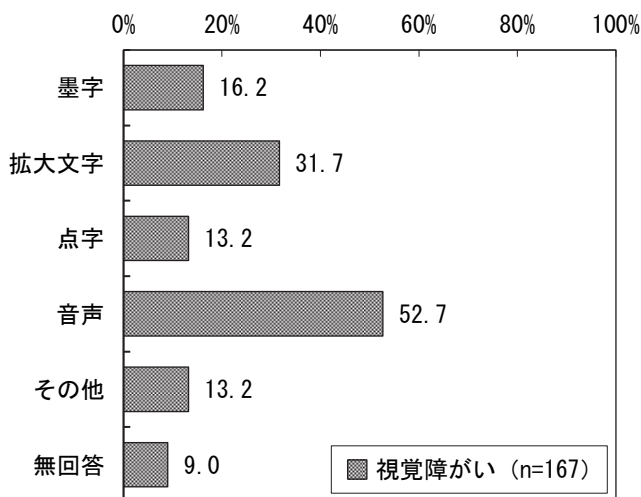


## (7) 視覚・聴覚等障がいのある人の情報入手

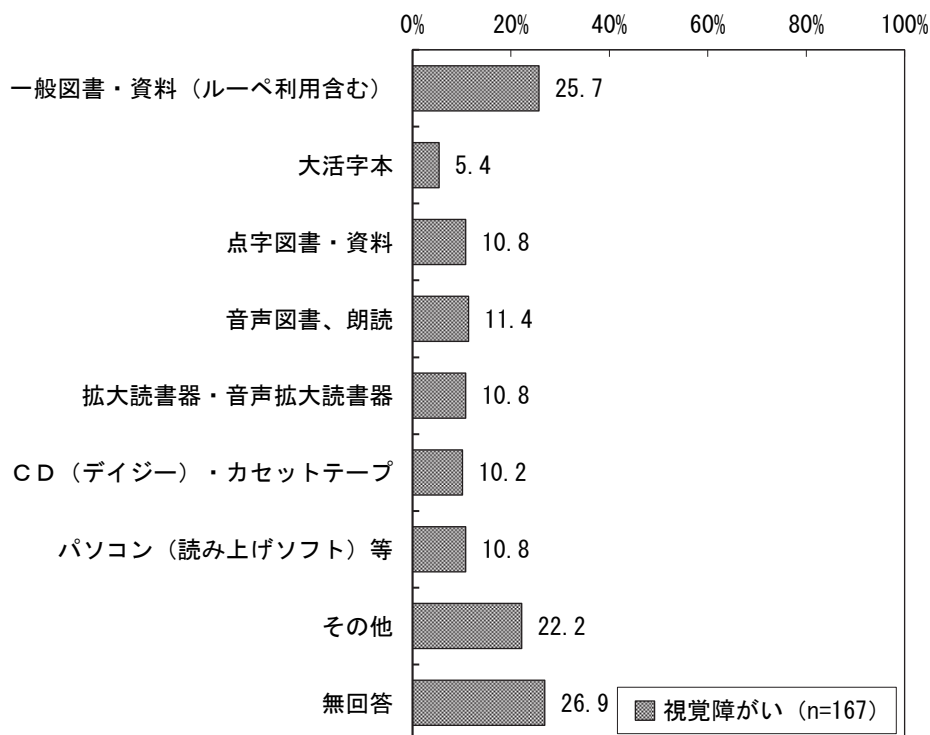
視覚障がいのある人の文字情報の入手手段としては、「音声」が5割を超えて最も高く、次いで、「拡大文字」、「墨字」、「点字」の順となっています（図表2-25）。

視覚障がいのある人の文字情報の入手媒体としては、「一般図書・資料（ルーペ利用含む）」が2割を超えているほかは、おおむね1割程度となっています。

図表2-25 視覚障がいのある人の文字情報の入手手段（複数回答可）



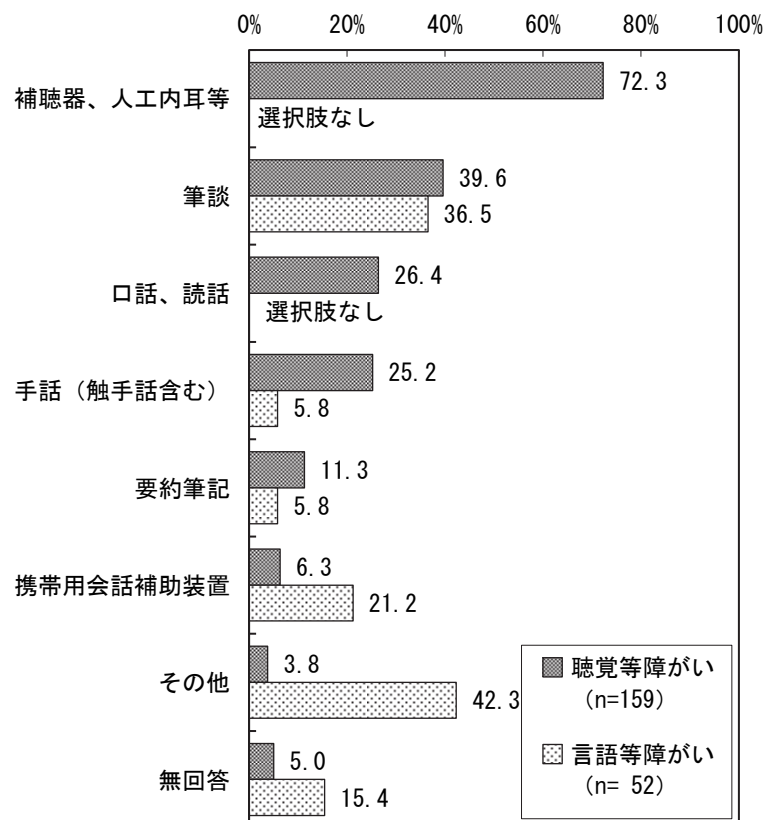
図表2-26 視覚障がいのある人の文字情報の入手媒体（複数回答可）



聴覚等障がいのある人のコミュニケーションによる情報の入手手段としては、「補聴器、人工内耳等」が7割を超えて最も高く、次いで、「筆談」、「口話・読話」、「手話」、「要約筆記」などとなっています。

言語等障がいのある人は、「その他」を除き、「筆談」が4割を占めて最も高く、次いで、「携帯用会話補助装置」などとなっています。

図表2-27 聴覚等障がいのある人等のコミュニケーション手段（複数回答可）



**【これまでの障がい者関係団体等からの主な意見】**

- ・ 障害者差別解消法が改正され、民間事業者にも合理的配慮が義務となるが、合理的な解決（配慮）を促すのではなく、対話による解決（配慮）を促す必要がある。
- ・ 適切な配慮につなげるためには、障がいについての理解が最も重要で、「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」の周知も含め、継続して啓発を行う必要がある。
- ・ 啓発を進めていくには、子どものころから一緒に学ぶ環境が重要であることから、教育と福祉などが連携し、インクルーシブ教育を進めていく必要がある。
- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されたことから、聴覚障がいのある人にとっての言語である手話や要約筆記などの普及に取り組むとともに、特に市が主催するイベントや研修会等では情報保障に配慮していただきたい。
- ・ 視覚障がいのある人の情報入手手段となる点字や音声による情報提供を充実していただきたい。
- ・ 情報を届けなければいけない人に情報が届いていないため、それぞれの障がいに応じた情報提供の方法を考えていただきたい。

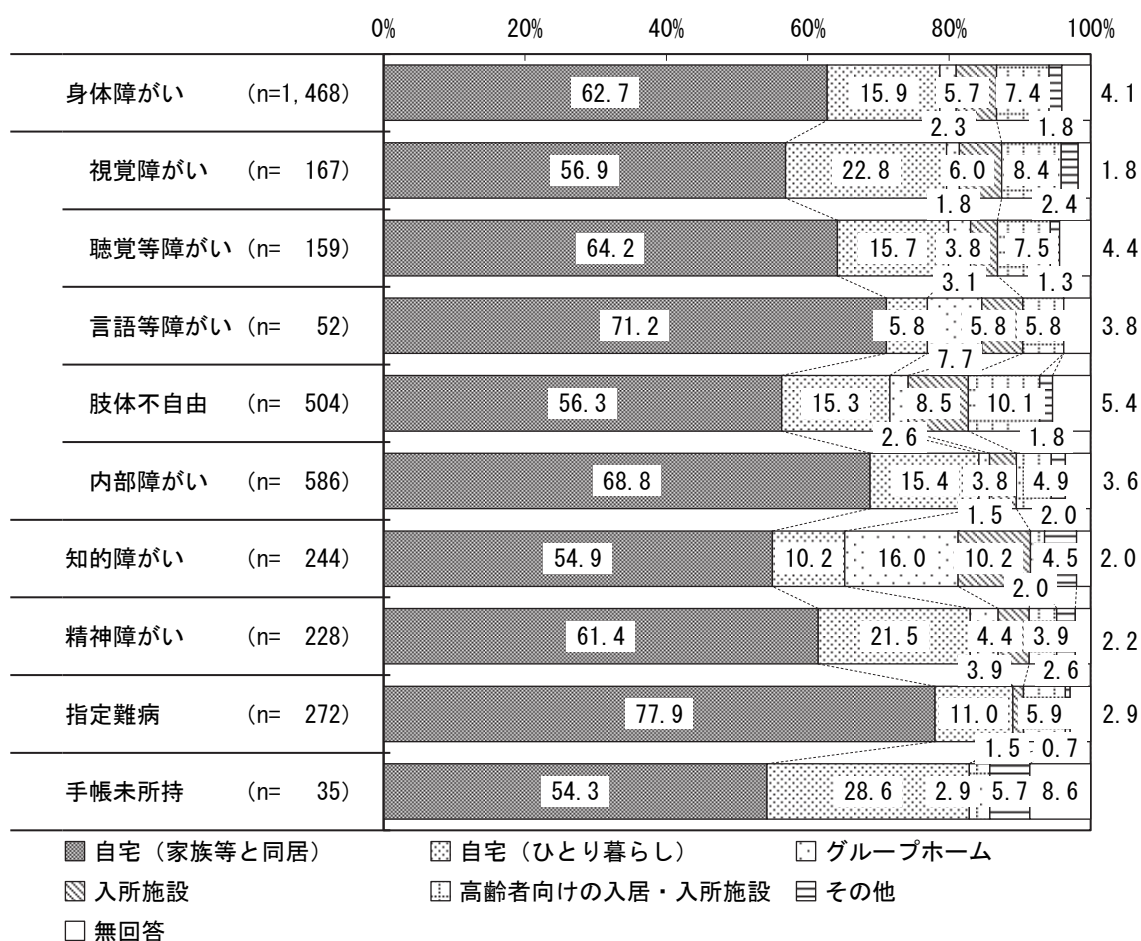
## 2 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくりに向けて

### (1) 今後の住まいの希望

今後の住まいの希望としては、いずれも「自宅（家族等と同居）」が最も高くなっていますが、その割合は障がいの種類によって異なります。

また、知的障がいのある人では「グループホーム」の希望、視覚や精神に障がいのある人などでは「自宅（ひとり暮らし）」の希望が、比較的高くなっています。

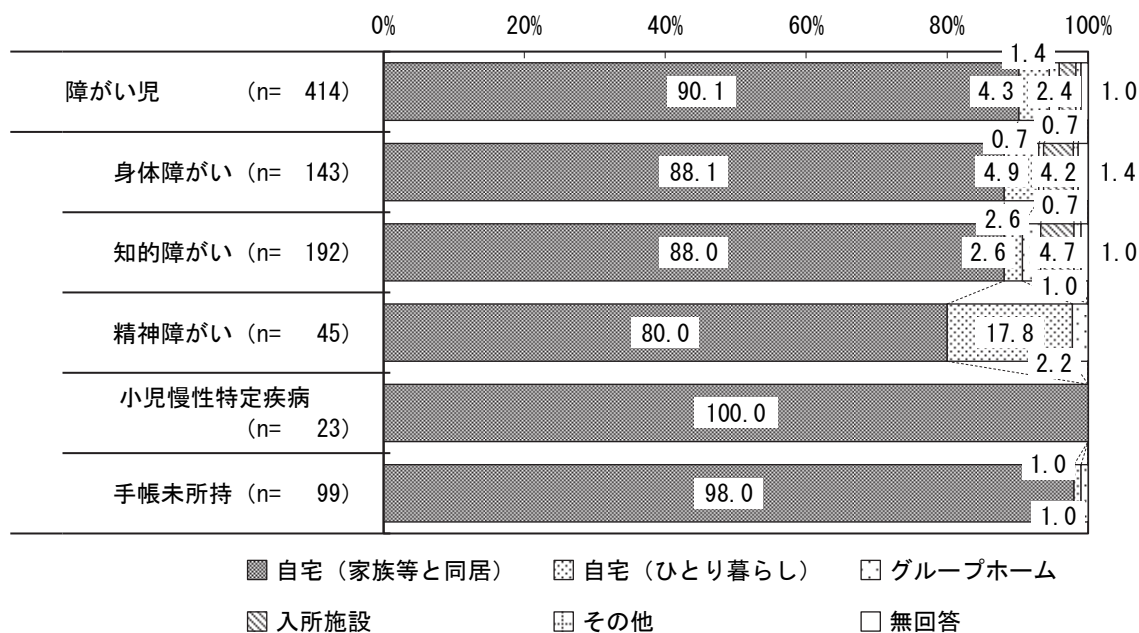
図表2-28 今後の住まいの希望





障がいのある児童でも、「自宅（家族等と同居）」が最も高く、9割に及んでいます。

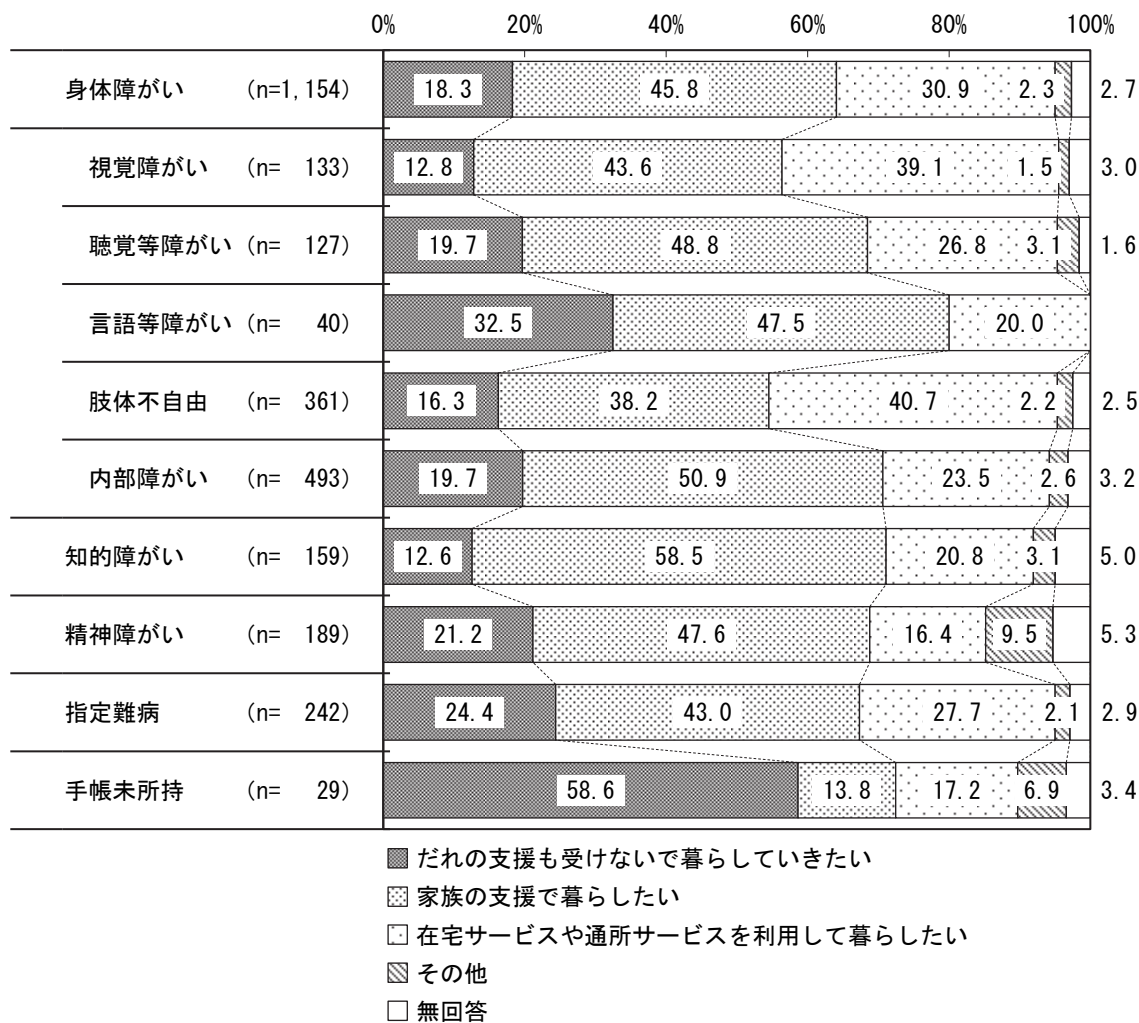
図表2-29 今後の住まいの希望（障がい児）



(2) 今後の自宅での暮らし方

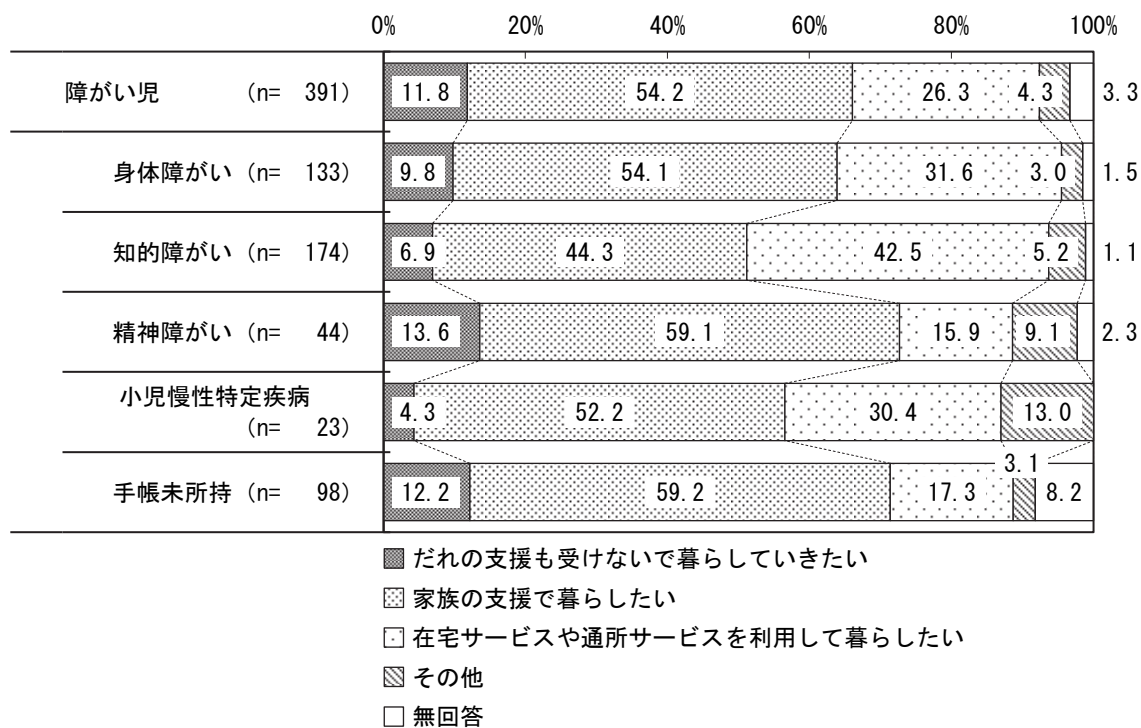
今後、自宅で暮らしたい（家族等と同居、または、ひとり暮らししたい）人の暮らし方としては、肢体不自由者などを除き、「家族の支援で暮らしたい」が4割以上を占めて最も高くなっています。肢体不自由者では「在宅サービスや通所サービスを利用して暮らしたい」が最も高くなっています。

図表2-30 今後の自宅での暮らし方



障がいのある児童では、「家族の支援で暮らしたい」が最も高く、5割を超えています。

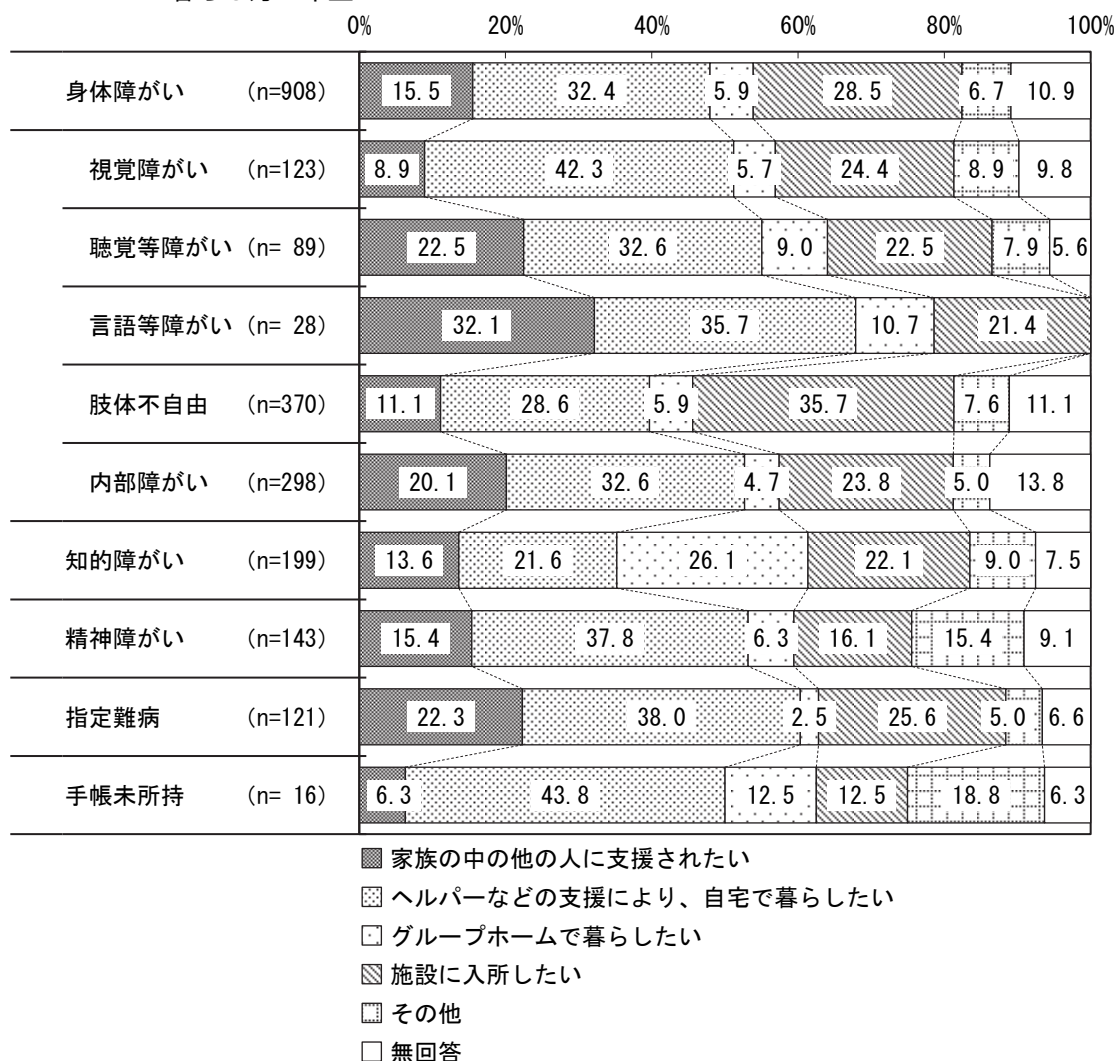
図表2-31 今後の自宅での暮らし方（障がい児）



(3) 親なき後等の暮らし方の希望と対策

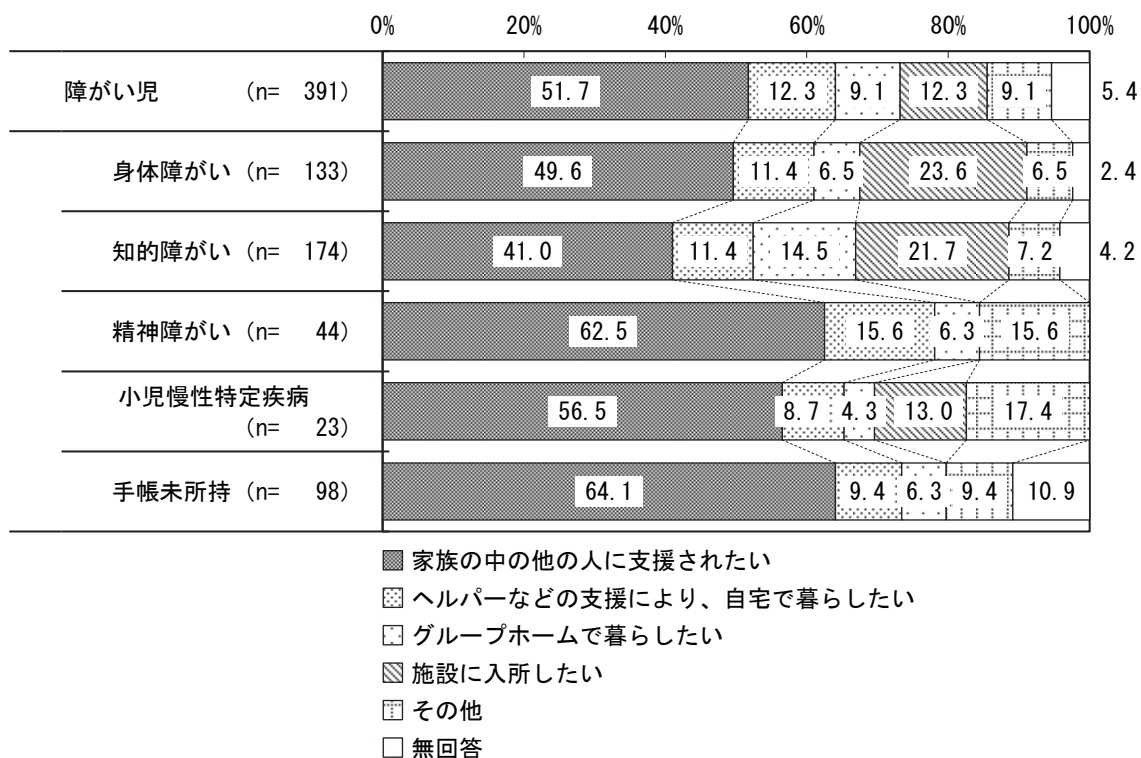
いつも支援してくれる人が高齢、病気等により、支援してもらえなくなった場合の暮らし方の希望としては、肢体不自由者と知的障がいのある人以外では、「ヘルパーなどの支援により、自宅で暮らしたい」が3割以上を占めて最も高くなっています。肢体不自由者では「施設に入所したい」、知的障がいのある人では「グループホームで暮らしたい」が最も高くなっています。

図表2-32 いつも支援してくれる方が高齢、病気等により、支援してもらえなくなった場合の暮らし方の希望



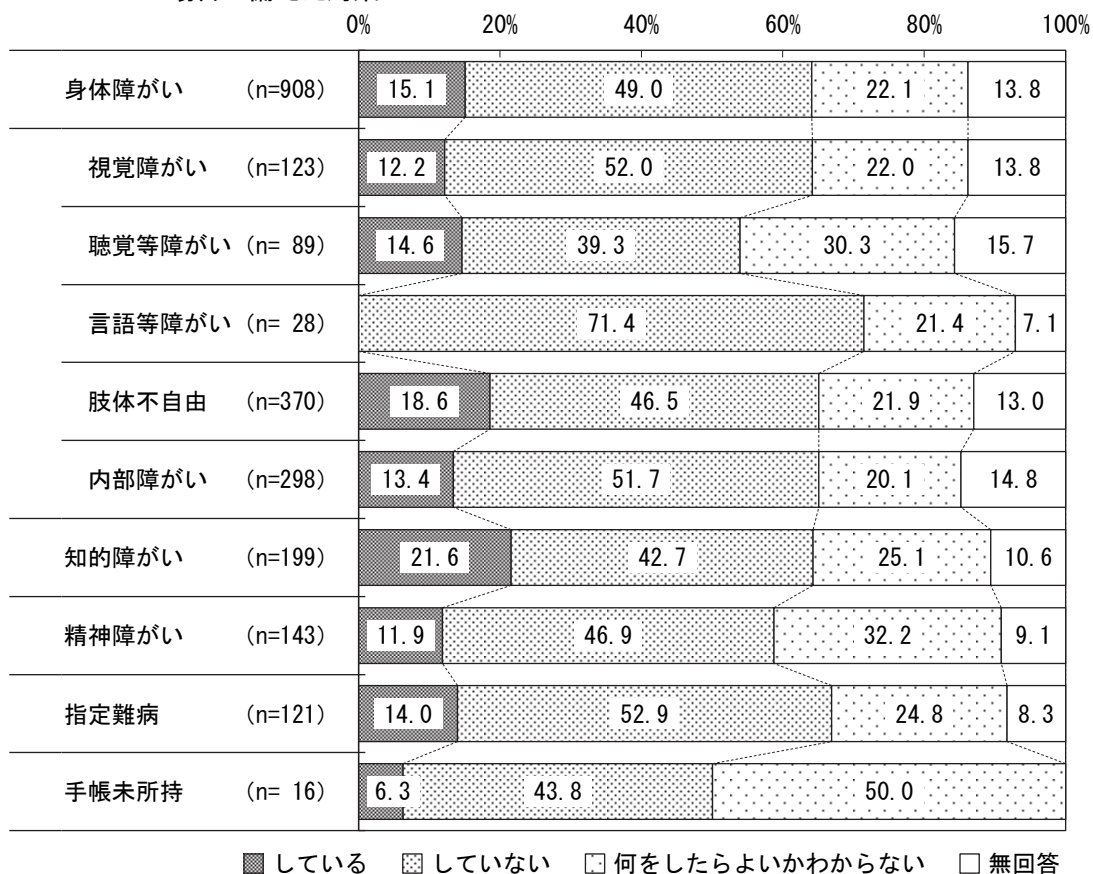
障がいのある児童では、「家族の中の他の人に支援されたい」が最も高く、5割を超えています。

図表2-33 いつも支援してくれる方が高齢、病気等により、支援してもらえなくなった場合の暮らし方の希望（障がい児）



いつも支援してくれる人が高齢、病気等により、支援してもらえなくなった場合の対策をしているのは、知的障がいのある人以外で2割を下回っています。対策をしていないのが4割以上を占めるほか、「何をしたらよいかわからない」も2割から3割を占めています。

図表2-34 いつも支援してくれる方が高齢、病気などにより、将来支援してもらえなくなった場合に備えた対策



**親なき後等の対策例**

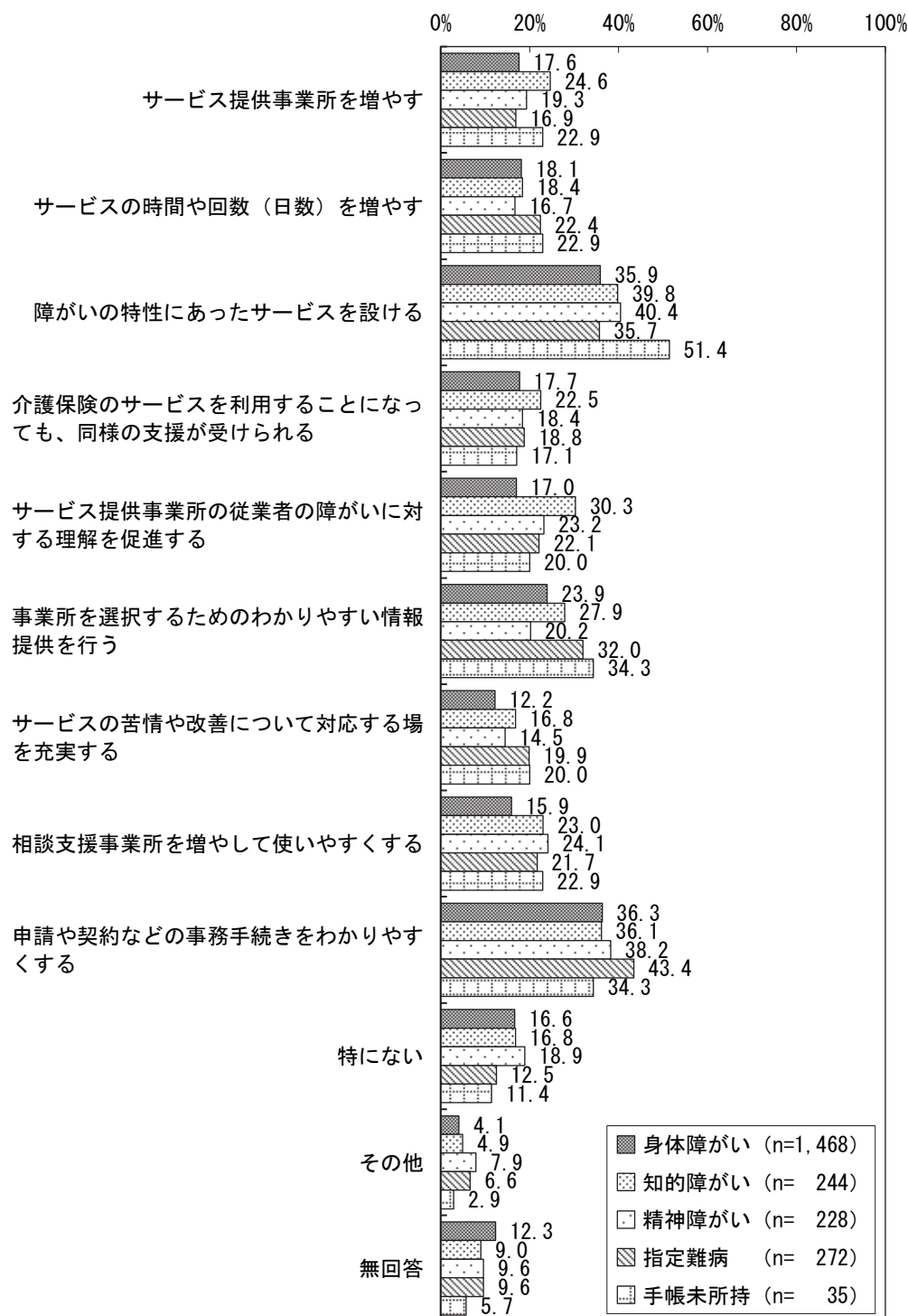
親なき後等の対策例として、次のような記述がありました。

- ・現在利用している事業所に、どこかほかに引き継いでもらえるよう頼みである。
- ・ショートステイを使って施設に慣れる。ヘルパーさんや看護師さんに知ってもらう。
- ・グループホームの見学。
- ・福祉ホームに入って練習中。
- ・入所施設に申し込み。
- ・成年後見を利用している。
- ・将来、生活していくのに困らないように預金している。
- ・財産管理。
- ・社協でのお金の管理。
- ・薬の確認をしたり、家具の更新をしている。
- ・できることを増やせるように努力している。

(4) 障がいのある人のサービスに関するニーズ

障がいのある人へのサービスをよりよいものにして生活を充実させるためには、身体に障がいのある人と指定難病患者では「申請や契約などの事務手続きをわかりやすくする」、知的や精神に障がいのある人などでは「障がいの特性にあったサービスを設ける」が最も高いなど、障がいの種類によって異なります。

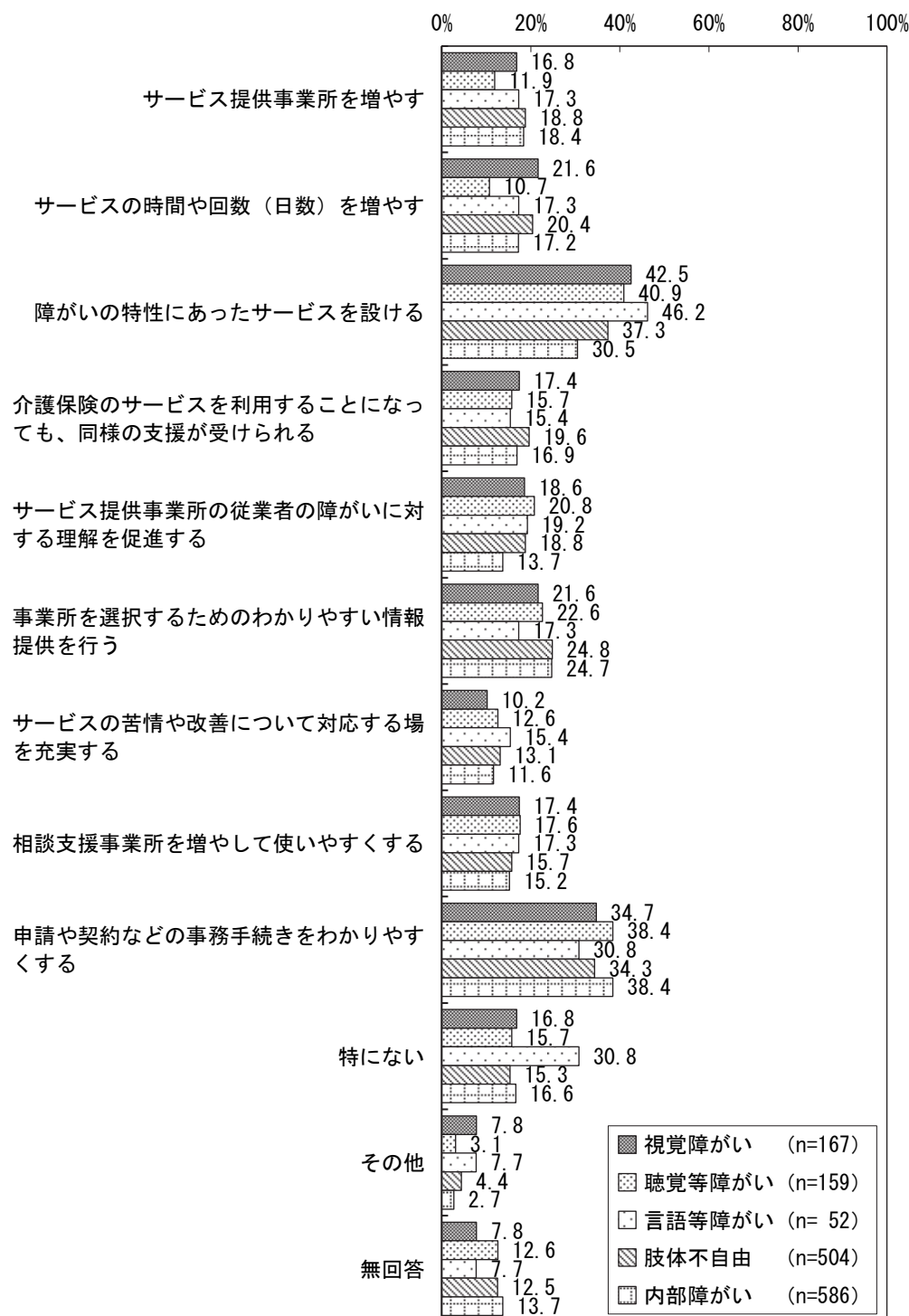
図表2-35 サービスをよりよいものにして生活を充実させるために必要なこと（複数回答可）





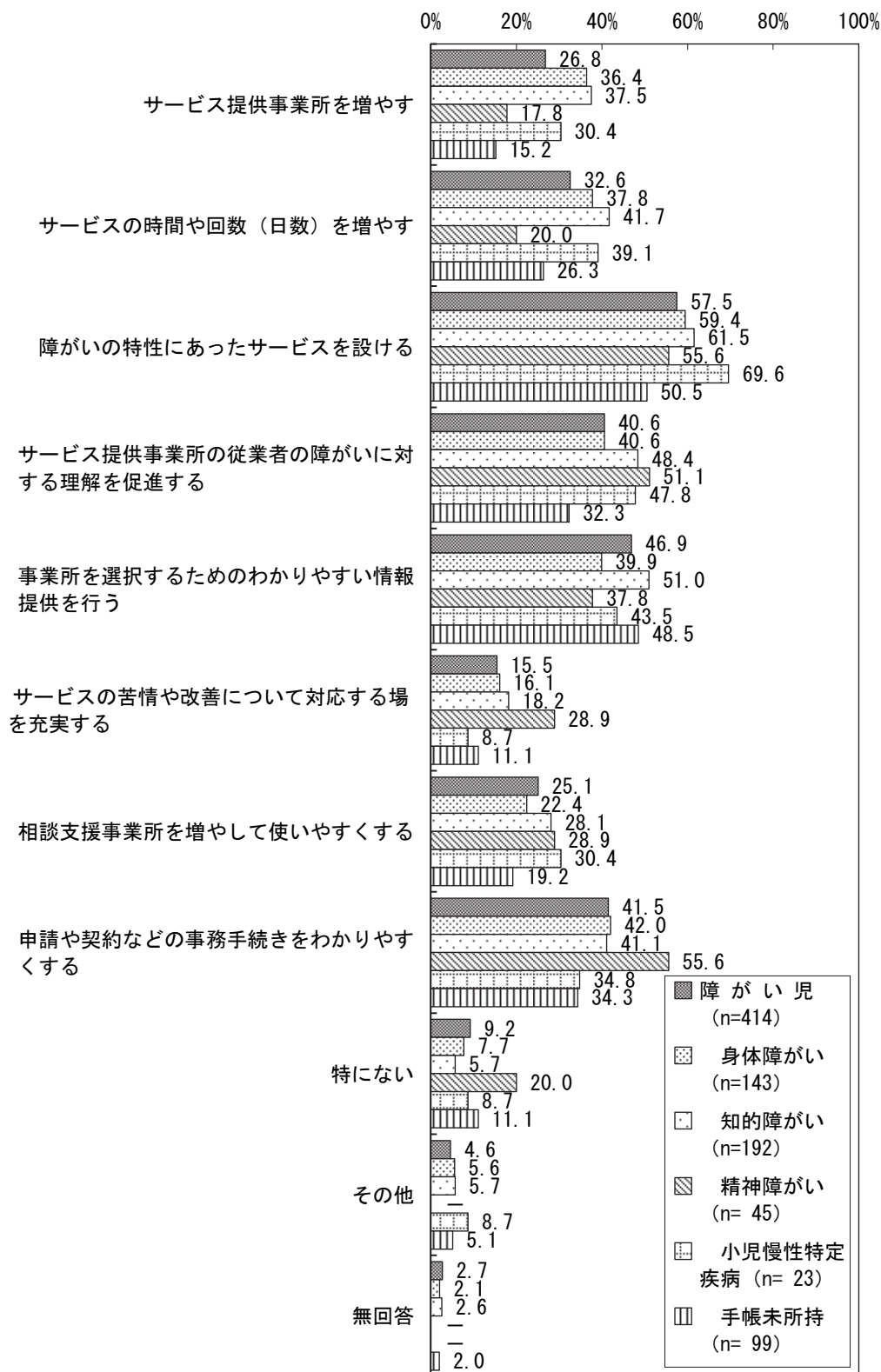
身体に障がいのある人の中では、内部障がいのある人以外は、「障がいの特性にあったサービスを設ける」が4割前後を占めて最も高くなっています。

図表2-36 サービスをよりよいものにして生活を充実させるために必要なこと（身体障がいの種類別、複数回答可）



障がいのある児童では、「障がいの特性にあったサービスを設ける」が最も高く、5割を超えています。

図表2-37 サービスをよりよいものにして生活を充実させるために必要なこと（障がい児、複数回答可）

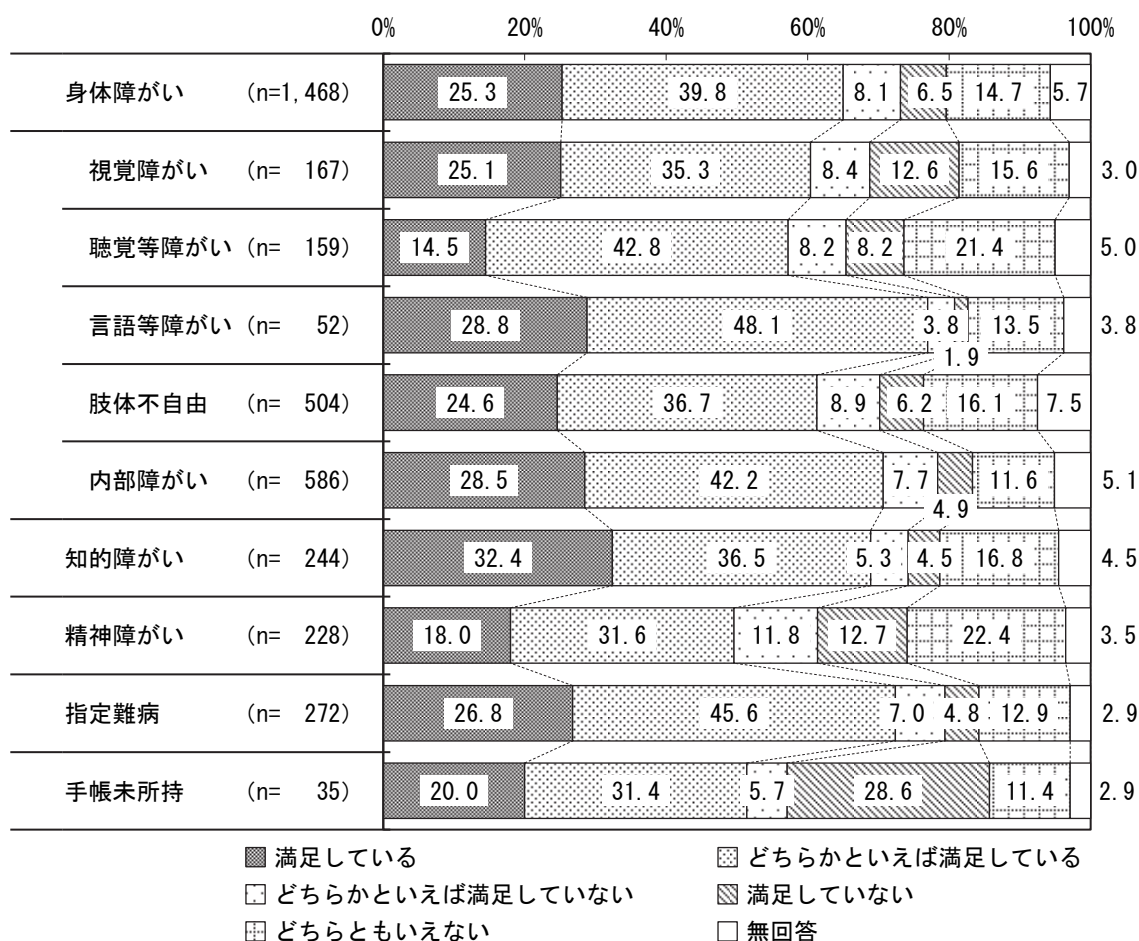


(5) 生活に対する満足感

現在の生活について、《満足》（「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計）は、精神に障がいのある人以外は5割を超えています。《不満》（「満足していない」と「どちらかといえば満足していない」の合計）も同様に、障がいの種類によって異なります。

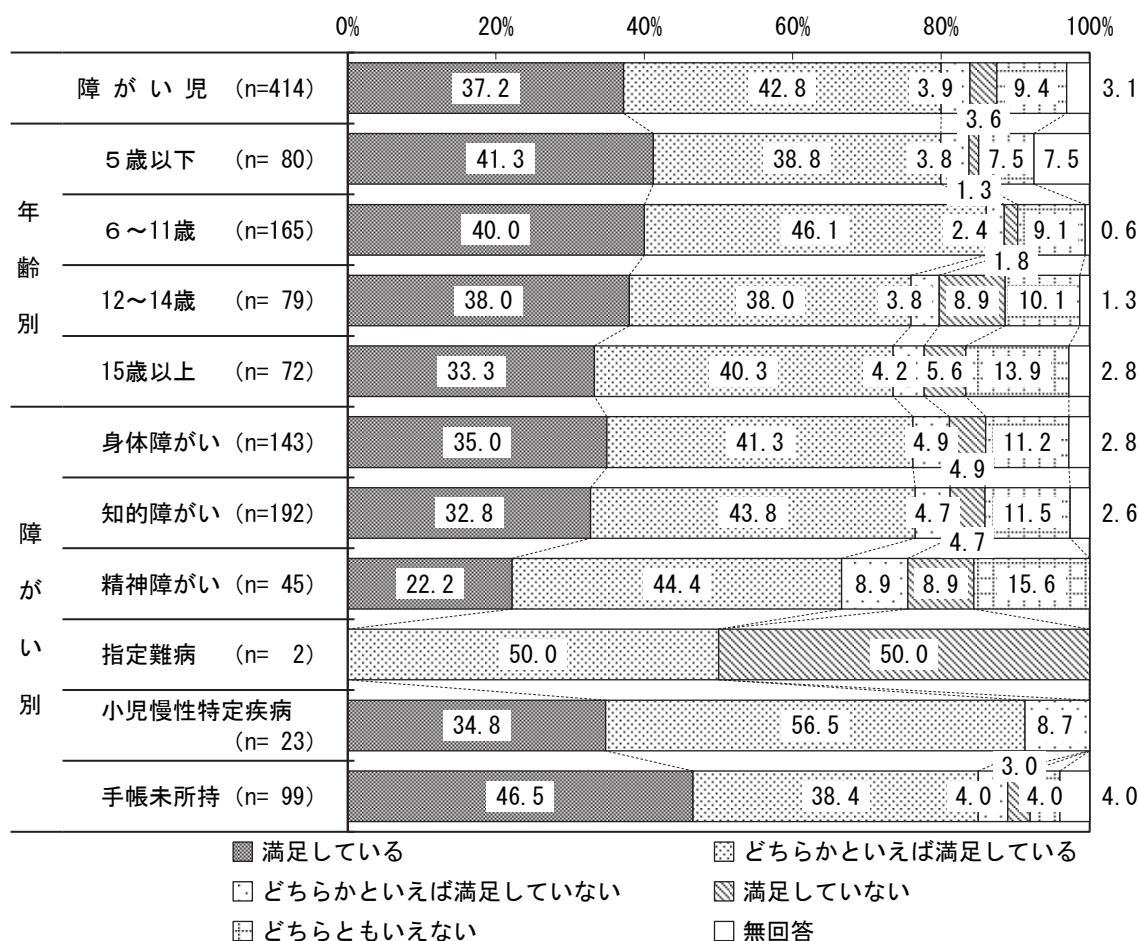
しかし、いずれも、《満足》は《不満》を大きく上回っています。ただし、《満足》が最も高い指定難病患者と最も低い精神に障がいのある人とでは20ポイント以上の差があります。

図表2-38 現在の生活への満足感



障がいのある児童では、《満足》が8割と非常に高い一方、《不満》は1割未満と低くなっています。

図表2-39 現在の生活への満足感（障がい児）



**【これまでの障がい者関係団体等からの主な意見】**

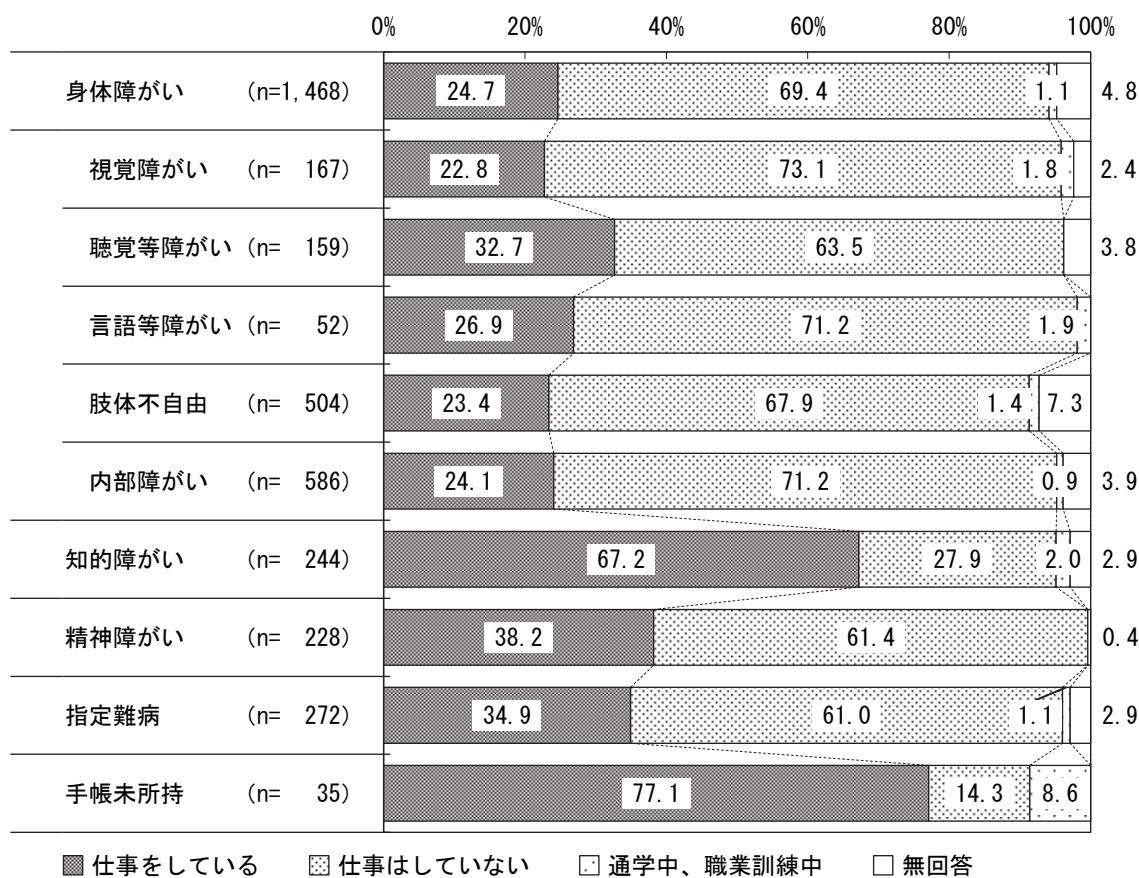
- ・18歳以上のサービスへの移行を円滑にするため、相談支援に切れ目なく対応していく必要がある。
- ・親なき後の支援について相談先がない。介護者の高齢化や親なき後の支援については、それぞれの障がいに共通する課題である。
- ・親なき後の対策として、日頃から将来の生活の場などを考え、いろいろな支援サービスとのかかわりをもっておくとよい。
- ・入所施設やグループホームなどでの生活のほか、自宅での生活の事例もあるので、これらの事例を示し、親なき後について検討できるように促していく必要がある。
- ・親なき後に備え、地域生活支援拠点等の整備が進められているが、きちんと機能するためにコーディネーター等を配置していく必要がある。
- ・グループホームは整備が進められているが、重度の障がいがある人が安心して暮らせるところが少ない。
- ・重度の心身障がいや行動障がいのある人が利用できる施設が少ない。

### 3 障がいのある人が働きやすいまちづくりに向けて

#### (1) 就労状況

就労状況としては、福祉的就労を含め、仕事をしている障がいのある人は、知的障がいのある人では6割以上あるものの、身体や精神に障がいのある人、指定難病患者では4割を下回っています。

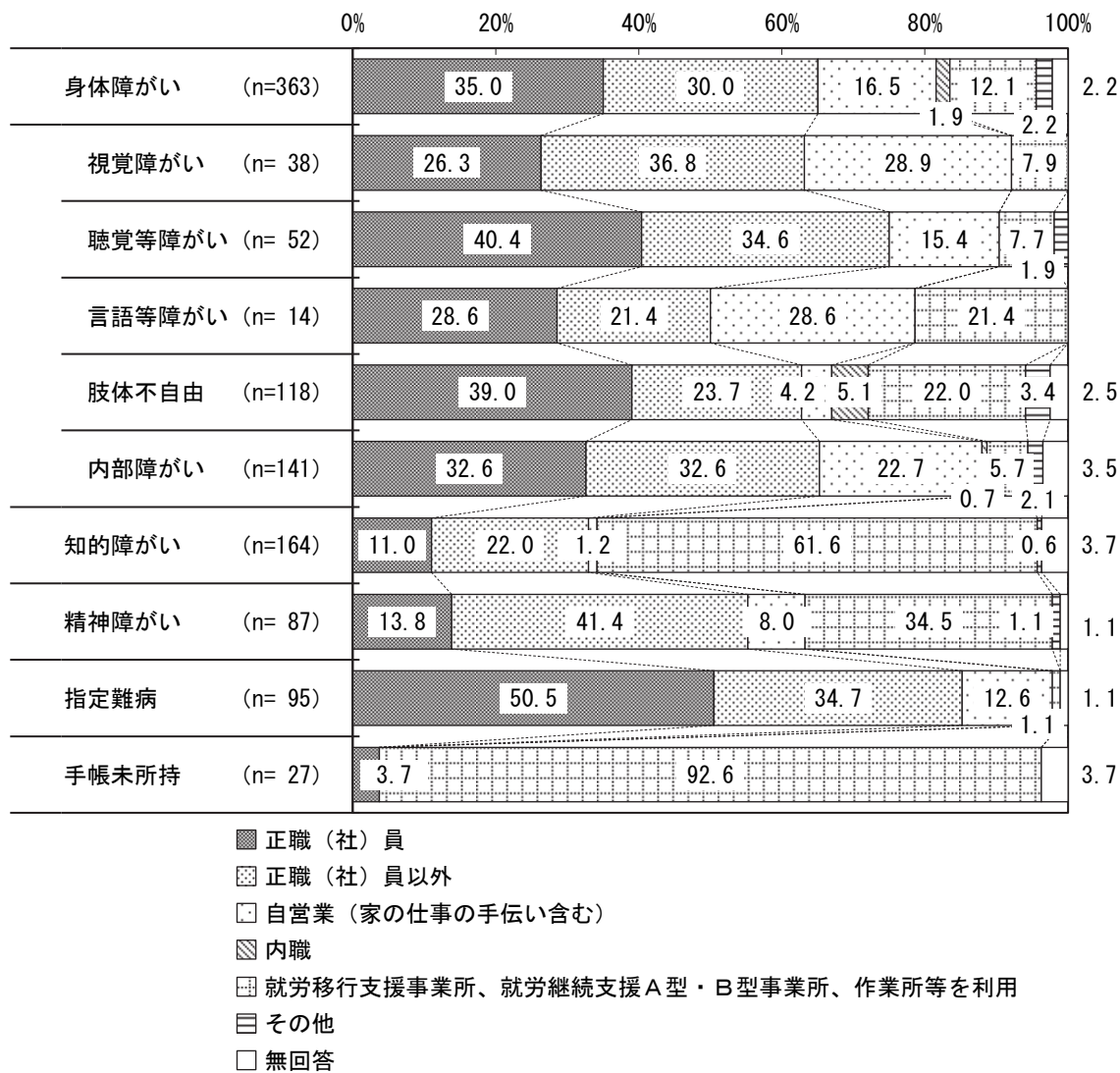
図表2-40 就労状況



(2) 就労形態

「仕事をしている」人の就労形態としては、身体に障がいのある人や指定難病患者は《一般就労》(正規職(社)員、非正規職(社)員、自営等)が8割以上と高く、知的障がいのある人では《福祉的就労》(就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、作業所等の利用)が6割以上に及んでいます。

図表2-41 就労形態

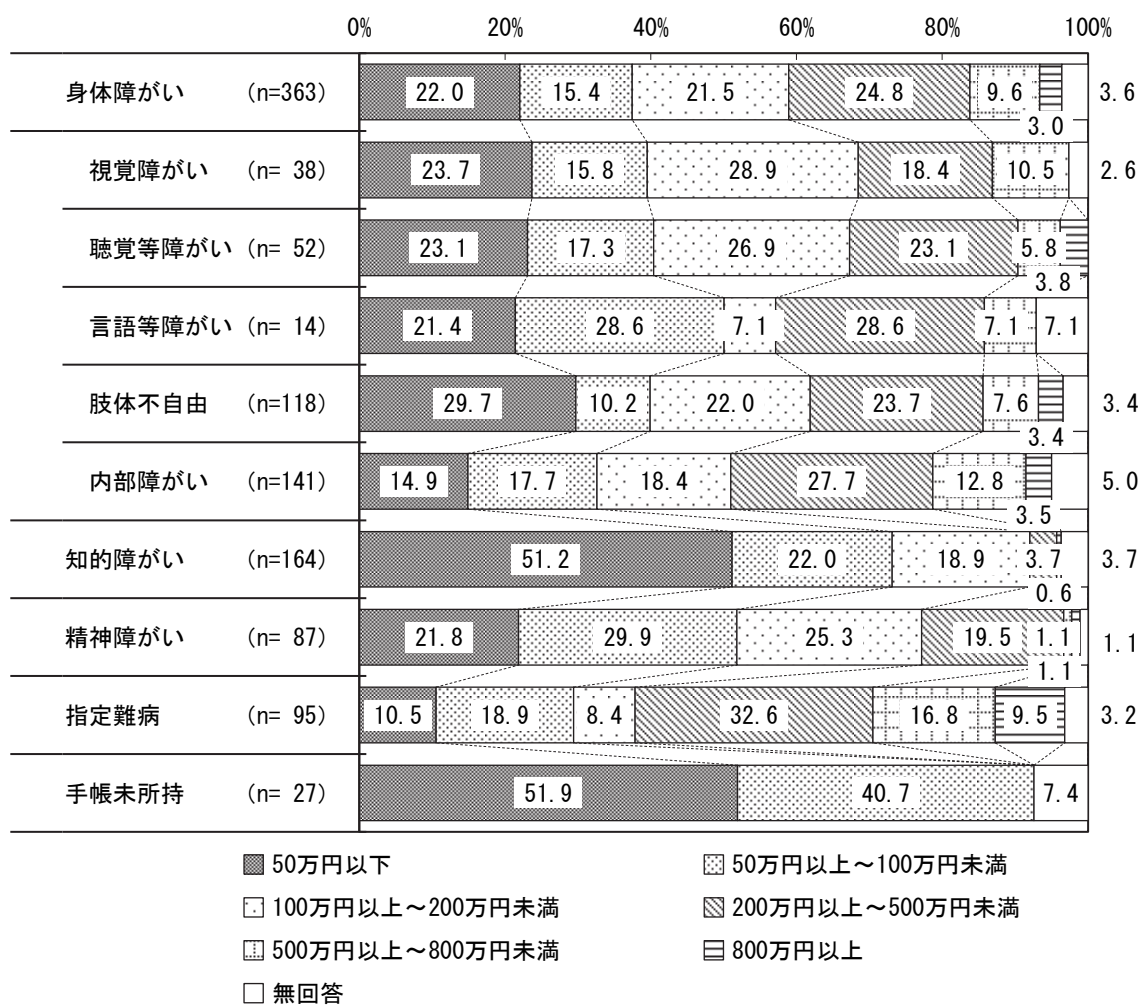




(3) 就労による収入

「仕事をしている」人で年間収入が100万円以上ある人は、身体に障がいのある人や指定難病患者では5割以上ある一方、知的障がいのある人では3割以下となっています。

図表2-42 就労による年間収入

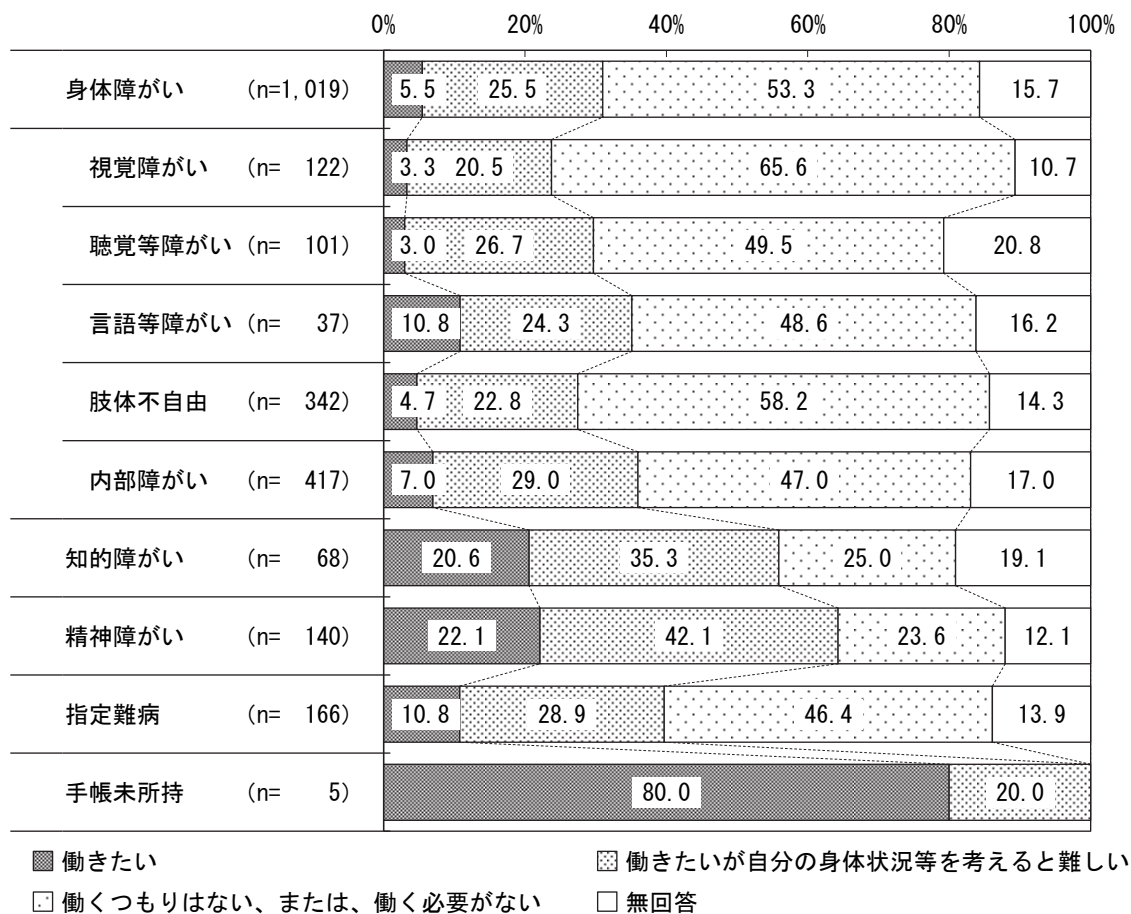




(4) 今後の就労意向

「仕事をしていない」人のうち、今後「働きたい」という人は、知的や精神に障がいのある人で2割程度あります。

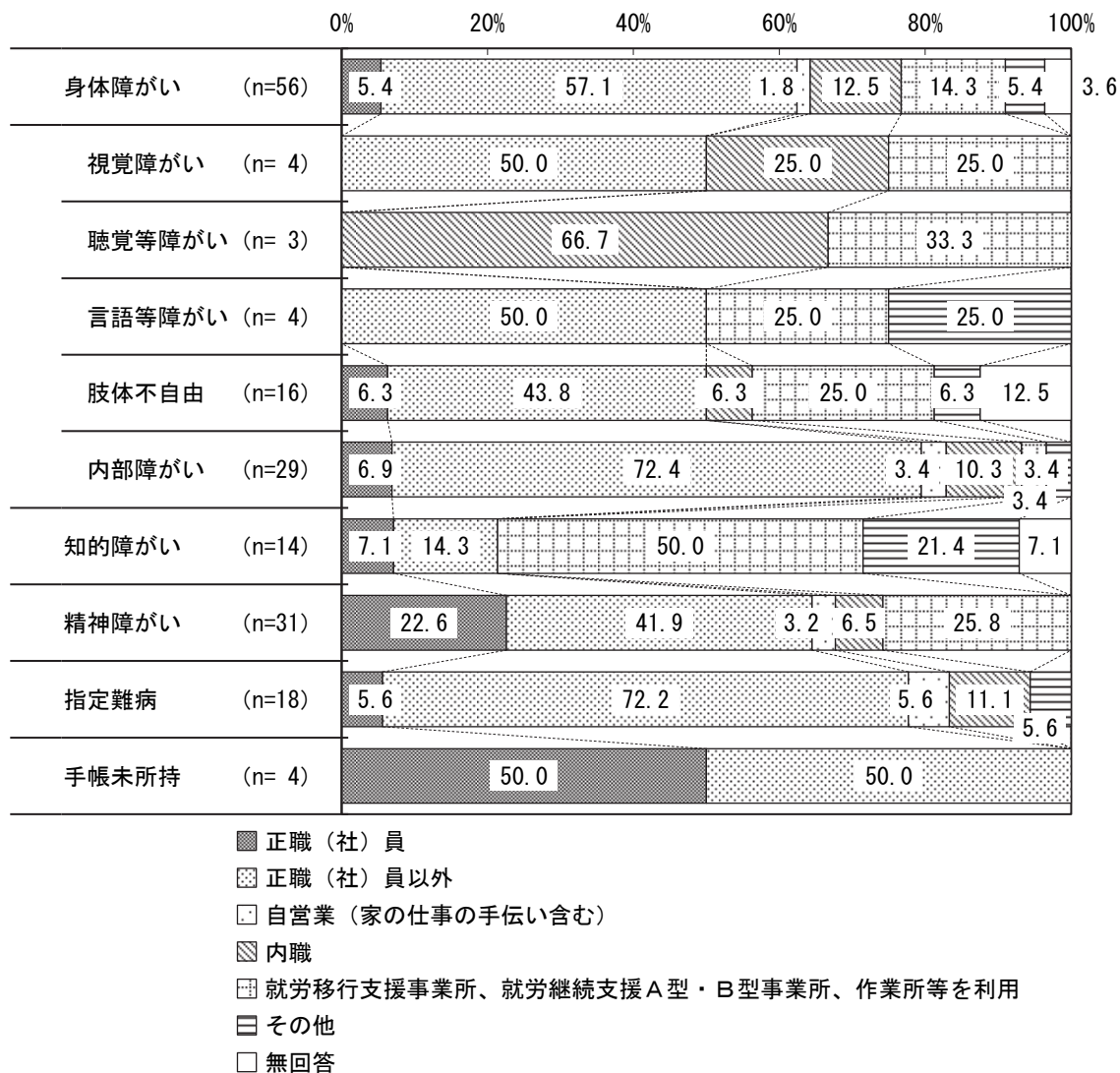
図表2-43 今後の就労意向



(5) 今後の就労形態の希望

「仕事をしていない」人で今後「働きたい」という人が希望する就労形態としては、知的障がいのある人は《福祉的就労》が5割と高く、それ以外では《一般就労》が高くなっています。なお、《一般就労》の中でも、フルタイムの「正職（社）員」よりもパートタイムや短時間ワークの「正職（社）員以外」の方が高い傾向にあります。

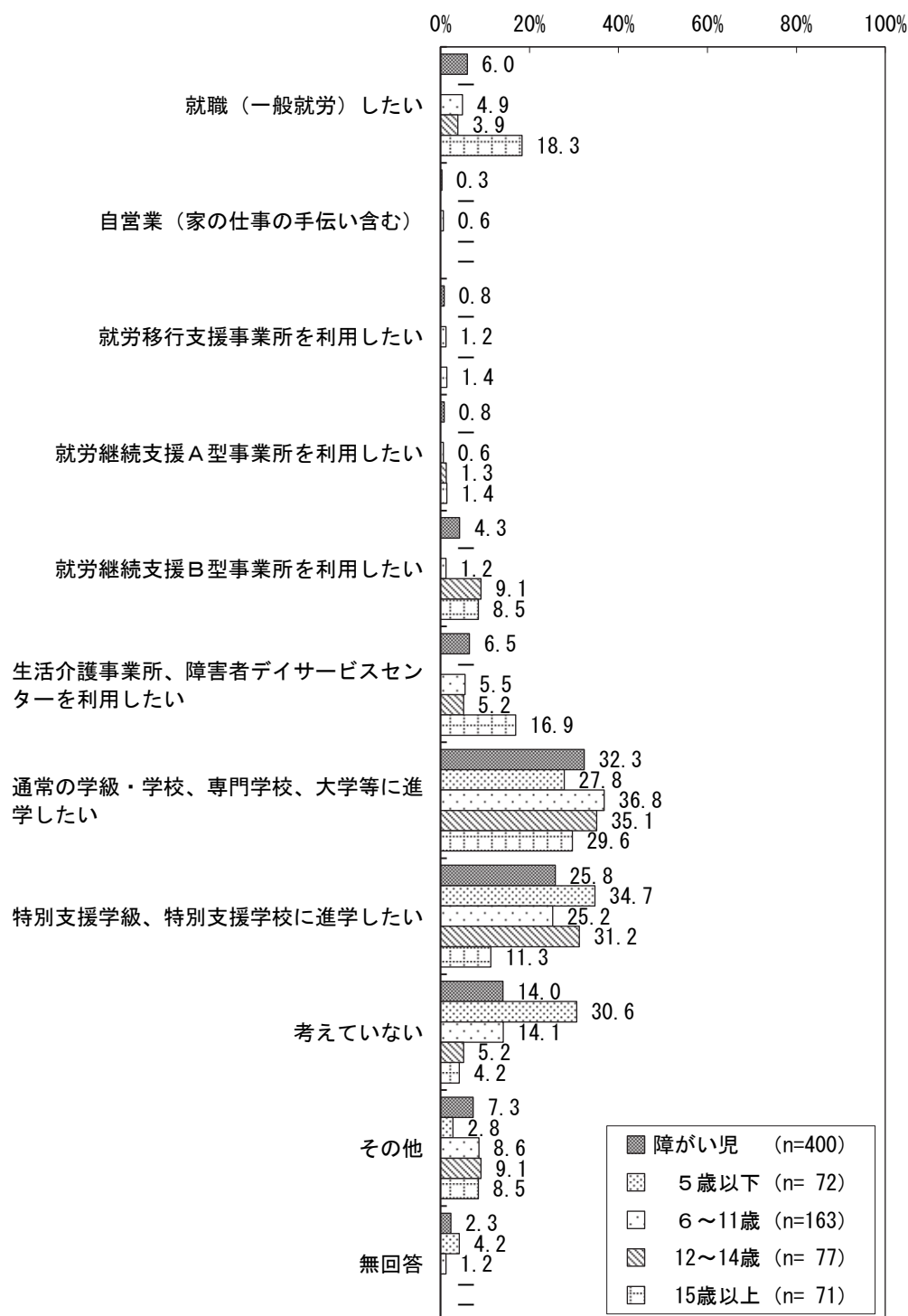
図表2-44 今後の就労意向



(6) 卒業後の進路希望

15歳以上の障がいのある児童の卒業後の進路希望は、「専門学校、大学等に進学」が約3割占めてもっとも高く、「就職（一般就労）」と「生活介護事業所、障害者デイサービスセンターを利用」は2割を下回っています。

図表2-45 卒業後の進路希望（障がい児）

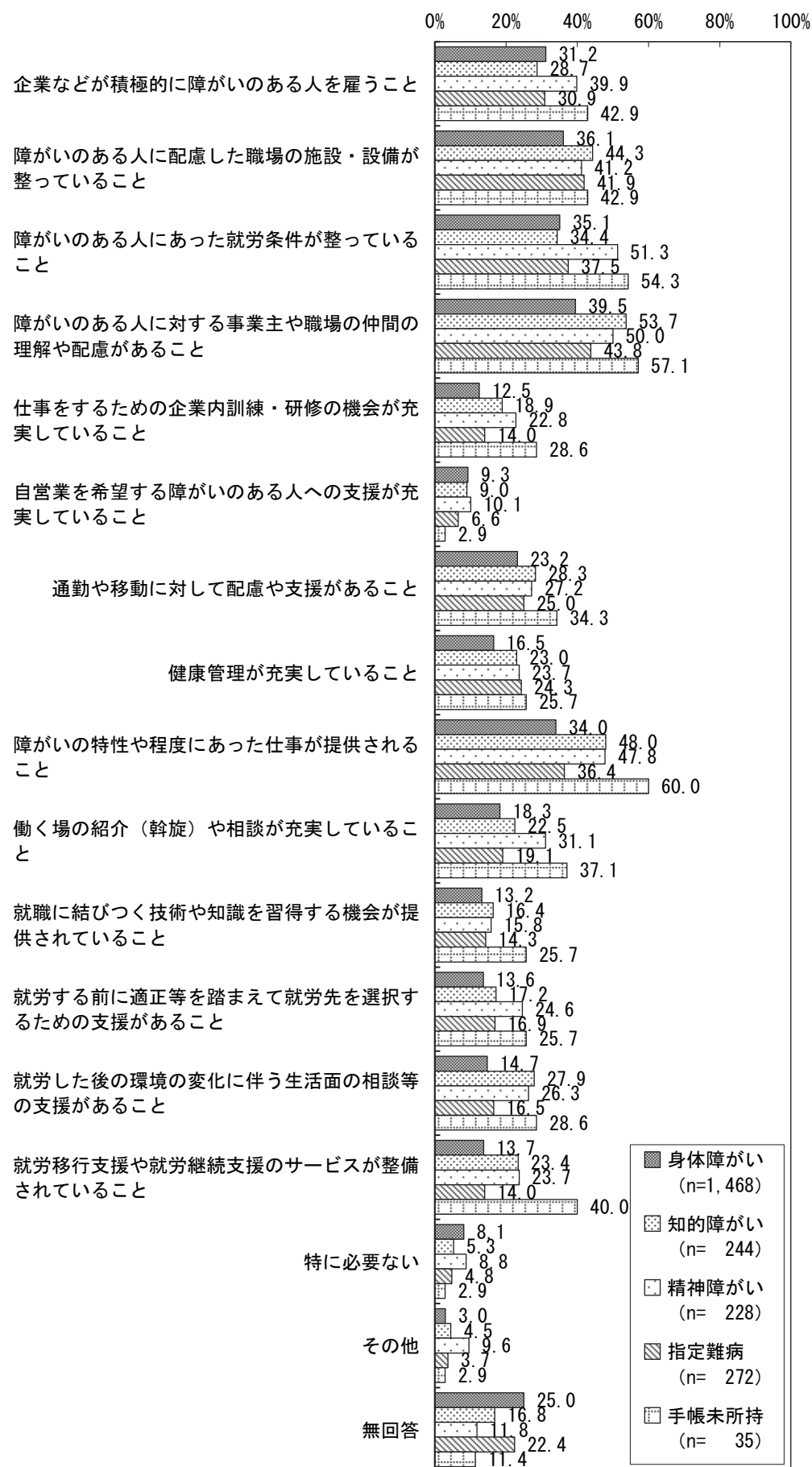


(7) 障がいのある人が働くためのニーズ

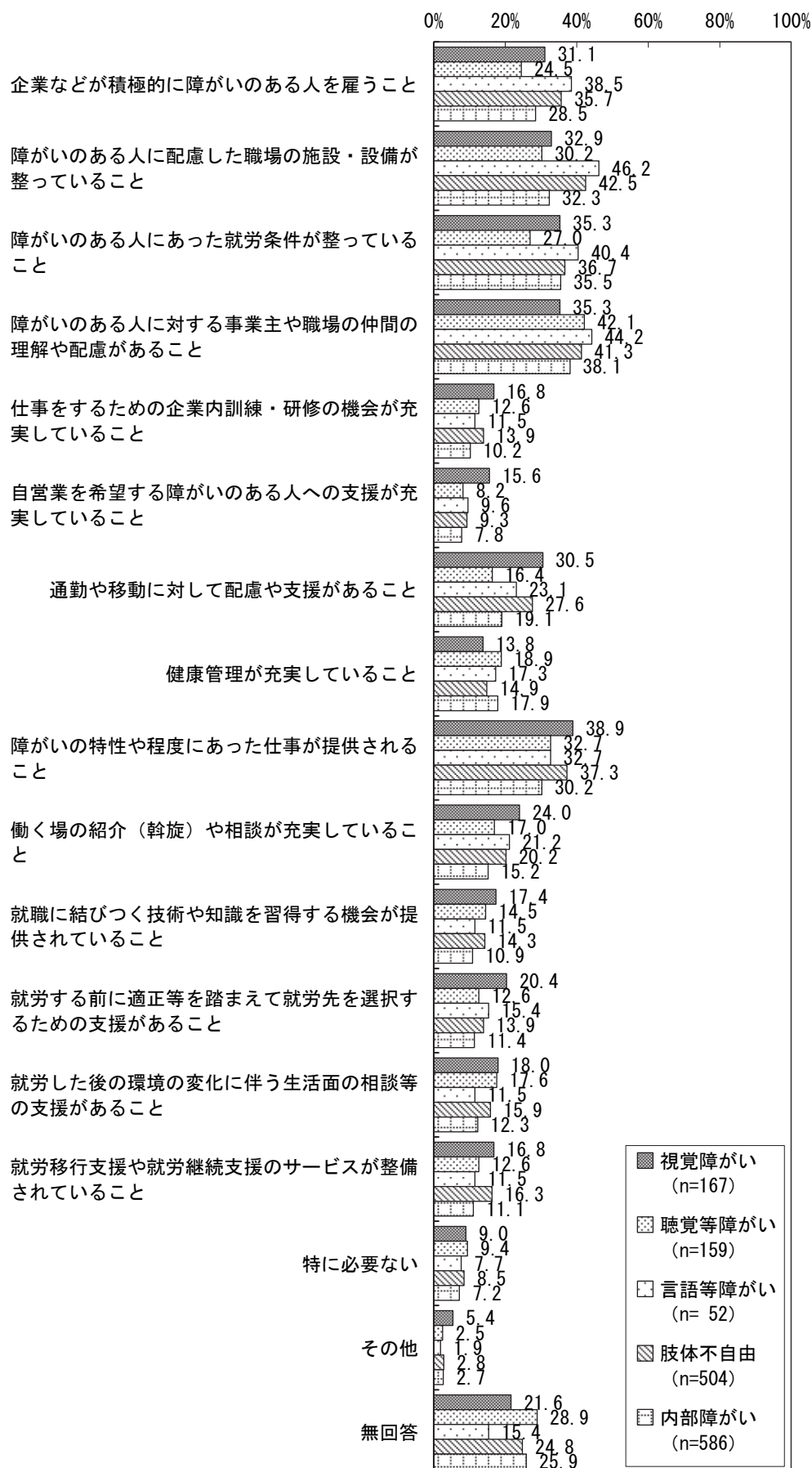
障がいのある人が働くために必要なこととしては、身体や知的障がいのある人と指定難病患者では「障がいのある人に対する事業主や職場の仲間の理解と配慮があること」、精神に障がいのある人では「障がいのある人にあつた就労条件が整っていること」が最も高く、障がいの種類によって異なります。(図表2-46)

身体に障がいのある人の中では、視覚障がいのある人で「障がいの特性や程度にあつた仕事を提供されること」、言語等障がいのある人と肢体不自由者で「障がいのある人に配慮した職場の施設・設備が整っていること」が最も高くなっています。(図表2-47)

図表2-46 働くために必要なこと（複数回答可）



図表2-47 働くために必要なこと（身体障がいの種類別、複数回答可）



**【これまでの障がい者関係団体等からの主な意見】**

- ・ 障害者差別解消法が改正され、民間事業者にも合理的配慮が義務となるが、合理的な解決（配慮）を促すのではなく、対話による解決（配慮）を促す必要がある。
- ・ 一般就労を促進、継続するためには、事業主と職場の理解が必要である。
- ・ 就労継続支援B型などでは、賃金が少ないため、製品等の購入についての啓発と市役所における優先調達を推進し、工賃の向上を図る必要がある。

#### 4 障がいのある人が暮らしやすいまちづくりに向けて

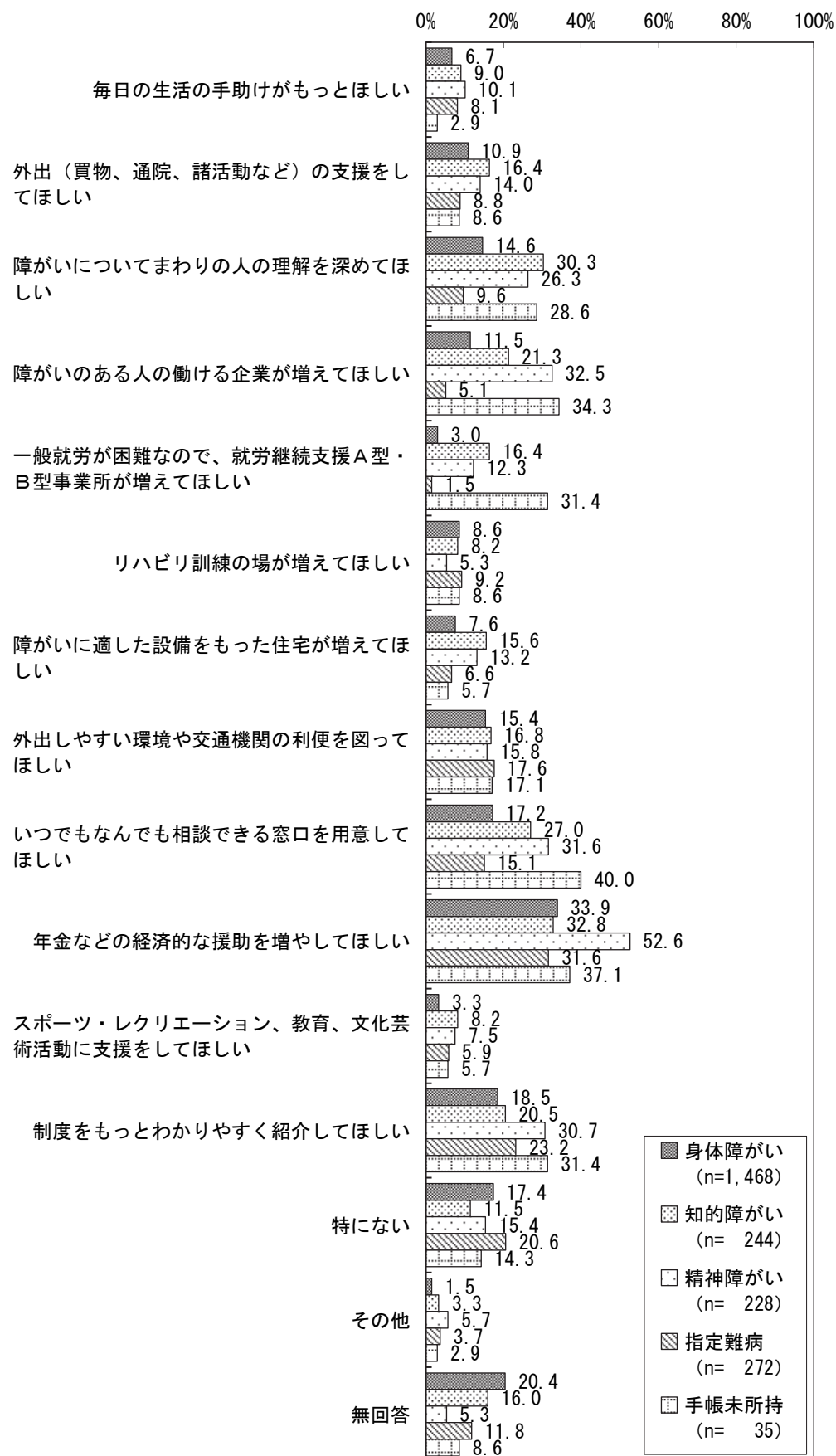
障がいのある人が暮らしやすいまちにするために必要なこととしては、おおむね「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」が最も高く、精神に障がいのある人では5割を超えています。(図表2-48)

身体に障がいのある人の中でも、いずれも「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」が最も高くなっています。(図表2-49)

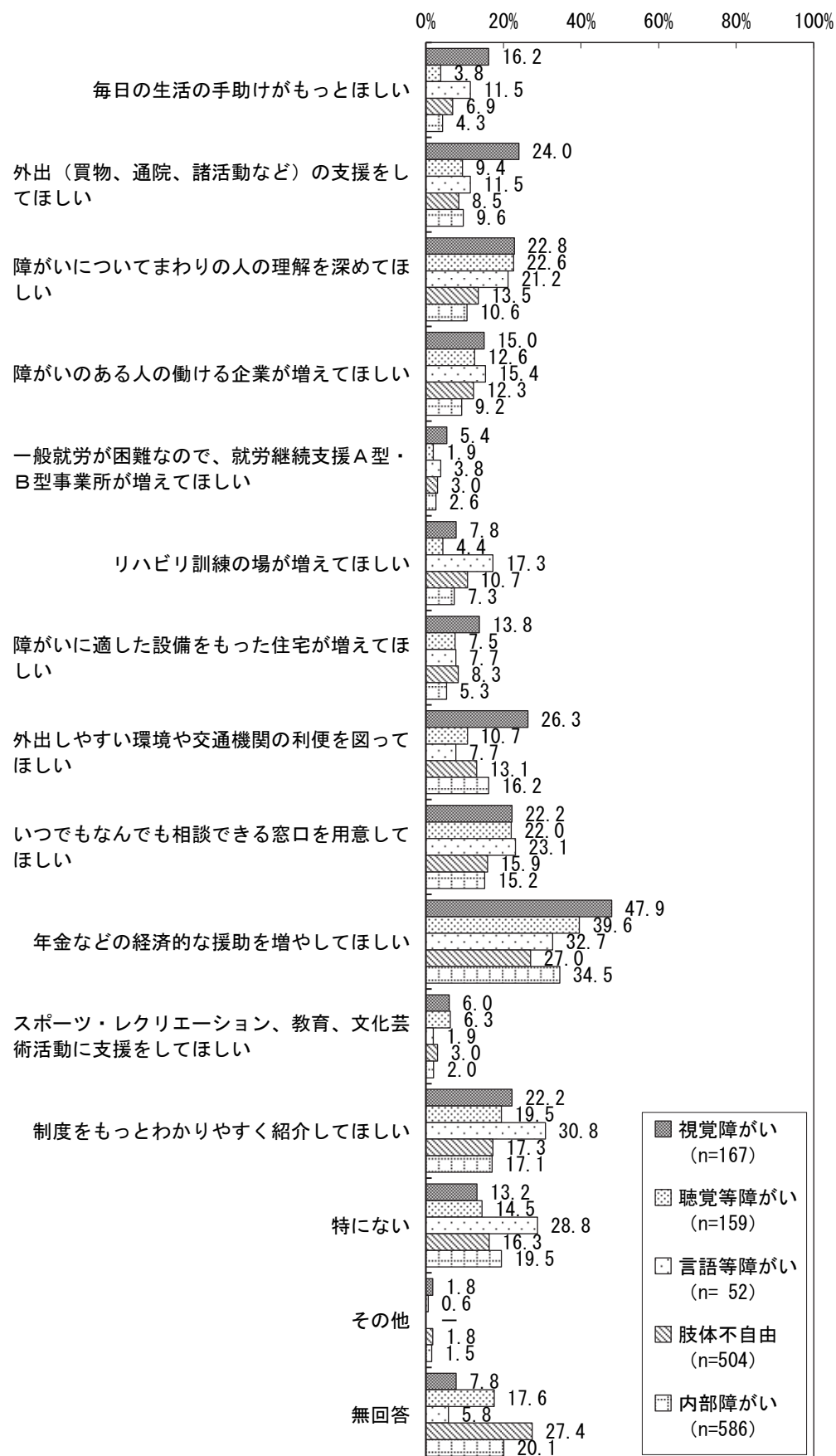
障がいのある児童では、「障がいのある人の働ける企業が増えてほしい」が最も高く、「障がいについてまわりの人の理解を深めてほしい」とともに4割を超えています。(図表2-50)



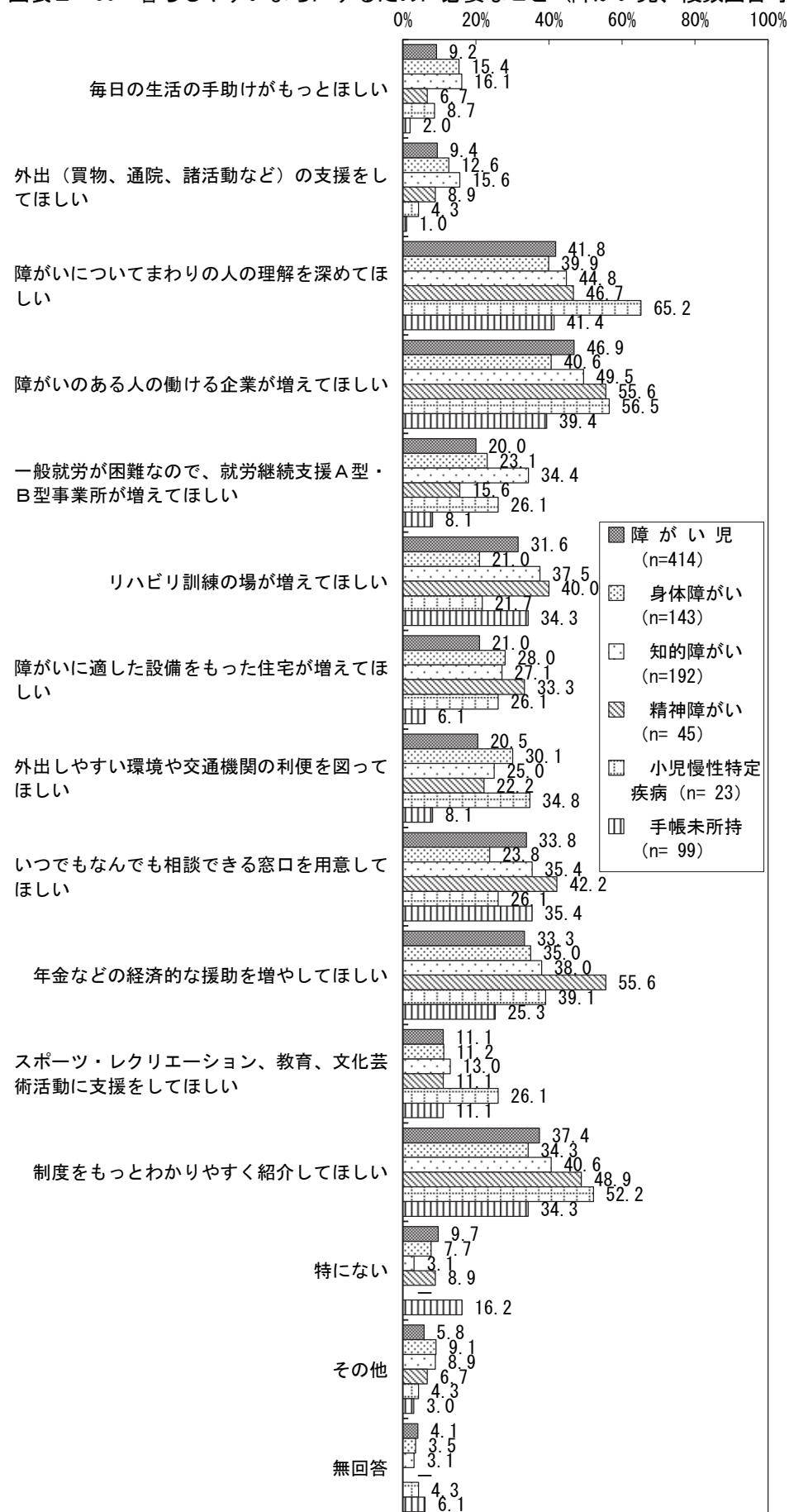
図表2-48 暮らしやすいまちにするために必要なこと（複数回答可）



図表2-49 暮らしやすいまちにするために必要なこと（身体障がいの種類別、複数回答可）



図表2-50 暮らしやすいまちにするために必要なこと（障がい児、複数回答可）







# 基本的な考え方

## 1 基本理念

障害者権利条約や障害者基本法などの理念にあるように、すべての人は、平等であり、障がいのあるなしにかかわらず、個人として等しく尊重されるべきです。

私たちの暮らす岐阜市において、市民一人ひとりがこのような理念を持ち、障がいのあるなしにかかわらず、相互に思いやる心豊かな地域社会を築くため、これまで、先人たちによりたゆまぬ努力が重ねられ、「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」の制定に至りました。

しかしながら、障がいのある人は、今なお差別され、偏見を持たれることがあり、関わらないようにしようとする意識を持たれることもあります。これらの多くは、障がいや障がいのある人に対する理解の不足から生じるものです。

障がいのある人が地域社会の主体として日常生活や社会生活をおくるためには、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人に対する理解を深め、あらゆる社会的障壁を取り除く必要があります。また、障がいのある人にも障がいを理由とした心の壁があるとすれば、それを取り除く必要もあります。障がいのある人とない人とが理解し合い、ともに暮らすことは、心豊かな地域社会を形成する上で、とても大きな意味を持ちます。

岐阜市では、国際連合による障害者権利条約の採択以前に策定した第2次計画に「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」を掲げて以降、これをもとに障がい者施策の推進を図ってきました。

この計画においても、これを継承し、障がい者施策の一層の推進を図ることにより、障がいのある人とない人とが理解し合い、ともに暮らす、心豊かな地域社会の形成をめざします。

### 誰もが自立してともに暮らすまちをめざして

#### 「自立」の考え方について

「自立」とは、障がいのある人が、他からの助けを受けずに自分の力で生活するというだけでなく、自らの希望により他からの助けを受けて生活することも含むものと考えます。したがって、自助、互助、公助の3つを組み合わせることにより、障がいのある人が自ら希望する生活をおくることも「自立」と捉えます。また、自ら希望を表明できない場合であっても、そのことをもって「自立」の可能性を否定するものではありません。

## 2 基本的視点

### (1) 障がいのある人の権利の尊重

基本理念の実現に向けては、障がいのある人が地域社会の主体として活動できるよう、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図るとともに、権利の侵害を防止する必要があります。また、活動を制限している社会的障壁の除去、すなわち、施設や移動、情報のバリアフリー化を推進するなど、環境整備を図る必要があります。

そのため、障害者権利条約や障害者基本法の理念を尊重し、「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」のもと、障がいのある人を地域社会の主体としてとらえ、障がい者施策の策定・推進を図ります。

### (2) 障がいの特性等に配慮したきめ細かな支援

基本理念の実現に向けては、外見からはわかりにくい障がいなどの特有の事情を考慮する必要のあるものを含め、障がいや障がいのある人に対する理解を深めることにより、障がいの特性に応じた支援を行う必要があります。また、障がいのある女性や児童などに対しては、複合的に困難な状況に置かれることに留意するとともに、意思表示が困難な障がいのある人に対しては、孤立化の防止等の支援を行う必要もあります。

そのため、障がいのある人の性別や年齢、障がいの特性、状態等、個別的な支援の必要性を踏まえ、障がい者施策の策定・推進を図ります。

### (3) 障がいのある人の視点に立った総合的かつ継続的な支援

基本理念の実現に向けては、障がいのある人が、生涯のあらゆる機会を通じて必要な支援を受けられるよう、福祉、保健・医療、雇用・就労、防災、まちづくり、教育、文化・スポーツなどの各分野の施策を総合的に展開するとともに、切れ目のない支援を行う必要があります。また、多様な暮らし方、学び方、働き方等に応じ、可能な限り、障がいのある人自らの決定に基づき支援を受けられるよう、支援に関する情報の提供や相談、意思疎通支援等を行う必要があります。

そのため、障がいのある人やその家族など関係者の意見を尊重し、必要な連携を通じた総合的かつ継続的な障がい者施策の策定・推進を図ります。

### 3 第4次計画の評価

第4次計画では、基本理念「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」のもと、次のとおり、3つの基本目標ごとに指標を設定し、障がい者施策の推進を図りました。

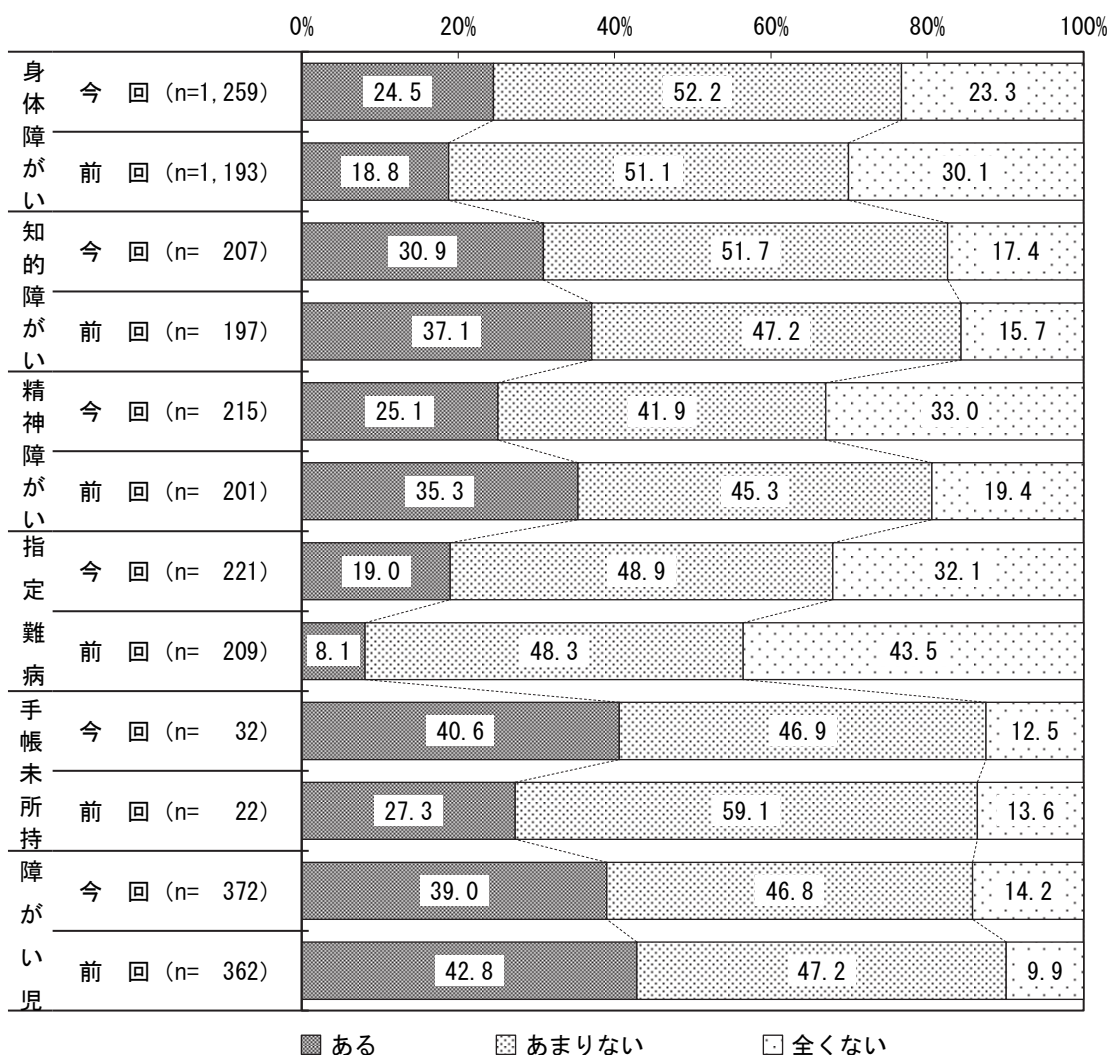
#### (1) 障がいのある人が参画するまちづくり

指標	基準 (平成28年度)	現状 (令和4年度)	目標 (令和5年度)
理解や配慮がありよかったと感じたことのある障がいのある人の割合※1	26.5%	27.2%	30.0%以上 (令和4年度)
配慮等好事例情報提供件数(累計)※2	—	11件	100件以上

※1 障がいのある人を対象に実施する実態調査において、理解や配慮がありよかったと感じたことがあると回答した人の合計の割合。

※2 平成30年度から実施している障がい者配慮促進事業等で収集した好事例の情報提供件数。

図表3-1 理解や配慮があり、よかったと感じた経験(前回(平成28年)調査との比較)





**【評価】**

1つ目の指標について、前回（平成28年度）の調査結果と比較すると、身体に障がいのある人と指定難病患者では、「ある」が上昇し、「全くない」が低下する一方、知的や精神に障がいのある人、障がいのある児童では、「ある」が低下し、「全くない」が上昇しているなど、それぞれにおいて状況が異なります。（図表3-1）

2つ目の指標については、目標を大きく下回っています。障がい者配慮促進事業等における効率的な好事例の収集と効果的な情報提供を行うことが、1つ目の指標の向上に資する1つの方策と考えられます。

引き続き、障がいのある人への配慮の前提となる障がいについての理解の啓発に取り組むとともに、令和6年4月の改正障害者差別解消法の施行（事業者への合理的配慮の義務化）にあわせ、配慮の促進に一層取り組んでいく必要があります。なお、配慮の促進にあたっては、それぞれの障がいに応じた啓発について検討していくことも必要と考えられます。

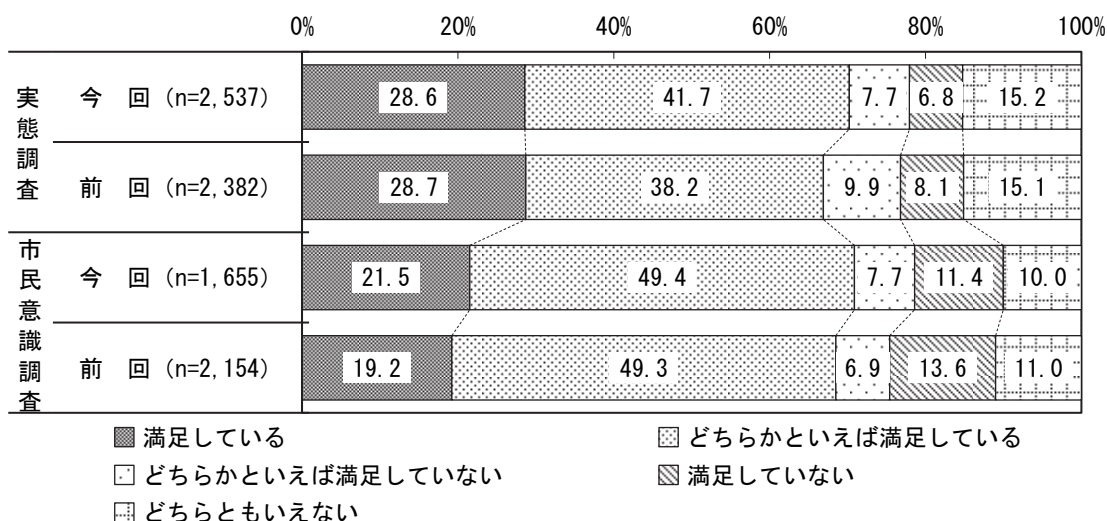
(2) 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり

指 標	基準 (平成28年度)	現状 (令和4年度)	目標 (令和5年度)
生活に満足している障がいのある人の割合※1	66.9%	70.2%	70.9% (令和4年度市民意識調査結果)
地域に向けた啓発活動への参加者数(累計) ※2	—	14,746人	10,000人以上

※1 障がいのある人を対象に実施する実態調査において、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の合計の割合で、市民すべてを対象に毎年度実施する市民意識調査(岐阜市)の結果と比較。

※2 平成28年度から実施している障がい者理解啓発推進事業等で実施した講演会等への参加者数。

図表3-2 生活に対する満足感の比較



※市民意識調査は、今回は令和4年5月に岐阜市民3,500人を対象(回収率48.0%)に、前回は平成28年11月に岐阜市民5,100人を対象(回収率42.5%)実施

【評価】

1つ目の指標について、前回(平成28年度)の調査結果から3ポイント程度上昇しており、令和4年度の市民意識調査結果と比較しても、ほとんど差がありません。

2つ目の指標については、令和4年度時点で目標を上回る進捗状況です。

実態調査結果をみると、障がいのある人がより暮らしやすくするためには、経済的な支援が最も高くなっています(64頁参照)。働いている障がいのある人の年間収入も十分ではなく(56頁参照)、働きたいと考えている障がいのある人も少なくありません(57頁参照)。こうした就労に関するもののほか、障がいのある人がより暮らしやすくするために、障がいについての周囲の理解を深めていくことなども求められています(64~67頁参照)。したがって、3つの基本目標の実現に向けた取り組み

を有機的に展開することにより、相乗効果が期待できると考えられます。

引き続き、それぞれの障がいに応じた住みやすく、生活しやすい環境づくりに取り組み、障がいのある人の生活の質の向上を図っていく必要があります。

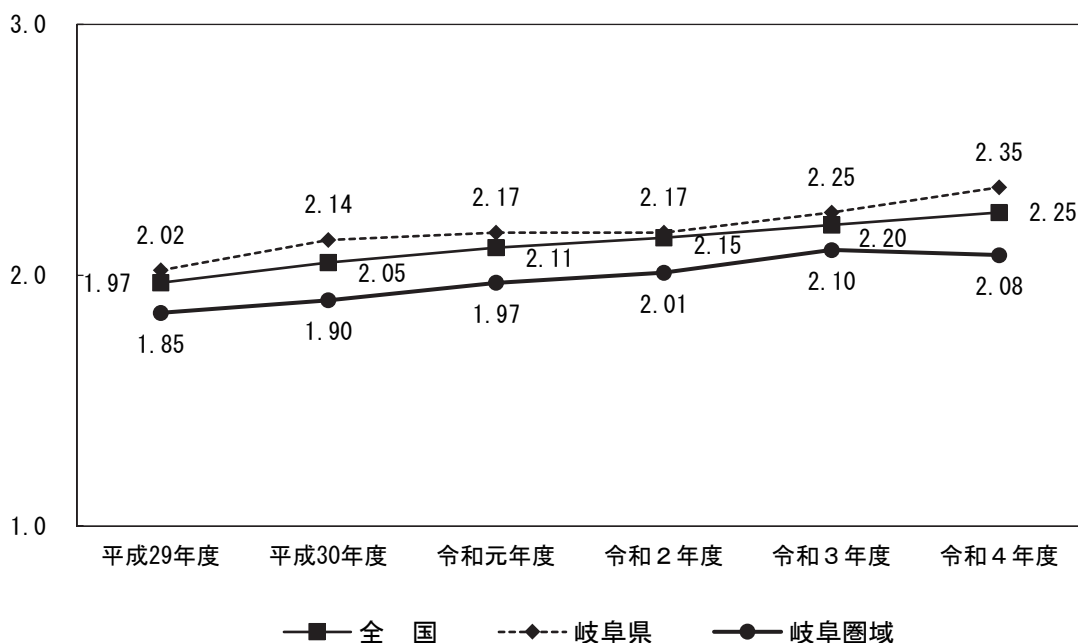
(3) 障がいのある人が働きやすいまちづくり

指 標	基準 (平成28年度)	現状 (令和4年度)	目標 (令和5年度)
障害者雇用率※1	1.8%	2.1%	2.3%以上
平均工賃(月額)※2	A型：66,464円 B型：12,099円	A型：73,378円 B型：17,718円 (令和3年度)	A型：81,645円 B型：16,507円 (令和3年度全国平均)

※1 岐阜圏域（岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡）の民間企業における雇用率。

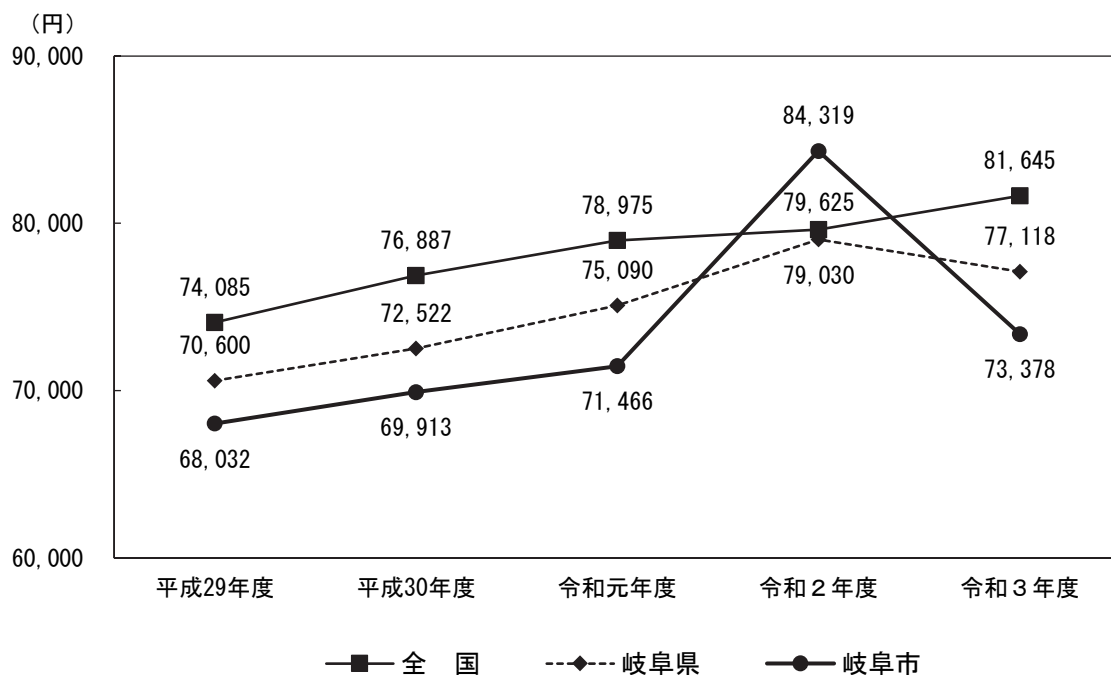
※2 就労継続支援A型・B型事業所における平均工賃の月額で、全国平均（参考（平成27年度）A型：67,795円 B型：15,033円）と比較。

図表3-3 障害者雇用率の推移（各年6月1日現在）



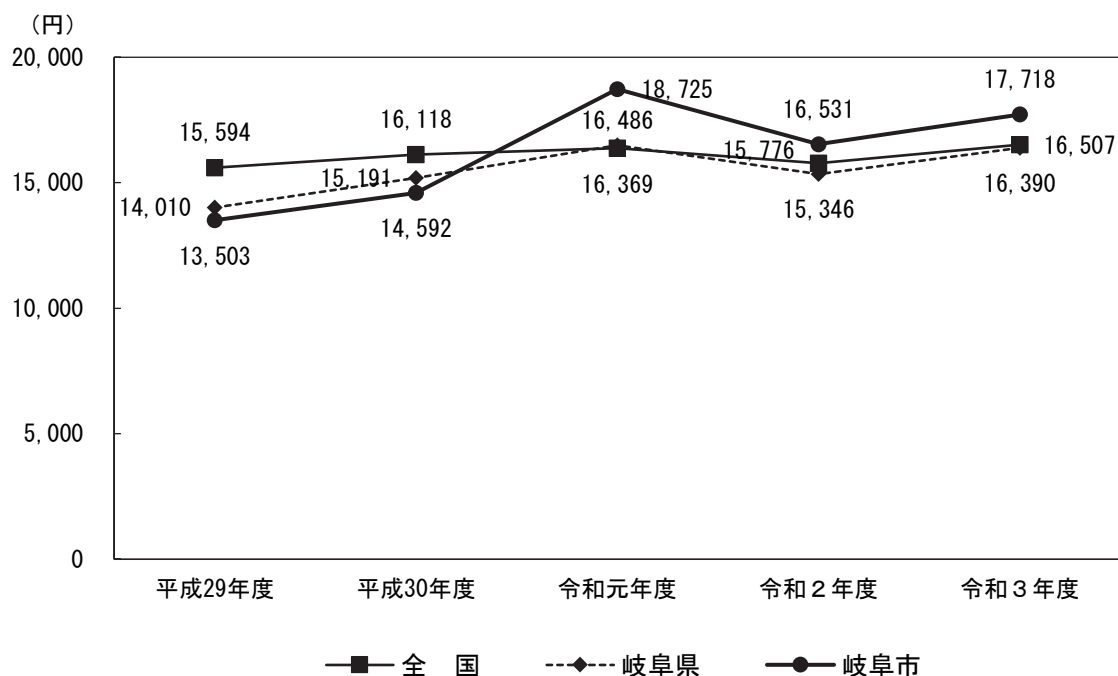
資料：岐阜公共職業安定所

図表3-4 就労継続支援A型事業所における平均工賃（月額）の推移



資料：厚生労働省、岐阜県、岐阜市

図表3-5 就労継続支援B型事業所における平均工賃（月額）の推移



資料：厚生労働省、岐阜県、岐阜市

**【評価】**

2つの指標とも、向上はみられますが、達成が見込まれるのは就労継続支援B型の平均工賃のみとなっています。

実態調査結果をみると、障がいのある人が働くためには、障がいについての事業主や職場の理解と配慮が特に求められています（60～62頁参照）。

令和6年4月の改正障害者差別解消法の施行に伴い、事業者に対しても「合理的配慮」が求められることとなります。一般就労への移行の推進も含め、民間企業等への障がいについての理解の啓発を一層推進していくことにより、障がいの有無にかかわらず、ともに働くことのできる、障がいのある人にとって働きやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。また、引き続き、障がい者就労施設等でつくられる製品等の販売を促進することにより、工賃の向上を図っていくことも必要です。

## 4 基本目標

この計画では、基本理念「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」のもと、障がいのある人を取り巻く現状と課題（第2章）や第4次計画の評価を踏まえ、次の3つの基本目標を継続し、障がい者施策の一層の推進を図ります。

### (1) 障がいのある人が参画するまちづくり

障がいのある人が、地域社会を形成するひとりの市民として、日常生活や社会生活をおくるためには、地域社会の主体として活動できるような環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」の普及を図りつつ、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に一層努め、障がいを理由とする差別の解消の推進や障がいのある人に対する虐待の防止など、権利の侵害の防止に取り組みます。

また、生涯を通じて障がいのある人が地域社会の主体として活動できるよう、障がいのある児童生徒の教育や療育の段階からの支援の充実を図るとともに、スポーツや文化芸術活動などの社会活動への参加を促進します。

さらに、施設や移動、情報のバリアフリー化に取り組むなど、ユニバーサルデザインの推進に取り組みます。

指 標	現状（令和4年度）	目標（令和11年度）
理解や配慮がありよかったと感じたことのある障がいのある人の割合 ※1	27.2%	30%以上
配慮等好事例情報提供件数（累計） ※2	11件（第4次累計）	100件以上

※1 障がいのある人を対象に実施する実態調査において、理解や配慮がありよかったと感じたことがあると回答した人の合計の割合で、令和4年度の実態調査結果からの向上をめざします。

※2 障がい者配慮促進事業等で収集した好事例の情報提供件数で、令和11年度までに累計100件以上をめざします。

(2) 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり

障がいのある人が、地域社会を形成するひとりの市民として、日常生活や社会生活をおくるためには、生活の場を自ら選択、決定するとともに、そこでの生活を継続していく必要があります。

そのため、相談支援体制の充実や障害福祉サービス、保健・医療サービスの提供など、生活に必要な支援に取り組みます。なお、障がいのある人の生活支援にあたっては、障がいの重度化や重複化、障がいのある人とその家族の高齢化、親なき後などを見据え、適切な対応に努めます。

また、地震や集中豪雨による大規模災害の発生などにより、防災に対する意識が高まっていることから、障がいのある人を災害から守る取り組みを一層推進するとともに、犯罪や事故などからも守る取り組みを推進します。なお、身近な地域におけるこれらの取り組みを円滑にするため、地域における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に努めます。

指 標	現状（令和4年度）	目標（令和11年度）
生活に満足している障がいのある人の割合 ※1	70.2%	市民意識調査における生活に満足している人の割合と同程度以上
地域に向けた啓発活動への参加者数（累計） ※2	14,746人 （第4次累計）	20,000人以上

※1 障がいのある人を対象に実施する実態調査において、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した人の合計の割合で、市民すべてを対象に毎年度実施する市民意識調査（岐阜市）の結果を上回ることをめざします。

※2 障がい者理解啓発推進事業等で実施した講演会等への参加者数で、令和11年度までの6年間で累計20,000人以上をめざします。



## (3) 障がいのある人が働きやすいまちづくり

障がいのある人が、自ら選択した生活の場所で自立した生活をおくるためには、就労が重要となります。

そのため、障がいのある人の働く意欲の醸成を図るとともに、一般就労や福祉的就労の機会の確保や工賃の向上などによる就労定着に取り組みます。なお、障がいのある人の一般就労を円滑にするため、職場における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に努めるなど、雇用機会の拡大や働き方の多様化、職場環境の改善を図ります。

指 標	現状（令和4年度）	目標（令和11年度）
障害者雇用率 ※1	2.1%	法定雇用率以上
平均工賃（月額） ※2	A型：73,378円 B型：17,718円 (令和3年度)	全国平均以上

※1 岐阜圏域（岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡）の民間企業における雇用率で、法定雇用率（令和6年4月から2.5%、令和8年7月からは2.7%の予定）の達成をめざします。

※2 就労継続支援A型・B型事業所における平均工賃の月額で、全国平均以上をめざします。

5 施策体系

3つの基本目標のもと、次の8つの施策分野ごとに20の施策とその基本方針（第4章）を定め、障がい者施策の一層の推進を図ります。

基本理念	基本目標	施策分野	施策	
誰もが自立してともに暮らしすまちなをめぐり	I 障がいのある人が参画するまちづくり	1 理解の啓発と差別の解消	施策1 理解の啓発と配慮の促進	
			施策2 差別の解消と虐待防止の推進	
		2 教育・療育の充実	施策3 学校教育の充実	
			施策4 療育の充実	
		3 スポーツ、文化芸術活動の推進	施策5 スポーツの推進	
			施策6 文化芸術活動の推進	
		4 ユニバーサルデザインの推進	施策7 施設の利用に関するバリアフリー化の推進	
			施策8 移動に関するバリアフリー化の推進	
			施策9 情報に関するバリアフリー化の推進	
		II 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり	5 生活支援の充実	施策10 相談支援の充実
				施策11 在宅を中心としたサービスの充実
				施策12 重度化・高齢化等への対策
	施策13 住まいの確保と充実			
	6 保健・医療の提供		施策14 保健サービスの充実	
			施策15 医療サービスの充実	
	7 安全・安心な地域づくり		施策16 防災・防犯対策の推進	
		施策17 地域・ボランティア活動の推進		
	III 障がいのある人が働きやすいまちづくり	8 雇用・就労の促進	施策18 一般就労の促進	
			施策19 福祉的就労の充実	
			施策20 就労定着への対策	



第4章

施策の基本方針

## I 障がいのある人が参画するまちづくり

### 1 理解の啓発と差別の解消

#### 施策1 理解の啓発と配慮の促進

障がいのある人が、地域社会の主体として、日常生活や社会生活をおくるためには、障がいの種類や特性、障がいのある人に対する理解と配慮について、広く市民に啓発し、障がいのある人とない人がお互いを理解し、尊重し合う環境づくりに取り組む必要があります。

内部障がい、難病、発達障がい、統合失調症や高次脳機能障がい等の精神障がいなど外見からはわかりにくい障がいについては、その特有の事情を考慮し、広く市民に啓発していく必要があります。特に、高次脳機能障がいは、交通事故や脳梗塞などにより脳に損傷を受け、その後遺症により記憶障がいや注意障がい、行動障がいを伴うもので、後遺症によるものであることから、障がいの早期発見が困難な状況にあります。日常生活や社会生活をおくることが困難で、精神障害者保健福祉手帳等を取得し、必要な支援を受ける人もいます。

岐阜市では、ホームページや広報ぎふ、パンフレットなどを通じて、障がいの種類や特性、障がいのある人に対する理解と配慮の啓発に努めるとともに、岐阜市発の白杖SOSシグナルのシンボルマークやヘルプマークなど「障がい者に関するマーク」の正しい理解の促進を図っています。また、障がい者関係団体と連携して12月3日から9日までの「障害者週間」や4月2日の「世界自閉症啓発デー」にあわせた啓発イベントを実施し、障がいのある人に対する理解とともに、交流の促進にも取り組んでいます。

しかし、障がいや障がいのある人に対する理解がいまだに十分でないことから、令和4年に「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」を制定、施行しました。今後、障がい者関係団体と連携し、この条例の普及に努めるとともに、障がいや障がいのある人に対する理解の一層の啓発に取り組む必要があります。

また、障がいのある人に対する配慮も十分ではありません。障害者差別解消法は、地方公共団体等行政機関や民間企業等に「合理的配慮」を求めています。「合理的配慮」は、障がいのある人の意思表示があった場合とされていますが、意思表示のあるなしにかかわらず、広く障がいのある人に対する適切な配慮があれば、障がいのある人は、地域社会において、ともに活動することができます。

そのため、岐阜市では、平成30年から「インクルーシブアドバイザー」を養成し、派

遣するとともに、学校や地域活動団体、民間企業等における障がいのある人への配慮の好事例の周知に取り組んでいます。「インクルーシブアドバイザー」は、学校や地域活動団体、民間企業等が障がいのある人とともに活動に取り組む際に、必要となる配慮について助言等の求めに応じて派遣するもので、内閣府が発行している「障害者白書」の令和元年版に紹介されるなど、一定の評価を得ました。令和6年4月の障害者差別解消法の一部改正の施行にあたり、「インクルーシブアドバイザー」の活動機会を拡大するなど、活用の促進を図っていく必要があります。

したがって、障がいや障がいのある人に対する理解を深めつつ、配慮の好事例を周知するとともに、「インクルーシブアドバイザー」制度を拡充し、障がいのある人に対する適切な配慮の一層の促進を図っていく必要があります。

#### 《基本方針》

- 「障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例」の普及とともに、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の一層の促進に向け、障がい者関係団体と連携して啓発活動の充実に取り組みます。
- 白杖SOSシグナルのシンボルマークやヘルプマークなど「障がい者に関するマーク」の正しい理解の啓発に努めるとともに、配慮の好事例の周知や「インクルーシブアドバイザー」の活用の拡大等により、障がいのある人への配慮の一層の促進を図ります。

## 施策2 差別の解消と虐待防止の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、日常生活や社会生活をおくるためには、障がいのある人への差別を解消し、その権利をおびやかすような言動や虐待を防止するよう、障がいのある人とない人がお互いを理解し、尊重し合う環境づくりに取り組む必要があります。

岐阜市では、障がい福祉課に虐待防止相談員を配置し、障がい者虐待防止センター機能を担うとともに、障がいのある人の人権に関する啓発に努めるなど、虐待の防止と早期発見に取り組んでいます。

また、「岐阜市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱」（以下「岐阜市職員対応要綱」といいます。）を整備するとともに、「障がいのある人への対応事例集」等を作成し、市職員に対する研修を実施して周知を図っています。障がいのある人やその家族等からの相談等には、障がい福祉課と地域保健課に相談窓口を設置し、対応しています。さらに、「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を踏まえ、広く障がいを理由とした差別等に関する相談に対応するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努めています。

しかし、いまだに障がいを理由とした差別や偏見を感じる障がいのある人がいることから、引き続き、障害者差別解消法や「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」、岐阜市職員対応要綱を踏まえ、必要に応じて、岐阜県障がい者差別解消支援センターなど関係機関と連携し、障がいのある人やその家族等からの相談等に対応するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の啓発に努めるなど、差別の解消を推進する必要があります。

また、障がいのある人の人権や虐待防止に関する啓発に取り組むとともに、岐阜県障害者権利擁護センターや岐阜市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、成年後見制度の活用を促進を図るなど、虐待防止を推進する必要があります。

### 《基本方針》

- 障害者差別解消法や「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」などに基づき、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の一層の促進に努めるなど、障がいのある人に対する差別の解消の推進に取り組みます。
- 障がいのある人の権利や財産を守るため、人権や虐待防止に関する啓発に取り組むとともに、関係機関と連携し、成年後見制度の活用を促進を図ります。

## 2 教育・療育の充実

### 施策3 学校教育の充実

障がいのある人が、生涯を通じ、地域社会の主体として、日常生活や社会生活をおくるためには、学校教育における良好な環境づくりに取り組む必要があります。

学校教育の充実にあたっては、障がいのある児童生徒が、必要な配慮のもと、障がいのない児童生徒とともに教育を受けることができるインクルーシブ教育の推進が望まれています。このような、ともに学ぶ環境づくりを推進する一方で、個別の支援ニーズのある児童生徒が、将来の自立と社会参加を見据えて、成長段階ごとに最適な支援を受けられるよう、通常の学級のほか、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校などの多様な学びの場の充実を図る必要があります。

岐阜市では、福祉教育を推進し、障がいのある人との交流等を通じて障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある児童生徒が学校生活をおくる上で必要な施設のバリアフリー化に取り組むなど、インクルーシブ教育の推進を図っています。また、障がいのある児童生徒を支援する教職員の資質の向上を図るとともに、通級指導教室や特別支援学級、特別支援学校などの多様な学び場における適切な教育の提供に努めています。さらに、卒業後の進学、就職に向けた適切な進路指導の充実に努めるとともに、できる限り成人に至るまでの一貫した支援を受けられるよう、関係機関と連携して作成した成長の過程や支援の内容に関する情報を記録するサポートブックの活用を促進を図っています。

引き続き、障がいのある人が地域社会の主体として活動できるよう、福祉教育を推進し、障がいや障がいのある人に対する理解を一層深めるとともに、学校施設のバリアフリー化に取り組むなど、インクルーシブ教育の推進を図る必要があります。また、障がいのある児童生徒を支援する教職員の資質の向上を図るなど、それぞれの障がいに応じた適切な教育の提供に努める必要があります。

#### 《基本方針》

- 福祉教育や学校施設のバリアフリー化などに取り組み、障がいのある児童生徒ができる限り障がいのない児童生徒とともに学べるインクルーシブ教育の推進に努めます。
- 教職員の資質の向上を図るなど、それぞれの障がいのある児童生徒に応じた適切な教育の提供に努めます。



#### 施策4 療育の充実

発達に遅れや障がいのある児童については、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な保健・医療、保育、教育を提供するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要となります。

岐阜市では、岐阜市子ども・若者総合支援センター（“エールぎふ”）において、0歳から成人前までの子どもや若者に関する悩みや不安などの相談にワンストップで対応し、一人ひとりの特性や発達段階に応じた継続的な支援に取り組んでいます。乳幼児期においては、乳幼児健康診査や保育所（園）、認定子ども園、幼稚園等における保育、教育を通じて、発達の遅れや障がいなどの早期発見に努め、幼児支援教室などにおいて早期対応を図ることにより、就学への円滑な移行に取り組んでいます。発達支援が必要な児童に対しては、恵光学園やみやこ園、ポッポの家などの児童発達支援センターと連携し、適切な相談や支援に取り組んでいます。

今後は、地域の核となる児童発達支援センターのあり方を再構築するとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスなどを提供する事業所における発達支援の質の向上に努めます。また、岐阜市子ども・若者総合支援センターの機能のさらなる充実に努め、就学への円滑な移行や就学後の教育の充実に取り組むなど、福祉と教育の連携を図るとともに、岐阜県発達障害者支援センターと連携し、発達に遅れや障がいのある児童に対する切れ目のない支援に取り組む必要があります。医療的ケアを必要とする障がいのある児童の支援については、引き続き、福祉と教育のほか、保健・医療等との連携を図って取り組む必要があります。

#### 《基本方針》

- 切れ目のない支援を実現するため、児童発達支援センターを核に、児童発達支援や放課後等デイサービスなどを提供する事業所における発達支援の質の向上に努めるとともに、福祉と教育、保健・医療等との連携を図り、医療的ケアを必要とする障がいのある児童の支援などに取り組めます。
- 岐阜市子ども・若者総合支援センターの機能のさらなる充実に努めるとともに、岐阜県発達障害者支援センターと連携し、発達障がいや発達に遅れのある児童の総合的かつ継続的な支援に取り組めます。



### 3 スポーツ、文化芸術活動の推進

#### 施策5 スポーツの推進

障がいのある人が、生涯を通じ、地域社会の主体として活動するためには、スポーツを通じた社会活動に参加し、生きがいを持って健やかに暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

岐阜市では、岐阜県障害者スポーツ協会などの関係団体と連携し、障がい者スポーツの推進に取り組むほか、障がい者スポーツの体験イベントを実施するなど、障がいのある人がスポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図るとともに、スポーツを通じて障がいのある人とない人とが交流する環境づくりに取り組んでいます。

平成24年には、ぎふ清流国体（第67回国民体育大会）・ぎふ清流大会（第12回全国障害者スポーツ大会）が開催されました。こうした全国規模の大会に加え、オリンピック・パラリンピックや聴覚障がいのある人のデフリンピック、知的障がいのある人のスペシャルオリンピックスなど、障がい者スポーツへの関心が高まりつつあります。

引き続き、岐阜県障害者スポーツ協会などの関係団体と連携して、障がい者スポーツをより一層推進し、障がいのある人が、スポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図る環境づくりに取り組むとともに、障がい者スポーツを通じて障がいのある人とない人との交流を促すなど、障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努める必要があります。

#### 《基本方針》

- 障がい者スポーツを推進し、障がいのある人がスポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図るための環境づくりに取り組むとともに、障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努めます。

## 施策6 文化芸術活動の推進

障がいのある人が、生涯を通じ、地域社会の主体として活動するためには、文化芸術活動を通じて社会活動に参加し、生きがいを持って健やかに暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

岐阜市では、障がい者関係団体などと連携し、12月3日から9日までの「障害者週間」にあわせて「オンリーワンわたしたちの芸術祭」（以下「障がい者芸術祭」といいます。）を開催するとともに、特別支援学級や特別支援学校による「ふれあい教育展」を開催するなど、障がいのある人が文化芸術に親しむ環境づくりに取り組み、障がいのある人の文化芸術活動の成果の発表を通じた障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努めています。また、生涯学習「長良川大学」などの実施により、生涯学習に取り組むための環境づくりを推進しています。

「知の拠点」となる中央図書館や「絆の拠点」となる市民活動交流センター、「文化の拠点」となる展示ギャラリーなどからなる「みんなの森 ぎふメディアコスモス」においては、障がいのある人をはじめ、多くの市民に利用され、親しまれています。特に、中央図書館においては、障がいのある人の読書環境の整備にも取り組んでいます。

引き続き、障がい者芸術祭の開催や生涯学習「長良川大学」における文化芸術活動に関する講座情報の提供などにより、障がいのある人が、文化芸術に親しみ、生涯学習に取り組むための環境づくりを推進するとともに、障がいのある人の文化芸術活動の成果の発表を通じた障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努める必要があります。

### 《基本方針》

- 障がい者芸術祭や生涯学習「長良川大学」を実施するなど、障がいのある人が、文化芸術に親しみ、読書を含む生涯学習に取り組むための環境づくりを推進するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解の啓発に努めます。

## 4 ユニバーサルデザインの推進

### 施策7 施設の利用に関するバリアフリー化の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、社会活動に参加する環境を整備するためには、公共施設や障害者支援施設をはじめとする民間施設において、障がいのある人の活動を制限するような障壁の除去、すなわち、バリアフリー化を推進する必要があります。

岐阜市では、バリアフリー法や岐阜県福祉のまちづくり条例、岐阜市ユニバーサルデザイン推進指針などにに基づき、市有建築物や公園等の公共施設において、段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、音声案内、車いすやオストメイトに対応した多目的トイレの設置など、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー化に取り組んでいます。

市有建築物の中には、老朽化が進み、建て替えや大規模な改修が必要となるものもあります。市有建築物の建て替えや大規模な改修にあわせ、バリアフリー化の推進を図るとともに、点字表示の設置や案内表示の拡大などの配慮に努める必要があります。また、引き続き、公園のバリアフリー化に取り組むとともに、選挙における投票環境の向上を図るため、投票所のバリアフリー化に努める必要があります。

障害者支援施設をはじめ、不特定多数が利用する商業施設、障がいのある人が働く事業所等に対しても、引き続き、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組むとともに、障害者差別解消法を踏まえ、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進を図る必要があります。

#### 《基本方針》

- 障がいのある人をはじめ、誰もが快適に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、市有建築物や公園などの公共施設のバリアフリー化を推進します。
- ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組むとともに、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の啓発に努め、障害者支援施設をはじめとする民間施設におけるバリアフリー化を促進します。

### 施策8 移動に関するバリアフリー化の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、社会活動に参加する環境を整備するためには、道路や公共交通施設などにおいて、障がいのある人の移動を制限するような障壁の除去、すなわち、バリアフリー化を推進する必要があります。

岐阜市では、バリアフリー法や岐阜県福祉のまちづくり条例、岐阜市ユニバーサルデザイン推進指針などに基づき、歩道の段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設などのほか、音響信号などの設置を警察に働きかけるなど、障がいのある歩行者や車いすの利用者に配慮した道路空間のバリアフリー化に取り組んでいます。また、JR岐阜駅における交通結節点としての整備やコミュニティバスの導入など、公共交通の環境づくりにあたってはバリアフリー化に取り組んでいます。

引き続き、バリアフリー化が必要とされる道路や公共交通施設などについて段階的かつ計画的な整備を推進します。また、公共交通事業者等に対し、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組むとともに、障害者差別解消法を踏まえ、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進を図る必要があります。

#### 《基本方針》

- 障がいのある人をはじめ、誰もが円滑に移動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、道路や公共交通施設などのバリアフリー化を推進します。
- ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組むとともに、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の啓発に努め、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。

**施策9 情報に関するバリアフリー化の推進**

障がいのある人が、地域社会の主体として、社会活動に参加する環境を整備するためには、障がいのある人が必要とする情報を適切に入手し、活用できるようにすることにより、外出しやすい環境とともに、生活の利便性の向上を図る必要があります。特に、視覚や聴覚等障がいのある人の情報の入手や意思疎通の支援に取り組むなど、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

岐阜市では、岐阜市ユニバーサルデザイン推進指針などにに基づき、誰にでもわかりやすい広報紙やホームページの作成に努めるとともに、「障がい者の明日のために」や「精神保健福祉ガイドブック」の発行など、行政情報の積極的な発信に取り組んでいます。さらに、点訳・音訳を担う専門職員を配置し、視覚障がいのある人に対する点訳・音訳サービスの提供を図るほか、聴覚等障がいのある人の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者などの養成や派遣、筆談など窓口対応の配慮に努めるとともに、聴覚等障がいのある人にとっての言語である手話や要約筆記の普及に取り組んでいます。また、中央図書館においては、視覚障がいのある人などの読書環境の整備に取り組んでいます。

引き続き、障がいのある人が必要な情報を適切に入手し、活用できるよう、行政情報の充実、発信に努めるとともに、情報の取得手段として有効なインターネットや携帯電話などの電子情報機器の活用を促進するための環境づくりを推進する必要があります。さらに、視覚障がいのある人に対する点訳・音訳サービス、聴覚障がいのある人の手話や要約筆記の普及、意思疎通支援の充実に取り組むなど、障害者差別解消法を踏まえ、障がいのある人に対する配慮の啓発に取り組む必要があります。また、読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、国や県、関係機関等と連携を図り、視覚障がいのある人などの読書環境の整備に取り組んでいく必要があります。

**《基本方針》**

- 障がいのある人をはじめ、誰もが生活に必要な情報を適切に入手し、活用できるよう、行政情報の充実、発信に努めます。
- 障がいのある人が、生活する上で適切な情報の入手や意思疎通ができるよう、また、障がいの有無にかかわらず読書環境を享受できるよう、点訳・音訳サービスや手話、要約筆記など、障がいの特性などに配慮した支援に取り組みます。

## Ⅱ 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり

### 5 生活支援の充実

#### 施策10 相談支援の充実

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、生活上の困りごとなどを気軽に相談し、解決するための相談支援体制を整備する必要があります。

岐阜市では、基幹相談支援センター業務を担う組織を障がい福祉課に設置するとともに、委託相談支援事業所を基幹相談支援センターのサテライトとし、専門的職員を配置して機能の強化を図るなど、相談支援体制の充実に取り組んでいます。また、地域に身体・知的障害者相談員を配置するとともに、精神に障がいのある人や指定難病患者等からの生活等に関する相談に対応しています。岐阜市子ども・若者総合支援センター（“エールぎふ”）においては、岐阜県発達障害者支援センターと連携しつつ、発達障がいなど、支援を必要とする子どもや若者等に関する悩みや不安などの相談に対応しています。このほかにも、障がいのある人の生活にかかわる住まいや就労などの相談に対応しています。

なお、令和2年に制定された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、障がいの有無や年齢を問わない①相談支援、②社会参加に向けた支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。岐阜市においては、令和4年度から複雑・複合化した困りごとや制度の狭間にある支援ニーズを包括的に受け止め、適切な支援機関につなげられるよう、ネットワークの整備に取り組んでいます。

引き続き、障がいのある人の生活や発達、教育などに関する各種相談に対応するとともに、相談件数の増加とそれに伴う相談内容の多様化などに対処するため、相談支援機関との連携強化などにより、相談支援体制のさらなる充実に取り組む必要があります。

#### 《基本方針》

- 地域の核となる基幹相談支援センターの機能強化に取り組むとともに、相談支援機関との連携を図ることにより、相談支援体制の充実に努めます。
- 生活に関する各種相談や複雑・複合化した問題の相談に対応するとともに、岐阜市子ども・若者総合支援センターと岐阜県発達障害者支援センターとの連携を図り、発達障がいや発達に遅れのある子ども・若者等に関する相談に対応します。



**施策11 在宅を中心としたサービスの充実**

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、自宅において入浴や排せつ、食事の介護などを行う在宅サービスのほか、施設において日常生活能力の向上などを支援する日中活動系サービスや外出支援サービスなど、それぞれに適したサービスの提供を受ける必要があります。

岐阜市では、障害者総合支援法に基づき、サービス等利用計画などの作成とともに、居宅介護や訪問入浴サービスなどの訪問系サービス、生活介護や自立訓練などの日中活動系サービス、同行援護や行動援護、移動支援などの外出支援サービスなどの適切な提供に努めています。

引き続き、障がいのある人の自立した生活を支えるために必要なサービスの提供に努めるとともに、適切なサービスを提供するための人材の育成と確保を促進するなど、質と量の両面からサービスの充実を図る必要があります。

また、日常生活を支える補装具や日常生活用具のほか、訪問給食サービスなどの日常生活の支援や諸手当などの経済的な支援に関する施策を推進するとともに、公共交通機関やタクシー、自家用車などによる外出支援に関する施策の推進を図る必要があります。

**《基本方針》**

- 障がいのある人の日常生活を支えるため、訪問系サービスや日中活動系サービス、外出支援サービスの充実を図るとともに、日常生活の支援や経済的な支援、外出支援に関する施策を推進します。
- これらのサービスを適切に提供するため、サービス提供事業所における人材の育成と確保を促進します。

## 施策12 重度化・高齢化等への対策

重度や重複した障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、自宅や施設において入浴や排せつ、食事の介護などを行うサービスのほか、日中活動系サービスや外出支援サービスなど、それぞれに適したサービスの提供を受ける必要があります。

岐阜市では、障害者総合支援法に基づき、サービス等利用計画などの作成とともに、医療的ケアを伴う居宅介護や重度訪問介護、訪問入浴サービスなどの訪問系サービス、同行援護や行動援護などの外出支援サービス、短期入所や療養介護などのサービスの適切な提供に努めるほか、介護保険サービスへの移行の調整に取り組んでいます。

障がいの重度化や重複化、それに伴う家族などの介助負担の増加への対応のほか、地域生活支援拠点等の機能の段階的な充実など、障がいのある人とその家族の高齢化に伴う親なき後などを見据えた対応が求められています。そのため、短期入所や日中一時支援などにより、家族の介助負担を緩和、軽減するためのサービスの充実にも努めるとともに、適切なサービスを提供するための情報共有や人材の育成、確保を促進するなど、質と量の両面からサービスの充実を図る必要があります。

障がいの重複には、身体障がいのうち肢体不自由と知的障がいとの重複のほか、視覚障がいや聴覚等障がいと知的障がいの重複などもあり、また、重度の障がいには、著しく高い頻度で自傷行為や他害行為のある強度行動障がいもあり、今後、障がいの特性などに、より対応したサービス提供の体制整備に留意する必要があります。

また、日常生活を支える補装具や日常生活用具のほか、訪問給食サービスなどの日常生活の支援や諸手当などの経済的な支援に関する施策を推進するとともに、公共交通機関やタクシー、自家用車などによる外出支援に関する施策の推進を図る必要があります。

### 《基本方針》

- 重度や重複した障がいのある人の日常生活を支えるため、訪問系サービスや外出支援サービスの充実を図るとともに、日常生活の支援や経済的な支援、外出支援に関する施策を推進します。
- 地域生活支援拠点等の機能の段階的な充実に向け、障がい者関係団体と協議するなど、障がいのある人の親なき後などを見据えた取り組みを推進するとともに、短期入所や日中一時支援の充実を図ることなどにより、重度や重複した障がいのある人を介助する家族の負担緩和・軽減のための支援（レスパイトケア）に取り組めます。
- これらのサービスを適切に提供するため、サービス提供事業所における人材の育成と確保を促進するとともに、介護保険サービスへの移行の調整に努めます。



**施策13 住まいの確保と充実**

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、生活の基盤である住まいを確保する必要があります。

岐阜市では、市営住宅における車いす対応住宅の整備や障がいのある人の優先入居とともに、在宅での生活を希望する人のために住宅のバリアフリー化などを支援しています。また、障害者総合支援法に基づき、施設入所支援はもとより、地域移行支援などのサービスの適切な提供に努めるとともに、グループホームの整備の促進を図っています。

引き続き、施設入所支援や地域移行支援などのサービスの適切な提供に努めるほか、今後の障がいのある人の高齢化、重度化に加え、家族の高齢化や親なき後のひとり暮らしの増加などを見据え、日中サービス支援型グループホームの整備の促進を図るとともに、自立生活援助の適切な提供や住宅のバリアフリー化の支援など、在宅やひとり暮らしでの生活支援にも努める必要があります。なお、民間賃貸住宅については、貸主や周辺住民の障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促すなど、障がいのある人が賃貸しやすい環境づくりに努める必要があります。

**《基本方針》**

- 障がいのある人が、自ら望む場所で日常生活をおくることができるよう、施設入所支援はもとより、地域移行支援などのサービスの適切な提供に努めます。
- グループホームの整備や民間賃貸住宅の利用促進などにより、住まいの確保を図るとともに、住まいのバリアフリー化などの支援に取り組みます。

## 6 保健・医療の提供

### 施策14 保健サービスの充実

障がいのある人が、地域社会の主体として、自立した生活をおくるためには、健康の維持または増進を図る必要があります。障がいの発生時期や原因はさまざまであることから、それぞれのライフステージに合わせて、障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見に取り組み、早期治療につなげる必要があります。発達に遅れや障がいのある児童については、できる限り早い時期から適切な支援を受けられるよう、早期発見に努める必要があります。

岐阜市では、生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問による子育て支援に取り組むとともに、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児の乳幼児健康診査や就学時における健康診断を実施し、専門的な支援が必要な児童については、関係機関と連携し、相談や支援の継続を図っています。

健康づくりについては、「歩く」を基本とする「健幸」なまちづくりの推進や食生活などの生活習慣改善の啓発に取り組むなど、生活習慣病や介護の予防を促進しているほか、農業体験を通じた健康づくりや食育に関する啓発、相談などに取り組んでいます。また、ストレスなどによるうつ病など、心の病を抱える人の増加に対応するため、学校や企業などと連携し、心の健康づくりに関する取り組みを推進しています。

引き続き、障がいのある人の自立した生活を支えるために必要な保健サービスの提供に努め、障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見に取り組むとともに、心の健康づくりを推進する必要があります。

#### 《基本方針》

- 乳幼児健康診査などにより、発達に遅れや障がいのある児童の早期発見に努め、適切な支援につなげます。
- 健康づくりの推進などにより、障がいの原因となる疾病などの発生予防や早期発見、介護の予防を促進するとともに、関係機関と連携し、心の健康づくりに取り組みます。

**施策15 医療サービスの充実**

障がいのある人が、地域社会の主体として、自立した生活をおくるためには、健康の維持または増進を図るための適切な医療サービスが必要となります。また、障がいの早期発見に取り組み、障がいに応じた適切な医療やリハビリテーションにつなげることで、障がいの軽減や重度化、重複化などの予防に取り組む必要があります。

岐阜市では、重度心身障害者等医療費などを助成するとともに、自立支援医療を推進することにより、医療費の負担軽減を図り、適切な医療サービスを利用できるような環境づくりに努めています。このほか、障害者総合支援法に基づき、医療的ケアを伴う居宅介護や療養介護、医療型児童発達支援などの適切なサービスの提供に努め、医療的ケアが必要な障がいのある人の支援などに取り組んでいます。

引き続き、障がいのある人の自立した生活を支えるために、医療費の負担軽減を図るとともに、地域の医療機関と連携し、適切な医療サービスや医療的ケアを受けられるような環境づくりに努める必要があります。

**《基本方針》**

- 障がいのある人が適切な医療サービスや医療的ケアを受けられるよう、医療費の負担軽減や適切なサービスの提供に努めます。

## 7 安全・安心な地域づくり

### 施策16 防災・防犯対策の推進

障がいのある人が、自ら望む地域において、安心して暮らすことのできる環境づくりを推進するためには、大規模な地震、土砂崩れ、洪水などの自然災害や火災などの発生のほか、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどから、生命や財産を守ることのできる体制を整備する必要があります。

近年の大規模な地震や集中豪雨などの発生により市民の防災意識が高まり、地域における防災対策への取り組みが進められる中、障がいのある人への対応の充実も求められております。

今後とも、災害時における助け合いによる救助や避難所などにおける障がいのある人への適切な配慮について市民の意識の醸成を図るとともに、福祉避難所や備蓄品の整備、ボランティアの確保、避難行動要支援者名簿登録、個別避難計画の策定などの促進に努める必要があります。また、災害時に、避難や避難生活などに関する情報などを障がいのある人に適切に伝えるための仕組みづくりや医療的ケアが必要な障がいのある人の生命を守る体制づくり、住まいの耐震化の促進など、防災対策のさらなる推進を図る必要があります。

火災や事故などに対しては、迅速に消火・救助・救急活動を行うことができるよう、消防体制などの充実を図る必要があります。

また、日常的に発生している交通事故や犯罪、消費生活にかかわるトラブルに対しては、交通安全教育などを通じて、交通ルールの徹底や交通マナーの向上に努めるほか、みんなでつくる「ホットタウン」プロジェクトを推進するなど、地域や警察と連携した防犯活動に取り組むとともに、悪質商法や多重債務など、消費生活に関するトラブルの相談に応じるなど、防犯対策のさらなる推進を図る必要があります。

#### 《基本方針》

- 障がいのある人を大規模災害から守るため、避難行動要支援者名簿登録の促進や福祉避難所の確保、住まいの耐震化の促進など、防災対策の一層の推進に努めます。
- 障がいのある人を火災や事故、急病などから守るため、消防体制などの充実を図るとともに、地域や警察と連携を図り、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどから守ります。

**施策17 地域・ボランティア活動の推進**

障がいのある人が、自ら望む地域において、安心して暮らすことのできる環境づくりを推進するためには、身近な地域住民に障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促し、平常時からの見守り活動、大規模災害や事故などの発生時における助け合い活動、ボランティア活動など、障がいのある人と身近な地域住民とのつながりを強化する必要があります。

岐阜市では、安否情報ダイヤルイン電話などによる安否確認を通じた見守り活動を推進しています。また、岐阜市社会福祉協議会などの関係団体と連携し、福祉ボランティアの育成や確保に努めるとともに、地域住民相互の関係づくりや見守り活動、助け合い活動を担う人材や団体の育成のほか、NPOやボランティアの育成、支援に取り組むなど、地域における福祉活動の促進を図っています。

こうした地域におけるさまざまな活動を推進していますが、身近な地域住民相互の関係は希薄化しつつあります。平常時における見守り活動、大規模災害や事故などの発生時における助け合い活動などを促進するためには、身近な地域住民相互の自発的な関係づくりが不可欠となります。

引き続き、地域や岐阜市社会福祉協議会等と連携し、身近な地域における見守り活動や助け合い活動などを推進するとともに、地域住民に障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促し、障がいのある人と身近な地域住民とのつながりの強化を図る必要があります。また、引き続き、安否確認に関する取り組みを実施するとともに、岐阜市社会福祉協議会などの関係団体と連携し、ボランティア活動などの促進に努める必要があります。

さらに、障がいの有無だけでなく、性別や国籍などにかかわらず、お互いに尊重し合いながら、地域におけるさまざまな活動に参画し、さまざまな人が交流できる環境づくりにも取り組む必要があります。

**《基本方針》**

- 障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促すとともに、見守り活動や助け合い活動、ボランティア活動などを促し、障がいのある人と身近な地域住民とのつながりの強化を図ります。
- 障がいのある人の孤立化を防止するため、安否確認に努めるとともに、地域のさまざまな活動に参画し、さまざまな人が交流できる環境づくりを推進します。

### Ⅲ 障がいのある人が働きやすいまちづくり

#### 8 雇用・就労の促進

##### 施策18 一般就労の促進

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、生活の糧を得られるよう働く意欲を持つとともに、一般就労を望む人が民間企業等で働くことのできる環境づくりに取り組む必要があります。

岐阜市では、障害者総合支援法に基づき、就労選択支援や就労移行支援などの適切な提供に努めるとともに、障がいのある人の働く意欲の醸成を図っています。

一般就労に移行するためには、民間企業等の理解と配慮が不可欠です。障がいのある人の法定雇用率は、令和6年4月から、民間企業（従業員40人以上）で2.5%、地方公共団体で2.8%にそれぞれ引き上げられます。その後、令和8年7月からは、民間企業（従業員37.5人以上）で2.7%、地方公共団体で3.0%まで引き上げられる予定です。

岐阜市では、障がいのある人を雇用する民間企業等を奨励し、雇用の促進を図るとともに、長時間（週20時間以上）働くことが難しい障がいのある人と民間企業等とのマッチングに取り組んでいます。また、地方公共団体として、障がいのある人の職員採用（令和5年6月1日現在の雇用率は2.8%）や職場実習の受け入れに努めるとともに、就労意欲のある人に職場体験等の機会を提供し、任用につなげるショートタイムワーク創出事業を実施しています。

引き続き、就労移行支援の充実や障がいのある人の働く意欲の醸成を図るとともに、令和6年4月の障害者差別解消法の一部改正の施行などを踏まえ、民間企業等における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促すなど、就労と雇用の両面から、障がいのある人の一般就労を促進する必要があります。

#### 《基本方針》

- 就労移行支援等の充実や障がいのある人の働く意欲の醸成、多様な働き方の促進を図り、就労機会の拡大に努めます。
- 民間企業等における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進を図り、雇用機会の拡大に努めます。



**施策19 福祉的就労の充実**

一般就労の困難な障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、生活の糧を得るとともに、生きがいを持って働けるよう、福祉的就労の場を提供する必要があります。

岐阜市では、障害者総合支援法に基づき、就労継続支援（A型・B型）や生活介護の適切な提供に努めるとともに、小規模の通所施設の運営を支援しています。また、特別支援学校やサービス提供事業所等と連携し、特別支援学校卒業後の就労継続支援（A型・B型）などの利用に関する説明会を開催しています。

引き続き、一般就労の困難な障がいのある人が生きがいを持って働けるよう、就労継続支援（A型・B型）や生活介護を適切に提供するための人材の育成と確保を促進するとともに、一般就労を含め、働き方を選択できるよう支援します。また、農家や農地所有適格法人等と就労支援サービス提供事業所等との連携を図り、障がいのある人の農業分野での就労も促すなど、質と量の両面からサービスの充実を図る必要があります。

**《基本方針》**

- 一般就労の困難な障がいのある人に福祉的就労の場を提供するため、農業分野での就労を促進するなど、就労継続支援（A型・B型）サービスなどの充実を図るとともに、一般就労を含め、働き方を選択できるよう支援します。

## 施策20 就労定着への対策

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自立した生活をおくるためには、働き続けることのできる環境づくりに取り組む必要があります。

障がいのある人が就労を継続するためには、一般就労において、民間企業等における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促すとともに、就労定着支援の適切な提供に努める必要があります。また、福祉的就労においては、就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）などのサービス提供事業所等（以下「障害者就労施設等」といいます。）でつくられる製品等の販路を確保、拡大し、工賃の向上を図ることなどにより、サービスの継続的な利用を促す必要があります。

岐阜市では、福祉の店の運営に取り組み、障害者就労施設等で作られた製品等の販路の確保、拡大を図るとともに、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の物品や役務の優先調達に努めています。

引き続き、福祉の店の運営に取り組み、障害者就労施設等で作られる製品等の販路の確保、拡大を図るとともに、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の物品や役務の優先調達の一層の推進に努める必要があります。今後も、民間企業等における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促すなど、就労環境の充実を図る必要があります。

### 《基本方針》

- 障がいのある人の一般就労の継続を図るため、民間企業等における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に努めます。
- 福祉的就労の継続や工賃の向上を図るため、障害者就労施設等で作られる製品等の販路の確保、拡大とともに、優先調達の一層の推進に努めます。





第5章

計画の推進に向けて

## 1 推進体制

### (1) 総合的な推進体制

障がい者施策を総合的かつ計画的に推進等するため、岐阜市では、障害者基本法第36条第4項の規定に基づき、「岐阜市障害者施策推進協議会」を設置しています。岐阜市障害者施策推進協議会は、岐阜市障害者計画や岐阜市障害福祉計画・岐阜市障害児福祉計画の策定について審議するとともに、障がい者施策の推進について調査、審議し、実施状況を監視等することとしています。そのため、有識者や障がい者関係団体等の代表者、関係行政機関の職員などにより構成し、幅広い意見の聴取に努めています。また、関係部局が連携するとともに、市民との協働を推進することにより、障がい者施策の総合的な展開を図っています。

この計画の推進にあたっては、岐阜市障害者施策推進協議会において、障がい者施策の実施状況について監視等するとともに、関係部局の連携や市民との協働の一層の推進を図ります。

### (2) 関係機関との連携支援体制

関係機関との緊密な連携を図るため、岐阜市では、障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき、「岐阜市障害者総合支援協議会」を設置しています。岐阜市障害者総合支援協議会は、福祉、医療・保健、教育、就労などの分野の支援者や有識者、障がい者関係団体等の代表者、関係行政機関の職員などにより構成し、連携の緊密化を図り、障がいのある人の支援やその体制の整備について協議することとしています。

さらに、課題ごとに専門部会を設け、関係機関などとの連携、協議を行っています。

障がいのある人に対する虐待の防止に向けては、専門部会において、警察、弁護士会、法務局、岐阜県障害者権利擁護センター、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、民生委員・児童委員、関係職員などからなるネットワークの構築に取り組むとともに、必要に応じて、ケース会議を開催するなど、関係機関の連携を図っています。

今後も、岐阜市障害者総合支援協議会を通じて、関係機関と緊密に連携し、障がいのある人の支援やその体制の整備を図ります。

## 2 進捗管理

### (1) 障がいのある人の実態の把握

障がいのある人を対象とする実態調査を適宜行うとともに、障がい者関係団体等から意見を適宜聴取することにより、障がいのある人の実態やニーズなどの把握に努めます。

### (2) 施策の進捗の把握と見直し

この計画の基本理念や基本目標ごとに設定する指標の実現に向け、「誰もが自立してともに暮らすまちづくり推進ロードマップ」（以下「ロードマップ」といいます。）に基づき、重点的な取り組みを実施します。具体的には、指標のデータを定期的に把握し、そのデータの分析結果と「ロードマップ」の進捗状況等を合わせて検証し、取り組みの充実、見直し等を図る手法（EBPM※）により、この計画の進捗管理を実施します。

なお、これら指標や取り組みの進捗状況については、岐阜市障害者施策推進協議会において報告し、取り組みの充実、見直しなどに関する意見等を聴取します。

また、経済や社会の情勢の変化、国の障がい者施策や関連施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、施策の見直しを行うなど、適切で効果的な施策展開に努めます。

※EBPM（Evidence Based Policy Making）：政策の企画をエピソードなどに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で客観的データなど合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。

3 誰もが自立してともに暮らすまちづくり推進ロードマップ

No.	基本目標	取り組み	概要	所管	令和6年度
1	I 障がいのある人が参画するまちづくり	障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例普及啓発事業	ホームページやイベント、パンフレット等を通じて、条例の趣旨（障がいや障がいのある人に対する理解等）の普及啓発に取り組みます。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発イベントの開催</li> <li>民間企業等向け出前講座等の実施</li> <li>パンフレットの配布 など</li> </ul>
2		障がい者配慮促進事業	学校や地域、民間企業等に「インクルーシブアドバイザー」を派遣するとともに、好事例を広く収集、周知し、障がいのある人に対する配慮等を促します。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>アドバイザーの派遣（研修等への講師派遣を含む）</li> <li>民間企業等における好事例の募集、発信 など</li> </ul>
3		「障がい者に関するマーク」の普及啓発	ホームページやポスター等を通じて、白杖SOSシグナルのシンボルマークなど「障がい者に関するマーク」の正しい理解等を促します。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポスターの掲示（JR岐阜駅等）</li> <li>リーフレットの配布</li> <li>クリアファイルの作成、配布 など</li> </ul>
4		障がい者団体の活動支援	障がいや障がいのある人に対する理解啓発等の活動に取り組む団体に対し、運営費等の一部を助成するとともに、広報等の支援を行います。	福祉部 障がい福祉課 保健衛生部 地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営等補助金の交付</li> <li>活動の広報等の支援 など</li> </ul>
5		障がいのある人に対する差別の解消の推進	障害者差別解消法に基づく岐阜市職員対応要綱に即し、障がいのある人への適切な対応に努めます。	福祉部 障がい福祉課 保健衛生部 地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談等への対応</li> <li>管理職員・新人職員等の研修の実施 など</li> </ul>
6		障がい者虐待防止事業	障害者虐待防止相談員を配置し、相談に応じるとともに、関係機関と連携して対応します。ホームページやリーフレット等を通じて虐待の防止と早期発見に努めます。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談、事案への対応</li> <li>リーフレットの配布 など</li> </ul>
7		成年後見制度の利用促進	成年後見の申請手続きに要する費用等の一部を助成するとともに、法人による後見の体制整備等を促します。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度利用支援事業の実施</li> <li>法人による後見のあり方の検討 など</li> </ul>
8		障がいのある人の人権啓発の推進	ホームページやイベント、ポスター等を通じて、障がいのある人の人権啓発に努めます。	市民協働推進部 人権啓発センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>「人権の広場」（12月）等の開催</li> <li>人権作品の募集、活用 など</li> </ul>

※各年度の取り組みは、岐阜市障害者施策推進協議会の審議等を踏まえ、適宜、見直します。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⇒	<p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理解や配慮がありよかったと感じたことのある障がいのある人の割合：30%以上</li> <li>配慮等好事例情報提供件数：60件以上</li> </ul> <p><b>【取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標の進捗への効果の検証とさらなる推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発イベントの開催</li> <li>出前講座の実施</li> <li>パンフレットの配布</li> <li>条例の検証 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発イベントの開催</li> <li>出前講座の実施</li> <li>パンフレットの配布 など</li> </ul>	<p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理解や配慮がありよかったと感じたことのある障がいのある人の割合：30%以上</li> <li>配慮等好事例情報提供件数：100件以上</li> </ul> <p><b>【取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標の進捗への効果の検証と再構築</li> </ul>
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>アドバイザーの派遣（研修等への講師派遣を含む）</li> <li>好事例の募集、発信 など</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>ポスターの掲示（JR岐阜駅等）</li> <li>リーフレットの配布</li> <li>クリアファイルの作成、配布 など</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>運営等補助金の交付</li> <li>活動の広報等の支援 など</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>相談等への対応</li> <li>管理職員・新人職員等の研修の実施 など</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>相談、事案への対応</li> <li>リーフレットの配布 など</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度利用支援事業の実施</li> <li>法人による後見のあり方の検討 など</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>「人権の広場」（12月）等の開催</li> <li>人権作品の募集、活用 など</li> </ul>	⇒	

No.	基本目標	取り組み	概要	所管	令和6年度
9	I 障がいのある人が参画するまちづくり	インクルーシブ教育の推進	障がいや障がいのある人に対する理解を深める福祉教育を推進するなど、障がいのあるなしにかかわらず児童生徒がともに学べる環境づくりに努めます。	教育委員会 学校指導課 教育施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各小中学校で福祉教育、共同学習を実施</li> <li>小中学校の改修、改造 など</li> </ul>
10		教職員の資質の向上	特別支援教育担当教職員等の研修を通じて、障がいのある児童生徒に応じた適切な教育を提供します。	教育委員会 学校指導課 学校安全支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育担当教職員等の研修や特別支援教育に関する研究会の実施 など</li> </ul>
11		発達段階に応じた支援の充実	発達に遅れのある児童などを対象に親子教室や幼児支援教室を開催するとともに、福祉と教育の連携を図り、発達段階に応じた支援を行います。	子ども未来部 子ども・若者総合支援センター 福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>親子教室、幼児支援教室の開催</li> <li>サポートブックの配布</li> <li>教育と福祉の連携 など</li> </ul>
12		障がい者スポーツの推進	パラリンピックやスペシャルオリンピックス等に向け、障がい者スポーツの普及を図り、参加を促すとともに、選手の競技力向上に取り組みます。	福祉部 障がい福祉課 ぎふ魅力づくり推進部 市民スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>パラリンピック競技等の体験イベント等の開催</li> <li>ターゲットエイジ育成事業の実施 など</li> </ul>
13		障がいのある人の文化芸術活動の推進	障がい者芸術祭を通じて、障がいのある人の造形美術品の作成、展示、舞台芸術の発表を行うとともに、「長良川大学」を実施します。	福祉部 障がい福祉課 市民協働推進部 男女共生・生涯学習推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国障害者芸術・文化祭に合わせ障がい者芸術祭を開催</li> <li>「長良川大学」の公開講座、出前講座の実施 など</li> </ul>
14		市有施設等のバリアフリー化の推進	ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、市有施設や公園のバリアフリー化に取り組みます。	企画部 政策調整課 都市建設部 公園整備課ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザイン推進事業の実施</li> <li>さわやか公園づくりの推進 など</li> </ul>
15		道路や公共交通施設等のバリアフリー化の推進	ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、交通結節点や市道等のバリアフリー化に取り組むとともに、JR岐阜駅等のバリアフリー化の促進を図ります。	企画部 政策調整課 基盤整備部 道路維持課 都市建設部 鉄道高架推進課ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザイン推進事業の実施</li> <li>ヒヤリハット・バリアフリー対策事業の実施 など</li> </ul>
16	情報のバリアフリー化の推進	ホームページや各種手引き等を通じて、障がい福祉に関するサービス等の情報を周知します。点字や手話、要約筆記の普及を図るとともに、窓口での適切な意思疎通支援に努めます。	福祉部 障がい福祉課 保健衛生部 地域保健課ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>「障がい者の明日のために」や「精神保健福祉ガイドブック」の発行</li> <li>ミニ手話・要約筆記教室の開催</li> <li>意思疎通支援者の配置の見直し など</li> </ul>	

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⇒	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理解や配慮がありよかったと感じたことのある障がいのある人の割合：30%以上</li> <li>配慮等好事例情報提供件数：60件以上</li> </ul> <p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標の進捗への効果の検証とさらなる推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各小中学校で福祉教育、共同学習を実施</li> <li>小中学校の改修、改造 など</li> </ul>	⇒	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>理解や配慮がありよかったと感じたことのある障がいのある人の割合：30%以上</li> <li>配慮等好事例情報提供件数：100件以上</li> </ul> <p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標の進捗への効果の検証と再構築</li> </ul>
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育担当教職員等の研修や特別支援教育に関する研究会の実施 など</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>親子教室、幼児支援教室の開催</li> <li>教育と福祉の連携 など</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>パラリンピック競技の体験イベント等の開催</li> <li>ターゲットエイジ育成事業の実施 など</li> </ul>	⇒	
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者芸術祭（12月）の開催</li> <li>「長良川大学」の公開講座、出前講座の実施 など</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者芸術祭（12月）の開催</li> <li>「長良川大学」の公開講座、出前講座の実施 など</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザイン推進事業の実施</li> <li>さわやか公園づくりの推進 など</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザイン推進事業の実施</li> <li>ヒヤリハット・バリアフリー対策事業の実施 など</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>「障がい者の明日のために」や「精神保健福祉ガイドブック」の発行</li> <li>ミニ手話・要約筆記教室の開催</li> <li>意思疎通支援者の配置の見直し など</li> </ul>	⇒	

No.	基本目標	取り組み	概要	所管	令和6年度
17		読書のバリアフリー化の推進	障がいのある人が読書環境を享受できるよう、点字資料や音声資料、大活字本、LLブック（やさしく読みやすい本）等の充実とともに、アクセシブルな電子書籍の普及、提供に努めます。また、対面朗読など、障がいの特性に応じたサービスを実施します。	市民協働推進部 図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点字資料や音声資料の拡充</li> <li>・電子図書館の普及、拡充</li> <li>・対面朗読サービス等の実施 など</li> </ul>



令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・点字資料や音声資料の拡充</li> <li>・電子図書館の普及、拡充</li> <li>・対面朗読サービス等の実施 など</li> </ul>	⇒	

No.	基本目標	取り組み	概要	所管	令和6年度
18	Ⅱ 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり	各種相談への対応	身体・知的障害者相談員を配置するとともに、精神障がいや難病、発達などに関する各種相談に応じます。	福祉部 障がい福祉課 保健衛生部 地域保健課 ほか	・身体・知的障害者相談員の配置 ・各種相談への対応
19		重層的支援体制の整備	地域住民が抱える複雑・複合化した困りごとや制度の狭間にある支援ニーズを断らずに受け止め、適切な支援機関につなげられるよう、ネットワークを整備します。	福祉部 重層的支援推進室	・重層的支援体制整備事業の推進
20		障害福祉計画・障害児福祉計画の推進	各計画に基づき、障害福祉サービスや障害児通所支援サービス等を提供するとともに、提供体制の整備を図ります。	福祉部 障がい福祉課	・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の推進
21		諸手当の支給	障害児福祉手当や特別障害者手当、外国人等心身障害者福祉金などの諸手当を支給します。	福祉部 障がい福祉課	・諸手当の支給
22		各種外出支援施策の実施	重度の障がいのある人のタクシー利用料金や介助用自動車の購入等に要する費用の一部を助成します。福祉有償運送サービスの適切な運用を図ります。	福祉部 障がい福祉課 福祉政策課	・タクシー料金助成事業の実施 ・重度身体障害者介助用自動車購入等助成事業の実施 など
23		障害者支援施設等建設助成	障害者支援施設等の建設等に要する費用の一部を助成し、計画的な整備を図ります。	福祉部 障がい福祉課	・社会福祉施設等施設整備費補助金の交付
24		住宅改善助成	身体に重度の障がいのある人に対し、住宅改善に要する費用の一部を助成します。	福祉部 障がい福祉課	・重度身体障害者住宅改善促進助成事業の実施 など
25		健康診査等の実施	乳幼児健康診査や生活習慣改善の啓発等を実施し、疾病、障がい等の早期発見や適切な指導を行います。	保健衛生部 健康増進課	・乳幼児健康診査の実施 ・生活習慣改善の啓発 など
26		こころの健康に関する事業	ホームページや講演会、ガイドブック等を通じて、こころの病気の予防等を促します。	保健衛生部 地域保健課	・ゲートキーパー講演会の開催 ・「こころの体温計」の利用促進 など
27		各種医療費助成	重度の障がいのある人の医療費や小児慢性特定疾病の医療費の一部を助成するとともに、指定難病の医療費の相談に応じます。	福祉部 福祉医療課 保健衛生部 地域保健課	・重度心身障害者等医療費助成事業の実施 ・小児慢性特定疾病医療費助成事業の実施 など

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⇒	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に満足している障がいのある人の割合：市民意識調査結果と同程度以上</li> <li>・地域に向けた啓発活動への参加者数：10,000人以上</li> </ul> <p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標の進捗への効果の検証とさらなる推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体・知的障害者相談員の配置</li> <li>・各種相談への対応</li> </ul>	⇒	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に満足している障がいのある人の割合：市民意識調査結果と同程度以上</li> <li>・地域に向けた啓発活動への参加者数：20,000人以上</li> </ul> <p>【取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標の進捗への効果の検証と再構築</li> </ul>
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援体制整備事業の推進</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の推進</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸手当の支給</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシー料金助成事業の実施</li> <li>・重度身体障害者介助用自動車購入等助成事業の実施 など</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等施設整備費補助金の交付</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度身体障害者住宅改善促進助成事業の実施 など</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査の実施</li> <li>・生活習慣改善の啓発 など</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートキーパー講演会の開催</li> <li>・「こころの体温計」の利用促進 など</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度心身障害者等医療費助成事業の実施</li> <li>・小児慢性特定疾病医療費助成事業の実施 など</li> </ul>	⇒	

No.	基本目標	取り組み	概要	所管	令和6年度
28	Ⅱ 障がいのある人が自ら望む場所で生活するためのまちづくり	防災対策の推進	避難行動要支援者名簿への登録を促すとともに、地域での円滑な避難支援等のための個別避難計画の作成を推進します。地域の防災訓練を支援し、障がいのある人の参加を図ります。	都市防災部 防災対策課 福祉部 障がい福祉課 保健衛生部 地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者対策の実施</li> <li>地域防災訓練（障がいのある人に配慮した避難所運営訓練等）の実施支援 など</li> </ul>
29		福祉避難所の拡大	大規模災害時に障がいのある人など避難行動要支援者を受け入れるための福祉避難所の確保に努めます。	都市防災部 防災対策課 福祉部 福祉政策課 障がい福祉課 保健衛生部 地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規施設等との協定の締結</li> </ul>
30		地域福祉活動等の推進	岐阜市社会福祉協議会と連携し、地域住民相互の関係づくりや見守り活動、助け合い活動を担う人材や団体の育成を図るほか、NPOやボランティアなどの育成、支援等に取り組みます。	福祉部 高齢福祉課 市民協働推進部 市民活動交流センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉推進事業の実施</li> <li>市民活動支援事業の実施 など</li> </ul>
31		安否情報への対応	訪問給食サービス等を通じて障がいのある人の安否を確認するとともに、安否情報ダイヤルイン電話により安否情報を収集し、関係機関と連携して迅速に対応します。	福祉部 障がい福祉課 福祉政策課 ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問給食サービス事業の実施</li> <li>「愛の一声運動」推進員の配置</li> <li>安否情報ダイヤルイン電話の運用 など</li> </ul>
32		障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例普及啓発事業（再掲）	ホームページやイベント、パンフレット等を通じて、条例の趣旨（障がいや障がいのある人に対する理解等）の普及啓発に取り組みます。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発イベントの開催</li> <li>出前講座の実施</li> <li>パンフレットの配布 など</li> </ul>
33		障がい者配慮促進事業（再掲）	学校や地域、民間企業等に「インクルーシブアドバイザー」を派遣するとともに、好事例を広く収集、周知し、障がいのある人に対する配慮等を促します。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>アドバイザーの派遣（研修等への講師派遣を含む）</li> <li>好事例の募集、発信 など</li> </ul>

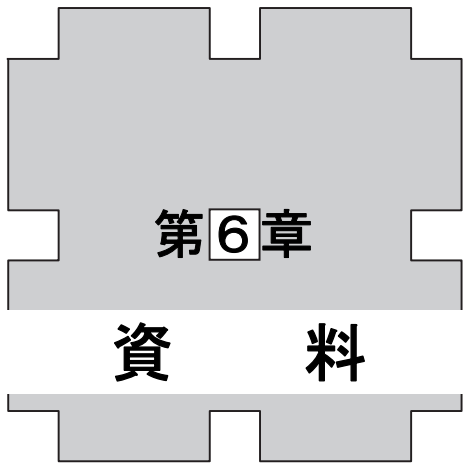
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⇒	<p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に満足している障がいのある人の割合：市民意識調査結果と同程度以上</li> <li>・地域に向けた啓発活動への参加者数：10,000人以上</li> </ul> <p><b>【取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標の進捗への効果の検証とさらなる推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者対策の実施</li> <li>・地域防災訓練（障がいのある人に配慮した避難所運営訓練等）の実施支援 など</li> </ul>	⇒	<p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に満足している障がいのある人の割合：市民意識調査結果と同程度以上</li> <li>・地域に向けた啓発活動への参加者数：20,000人以上</li> </ul> <p><b>【取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標の進捗への効果の検証と再構築</li> </ul>
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規施設等との協定の締結</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉推進事業の実施</li> <li>・市民活動支援事業の実施 など</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問給食サービス事業の実施</li> <li>・「愛の一声運動」推進員の配置</li> <li>・安否情報ダイヤルイン電話の運用など</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発イベントの開催</li> <li>・出前講座の実施</li> <li>・パンフレットの配布 な</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・アドバイザーの派遣（研修等への講師派遣を含む）</li> <li>・好事例の募集、発信 など</li> </ul>	⇒	

No.	基本目標	取り組み	概要	所管	令和6年度
34	Ⅲ 障がいのある人が働きやすいまちづくり	障がい者雇用の促進	障害者トライアル雇用（障がいのある人を原則3か月間試行雇用）の後、常用雇用に移行して3か月間雇用した事業主等に奨励金を交付するとともに、長時間（週20時間以上）働くことが難しい人と民間企業等とのマッチングに努めます。	経済部 労働雇用課 福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材確保サポート事業の実施</li> <li>働く知的障害者生活支援促進事業の実施</li> <li>超短時間雇用創出事業の実施</li> </ul>
35		障がいのある人の職員採用の推進	障がいのある人を対象とした採用試験を実施し、正規職員または会計年度任用職員としての採用を推進します。	行政部 人事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人を対象とした採用試験の実施</li> <li>障害者雇用率（2.8%）の遵守</li> </ul>
36		障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例普及啓発事業（再掲）	ホームページやイベント、パンフレット等を通じて、条例の趣旨（障がいや障がいのある人に対する理解等）の普及啓発に取り組みます。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発イベントの開催</li> <li>民間企業等向け出前講座等の実施</li> <li>パンフレットの配布 など</li> </ul>
37		障がい者配慮促進事業（再掲）	学校や地域、民間企業等に「インクルーシブアドバイザー」を派遣するとともに、好事例を広く収集、周知し、障がいのある人に対する配慮等を促します。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>アドバイザーの派遣（研修等への講師派遣を含む）</li> <li>民間企業等における好事例の募集、発信 など</li> </ul>
38		障害福祉計画の推進（再掲）	第7期障害福祉計画に基づき、就労支援サービスを提供するとともに、提供体制の整備を図ります。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>第7期障害福祉計画の推進</li> </ul>
39		農福連携の促進	農家や農地所有適格法人等と障害者就労施設等との連携を図り、障がいのある人の農業分野での就労を促します。	経済部 農林課 福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家や農地所有適格法人等と障害者就労施設等との連携促進</li> </ul>
40		福祉の店運営事業	マーサ21の「福祉の店友&愛」と市役所の「福祉ショップOh・EN」において、障害者就労施設等の製品等を販売するとともに、障がいのある人の働く場を提供します。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>「福祉の店友&amp;愛」の運営、周知</li> <li>「福祉ショップOh・EN」の運営、周知</li> </ul>
41		障害者就労施設等からの物品等の優先調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、毎年度方針を定め、障害者就労施設等からの物品や役務の優先調達を推進します。	福祉部 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>優先調達推進方針の策定</li> <li>特定随意契約等による優先調達の推進 など</li> </ul>

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⇒	<p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用率：法定雇用率以上</li> <li>・平均工賃（月額）：全国平均以上</li> </ul> <p><b>【取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標の進捗への効果の検証とさらなる推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材確保サポート事業の実施</li> <li>・働く知的障害者生活支援促進事業の実施</li> <li>・超短時間雇用創出事業の実施</li> </ul>	⇒	<p><b>【指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用率：法定雇用率以上</li> <li>・平均工賃（月額）：全国平均以上</li> </ul> <p><b>【取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標の進捗への効果の検証と再構築</li> </ul>
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人を対象とした採用試験の実施</li> <li>・障害者雇用率（3.0%）の遵守</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発イベントの開催</li> <li>・出前講座の実施</li> <li>・パンフレットの配布 など</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・アドバイザーの派遣（研修等への講師派遣を含む）</li> <li>・好事例の募集、発信 など</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期障害福祉計画の推進</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家や農地所有適格法人等と障害者就労施設等との連携促進</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「福祉の店友&amp;愛」の運営、周知</li> <li>・「福祉ショップOh・EN」の運営、周知</li> </ul>	⇒	
⇒		<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先調達推進方針の策定</li> <li>・特定随意契約等による優先調達の推進 など</li> </ul>	⇒	







第6章

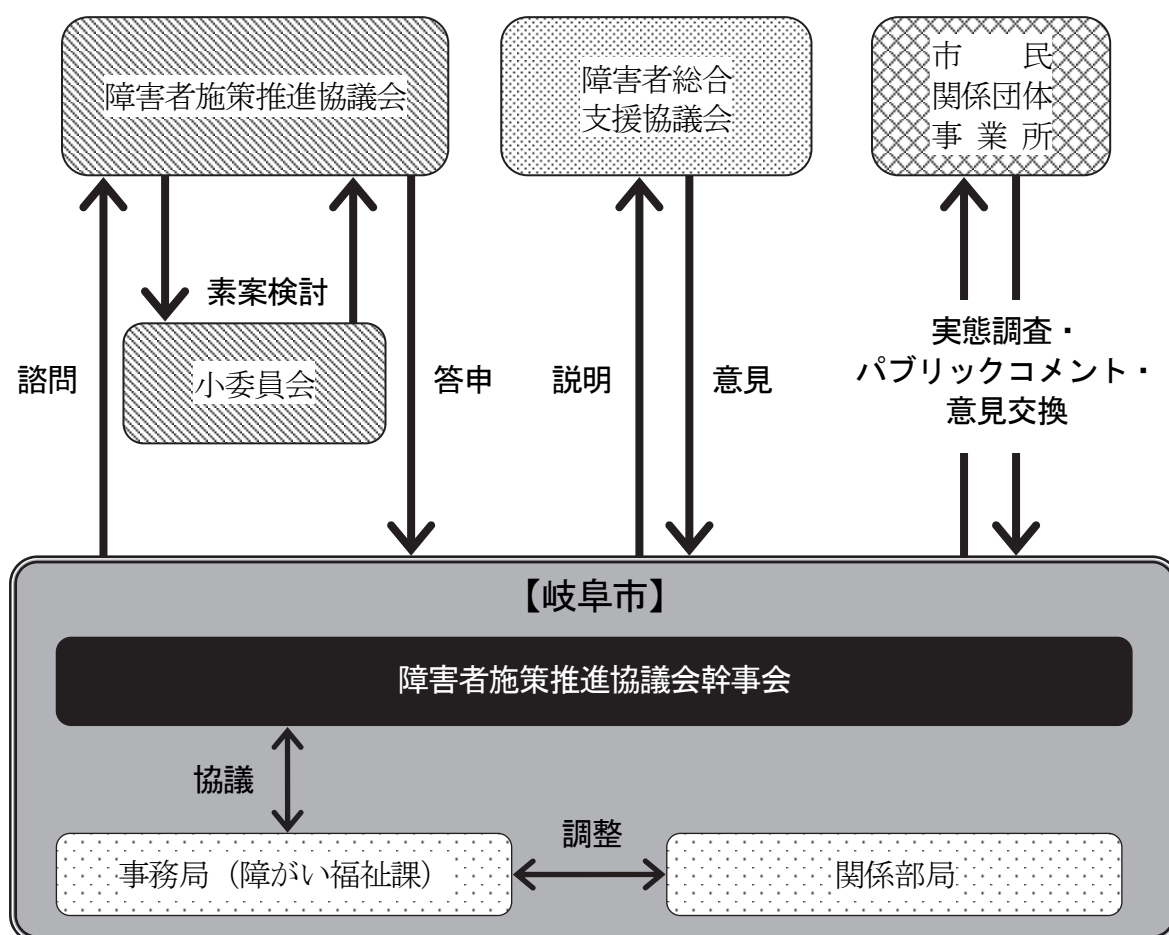
資料

## I 計画の策定方法と策定経過

### 1 計画の策定方法

計画の策定に先立って、障がいのある人や関係団体、障害福祉サービス等を提供している事業所の意見やニーズを把握するために、実態調査や意見交換等を行いました。これらを通して把握した障がいのある人を取り巻く状況を踏まえて、計画づくりに取り組みました。計画案の作成にあたっては、岐阜市障害者施策推進協議会に諮問し、答申を得るとともに、岐阜市障害者総合支援協議会より意見をいただきました。

図表6-1 計画の策定体制



**2** 計画の諮問機関等

## (1) 岐阜市障害者施策推進協議会

## ○岐阜市障害者施策推進協議会条例

平成8年3月29日

条例第5号

## (設置)

**第1条** 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第36条第4項の規定に基づき、本市に岐阜市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

## (所掌事務)

**第2条** 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第11条第3項に規定する市町村障害者計画に関し、同条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
- (2) 本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画に関し、同条第10項に規定する事項を処理すること。
- (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画に関し、同条第10項に規定する事項を処理すること。

## (組織等)

**第3条** 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 識見を有する者
- (3) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 公募に応じた市民

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

## (会長)

**第4条** 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

## (会議)

**第5条** 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 協議会に、協議会の調査審議を補助するため、幹事長及び幹事で組織する幹事会を置くことができる。

- 2 幹事長及び幹事は、関係機関の職員及び市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第24号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第91号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成15年条例第12号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第55号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において委員である者の任期は、この条例による改正前の岐阜市障害者施策推進協議会条例第3条第3項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成20年条例第14号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第17号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第13号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## ○岐阜市障害者施策推進協議会委員名簿

【委員任期】 令和5年5月1日～令和8年4月30日

【委員数】 29人

(◎：会長)

	所 属	職 名	氏 名	小委員会
関係行政機関の職員	岐阜県健康福祉部障害福祉課	課長	熊谷真一郎	
	岐阜公共職業安定所	所長	市岡 雄志	
識見を有する者	国立大学法人 東海国立大学機構岐阜大学	名誉教授	◎池谷 尚剛	◎
	公立大学法人 岐阜県立看護大学	教授	岡永真由美	○
	学校法人岐阜済美学院 中部学院大学	教授	大藪 元康	
	一般社団法人 岐阜市医師会	理事	山賀 寛	
	独立行政法人 国立病院機構長良医療センター	院長	松久 卓	
	岐阜市小中学校長会 岐阜商工会議所	会長 専務理事	後藤 喜朗 森 健二	
障がい者及び障がい者の福祉に関する事業に従事する者	岐阜市身体障害者福祉協会	副会長	田中 義正	○
	岐阜地区知的障がい者育成会	会長	春見 鉄男	○
	岐阜市視覚障害者福祉協会	副会長	高井 史子	○
	岐阜市聴覚障害者協会	会長	志水 道嘉	○
	岐阜市肢体不自由児者父母の会	会計	長村 敬子	○
	特定非営利活動法人 障害者自立センターつかいぼう	理事長	吉田 朱美	○
	特定非営利活動法人 岐阜県難病団体連絡協議会岐阜支部	支部長	森田まゆみ	○
	岐阜県自閉症協会岐阜市ブロック	ブロック長	水野佐知子	○
	岐阜市重症心身障害児(者)を守る会	会長	中村真由美	○
	岐阜市あけぼの会(精神障害者家族会)	副会長	服部 信子	○
	岐阜市立岐阜特別支援学校PTA	会長	平田 真理	○
	社会福祉法人 いぶき福祉会	専務理事	北川 雄史	
	社会福祉法人 岐東福祉会 障害者支援施設はなみずき苑	施設長	横山 貴洋	
	社会福祉法人 舟伏	顧問	森 敏幸	
	岐阜市立岐阜特別支援学校	校長	樋田 光代	
岐阜市民生委員・児童委員協議会	副会長	河村 繁夫		
社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会	常務理事	石原 徹也		
社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団	理事長	疋田 宗義		
公募市民			大野久美子	
			水野 純子	

※敬称略

(2) 岐阜市障害者総合支援協議会

○岐阜市附属機関設置条例（抄）

平成25年3月27

条例第7号

（趣旨）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関については、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（附属機関の設置及び担当事務）

第2条 別表左欄に掲げる執行機関に属する附属機関を同表中欄のとおり設置し、その担任する事務は、同表右欄に定めるところとする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、前条に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第5号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	岐阜市障害者総合支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき実施する相談支援事業その他の障がい者支援施策に関する評価及び審議

○岐阜市障害者総合支援協議会規則

令和3年3月30日

規則第29号

（設置）

第1条 この規則は、岐阜市附属機関設置条例(平成25年岐阜市条例第7号)第3条の規定に基づき、岐阜市障害者総合支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者関係団体の推薦する者
- (3) 障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)の福祉に関する事業に従事する者

- (4) 障害者等に関する医療、教育又は雇用関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第6条 会長は、前条の規定にかかわらず、緊急を要する事案で会議を招集するいとまがないと認めるときは、当該事案の概要を記載した書面を委員に送付してその賛否を問い、その結果をもって会議の議事に代えることができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員(次項において「部会員」という。)は、委員のうちからその都度会長が指名する。

3 専門部会は、特に必要があると認めるときは、専門部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、自己の利害に係る議事に加わることができない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉事務所障がい福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## ○岐阜市障害者総合支援協議会委員名簿

【委員任期】令和5年4月25日～令和7年3月31日

【委員数】15人

(◎：会長)

所 属	職 名	氏 名
国立大学法人 東海国立大学機構岐阜大学	名誉教授	◎池谷 尚剛
公立大学法人 岐阜県立看護大学	准教授	茂本 咲子
特定非営利活動法人 岐阜県難病団体連絡協議会岐阜支部	理事	岩月 佳子
岐阜県自閉症協会岐阜市ブロック	会計	奥住 悠子
岐阜市重症心身障害児(者)を守る会	理事役員	市橋美保子
社会福祉法人 和光会	統括所長	時岡 優
社会福祉法人 岐阜県福祉事業団 清流園	園長	須甲 郁穂
社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会	常務理事	石原 徹也
岐阜市南ブロック機能強化型地域包括支援センター	社会福祉士	丸山 久美
一般社団法人 岐阜県ソーシャルワーカー協会	会長	武山 修
岐阜市立岐阜特別支援学校	校長	樋田 光代
岐阜公共職業安定所	統括職業指導官	桐野 考造
岐阜県障害者権利擁護センター	専任相談員	伊佐地みどり
岐阜県相談支援事業者連絡協議会	会長	熊崎 千晶
岐阜市民生委員・児童委員協議会	理事	長屋 克仁

※敬称略



## 3 計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和4年11月1日～11月30日	実態調査
令和5年5月9日～6月2日	障がい関係団体等との意見交換
令和5年6月29日	第1回 岐阜市障害者施策推進協議会幹事会
令和5年7月18日	<b>第1回 岐阜市障害者施策推進協議会</b> (岐阜市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について(諮問)等)
令和5年9月29日～10月12日	事業所状況調査
令和5年10月12日	<b>第1回 岐阜市障害者施策推進協議会小委員会</b> (第5次岐阜市障害者計画(素案)について)
令和5年10月23日	<b>第2回 岐阜市障害者施策推進協議会小委員会</b> (第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画(素案)について)
令和5年11月8日	第2回 岐阜市障害者施策推進協議会幹事会 ※書面開催
令和5年11月16日	<b>第2回 岐阜市障害者施策推進協議会</b> (第5次岐阜市障害者計画(素案)、第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画(素案)について)
令和5年12月15日～令和6年1月15日	パブリックコメント 第5次岐阜市障害者計画(案)→3通(4件) 第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画(案)→2通(2件)
令和5年12月25日	<b>第4回 岐阜市障害者総合支援協議会</b> (第5次岐阜市障害者計画(案)、第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画(案)について)
令和6年2月7日～8日	岐阜県への意見聴取 (第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画(案)について)
令和6年2月7日	第3回 岐阜市障害者施策推進協議会幹事会 ※書面開催
令和6年2月16日	<b>第3回 岐阜市障害者施策推進協議会</b> (第5次岐阜市障害者計画(最終案)、第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画(最終案)について)
令和6年2月28日	岐阜市障害者施策推進協議会会長より答申
令和6年3月1日	「第5次岐阜市障害者計画」、「第7期岐阜市障害福祉計画・第3期岐阜市障害児福祉計画」の決定

## Ⅱ 用語解説

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などのわかりづらいものに一般的な解説をつけて、五十音順に整理したものです。

**愛の一声運動** 市長が委嘱した推進員が、ひとり暮らし高齢者等の自宅を訪問し、「お元気ですか」等と一声かけて、日常生活を見守り、安否を確認し、孤独感の解消を図る運動。

**アスペルガー症候群** 知的障がいとは伴わないものの、興味・コミュニケーションについては特異性が認められる広汎性発達障がいの一種。特定の分野については驚異的なまでの集中力と知識を持ち、「空気を読む」ことが苦手、細かい部分にこだわる、考えが偏っている、感情表現が困難といった特徴がある。

**安否情報ダイヤルイン電話** 近所のひとり暮らしの高齢者や障がいのある人の居宅での異変に気づいた時に連絡していただく市の専用電話。

**E B P M** Evidence Based Policy Makingの略で、政策の企画をエピソードなどに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で客観的データなど合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。近年、国や地方自治体において、この手法の導入が進められつつある。

**意思疎通支援事業** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の必須事業の一種で、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者や要約筆記者等を派遣する事業。平成24年度までのコミュニケーション支援事業が本事業に変更された。

**一般就労** 障がいのある人が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいう。

**移動支援事業** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の必須事業の一種で、屋外での移動が困難な障がいのある人の地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行う事業をいう。

**医療的ケア児** 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」としている。

**インクルーシブアドバイザー** インクルーシブとは、

「包括的な」「包み込む」という意味。インクルーシブアドバイザーは、障がいのあるなしにかかわらず誰もがともに暮らす社会（インクルーシブな社会）を推進するため、障がいのある人とともに活動に取り組む際に必要となる配慮について助言等を行う専門家等で、自治会などの地域活動団体、学校、企業などからの要請に応じて派遣している岐阜市独自の取り組み。

**インクルーシブ教育** 障がいの有無によって学ぶ場所が分けられるのではなく、一人ひとりそれぞれの子どもの能力や困りごとが考慮された「すべての子どものための教育」という意味で使われている。

**うつ病** 気分と意欲が障がいされる精神障がい。最近までは躁うつ病といわれ、現在では気分障がいや感情障がいといわれる。躁状態あるいはうつ状態があらわれるが、うつ状態だけのものをうつ病、躁・うつ両方あらわれるものを双極性障がい（狭義の躁うつ病）という。とくに、うつ病はストレスにあふれた現代社会のなかで増加してきている。

**エールぎふ** ⇒ 子ども・若者総合支援センター「エールぎふ」

**NPO** ボランティア団体。

**NPO法人（特定非営利活動法人）** 特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること等の要件を満たすことが必要である。

**オストメイト** 人工肛門・人工膀胱保有者。

**親子教室** 未就園児とその親を対象に、ふれあい遊びを中心とした活動を通して、子育ての楽しさ、喜びを共感しあえる場として設けている。市内の5か所の保育所等で実施しており、親同士のコミュニケーションの場ともなっている。

**音声・言語・そしゃく機能障がい** 身体障がいの一種。身体障害者福祉法では、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の喪失または著しい障がいであること等を同法の対象となる身体障がいとしている。

**オンリーワンわたしたちの芸術祭** 毎年、障害者週間を含む6日間程度、障がいのある人の作品の展示、各種イベント、体験コーナー、催し物等を行っている。略称は「障がい者芸術祭」で、岐阜市と障がい者団体等で構成する実行委員会が協議・開催している。

**外国人等心身障害者福祉金** 昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人等で障害基礎年金を受け取ることができない重度の障がいがある人に支給される福祉金。

**介護保険法** 加齢に伴って生ずる疾病等により要介護状態となった高齢者等が、その有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、国民の共同連帯の理念に基づき必要な介護サービスに係る給付を行うことを目的とした法律。制度としては、財源の2分の1を公費、残りを保険料でまかなう社会保険で、利用者の選択により介護サービスを利用できるシステムである。

**介護予防** 高齢者が要介護とならないよう予防すること。

**外出支援サービス** 障がいのある人を対象とする外出支援サービスとしては、視覚に障がいのある人を対象とする同行援護、知的あるいは精神に障がいのある人を対象とする行動援護、同行援護・行動援護に該当しない人で屋外での移動が困難な人を対象とする移動支援事業の3種類がある。

**学習障がい（LD：Learning Disabilities）** 知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す発達障がいである。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

**完全参加と平等** ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」（1981年）のテーマである。障がいのある人がそれぞれの住んでいる地域で社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、社会の他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的、経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現するという意味である。

**基幹相談支援センター** 障がいのある人の相談を総合的に行う地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。基幹相談支援センターは、市町村または市町村が委託する事業所が運営し、自ら、障がいのあ

る人等の相談、情報提供、助言等を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行う。岐阜市においては、障がい福祉課に基幹相談支援センター機能を持たせるとともに、委託相談支援事業所を基幹相談支援センターのサテライトとし、専門的職員を配置している。

**岐阜県障がい者差別解消支援センター** 障害者差別解消法に基づき、相談支援を専門とする社会福祉士が広域専門相談員として障がい者差別に関する高度・専門的な相談に対応する機関。岐阜県社会福祉士会が岐阜県の委託を受けて運営している。

**岐阜市子ども・若者総合支援センター** ⇒ 子ども・若者総合支援センター「エールぎふ」

**岐阜市サポートブック** ⇒ サポートブック

**岐阜市障害者施策推進協議会** 障害者基本法第36条第4項の規定に基づき、関係行政機関の職員、学識経験者、障がいのある人及び障がいのある人の福祉に関する事業に従事する人、公募に応じた市民で構成され、障害者計画の協議、障がいのある人に関する施策の推進についての審議、施策の実施状況の監視等を行う本市の合議機関。

**岐阜市障害者総合支援協議会** 障害者総合支援法に基づき、障がいのある人及びその家族、保健・医療・福祉・教育・雇用関係者、学識経験者、市職員等で構成され、地域における障がいのある人への支援体制及び地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、関係機関の連携の緊密化を図り、障がいのある人が地域において安心して暮らせる地域づくりを目指す。

**岐阜市職員対応要綱** 「岐阜市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱」の略称。障害者差別解消法に基づいて定めた要綱で、「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」「監督者の責務」「相談体制の整備等」「研修・啓発」等を定めている。

**岐阜市人権教育・啓発行動計画** 人権教育・啓発推進の具体化に向けて市民と協働して取り組む岐阜市の計画。基本理念として、①「生き合う力」を育もう、②人権感覚を日常生活に根づかせよう、③「差別の土壌」となる意識や考え方を見直そう、④共生と協働の心の輪を広げよう、の4つを掲げている。

**岐阜市地域福祉推進計画** ⇒ 地域福祉計画

**岐阜市福祉の店** ⇒ 福祉の店

**ぎふ市民健康基本計画** 「健康寿命の延伸」「早死の減少」「生活の質の向上」を目標として、市民一人

ひとりの健康の向上をめざす市民参画による市民主体の健康づくりの計画。ぎふ市民健康基本計画は、健康増進法に定める市町村健康増進計画である。

**虐待防止相談員** ⇒ 障がい者虐待防止センター

**共生** ともに生きること。内閣府では、年齢や障がいの有無等にかかわらず、安全に安心して暮らせる社会を「共生社会」といつている。

**協働** 複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。この計画は、行政と市民等が協働して推進していかなければならない。

**共同学習** グループ単位で課題を解決する学習形態。

「障がいのある子どもが通常学級で学ぶだけでは積極的な人間関係を十分に構築できない」という考えに基づき、障がいのある子どもとない子どもの共同学習が行われている。

**共同生活援助（グループホーム）** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種であるグループホームは、障がいのある人が共同生活を行う住宅である。グループホーム入居者の平日の日中は、一般就労あるいは日中活動系サービスを利用する。

**強度行動障がい** 直接的他害（噛みつき、頭突き等）や間接的被害（睡眠の乱れ、同一性の保持）、自傷行為等が、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇の困難なものをいう。

**居宅介護（ホームヘルプ）** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、障がいのある人が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスをいい、介護保険法では、「訪問介護」という。

**国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律** ⇒ 障害者優先調達推進法

**グループホーム** ⇒ 共同生活援助

**計画相談支援** 障害者総合支援法の相談支援の一種で、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等を申請した障がいのある人のサービス等利用計画の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）等を行うことをいう。

**ゲートキーパー** 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。ゲートキーパーの存在は、自殺を防ぐために重要である。

**言語障がい** 言語の適切な理解と表現が困難な状態を

いう。身体障害者福祉法では、言語機能の喪失あるいは言語機能の著しい障がいによって永続するものを身体障がいとしている。

**権利擁護** 自らの意思を表明することが困難な知的障がいのある人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

**高次脳機能障がい** 病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきたす病態。先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障がい、進行性の変性疾患によるものは含まれない。

**行動援護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人が、行動する際の危険を回避するための援護、外出時の移動中の介護等を受けるサービスをいう。

**行動障害** 状況にそぐわない不適切な行動で、しばしば他者若しくは本人にとって有害な行動をいう。精神病、意識障がい、てんかん発作、睡眠障がい、発達障がい等の人の一部でみられる。

**広汎性発達障がい** 社会性に関連する領域にみられる発達障がいの総称。小児自閉症、アスペルガー症候群、レット症候群、小児崩壊性障がい、特定不能の広汎性発達障がいなどが含まれる。

**合理的配慮** 障害者の権利に関する条約の「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいう」と定義されている。

**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律** 鉄道駅やバスターミナルなどの公共交通機関や、デパートや旅客施設などの公共的施設のバリアフリーをめざし、高齢者や障がいのある人が移動しやすいまちづくりを一体的に進めることを目的とする法律。一般的には「バリアフリー法」という。

**国際障害者年** 1976年の国際連合総会は、世界的規模で啓発活動を行う国際障害者年を1981年とすることを決議した。そのテーマは「完全参加と平等」であり、具体的な目的は、①障がいのある人の身体的、精神的な社会適合の援助、②就労の機会保障、③日常生活への参加の促進、④社会参加権の周知徹底のための社会教育と情報の提供、⑤国際障害者年の目的の実施のための措置と方法の確立、であった。こ

これらの目的は1年で達成されるものではないので、国際連合はさらに「障害者の十年」（1983～1992年）を設定し、各国が計画的に課題解決に取り組んできた。

**こころの体温計** ストレスの状態を確認するチェックシステム。こころの体温計には、本人モード、家族モード、ストレス対処タイプテスト、こころのエンジン、赤ちゃんママモード、アルコールチェックモードの6種類があり、携帯電話やスマートフォン、パソコンからそれぞれのモードで質問に答えるとストレスや気分の落ち込み度がイラストで表示される。

**子ども・若者総合支援センター「エールぎふ」** 日常生活または社会生活を営む上で様々な悩みや困難を有する子ども・若者に対し、その特性、発達段階、生活環境その他の状況に応じ、福祉、教育その他の関連分野における知見を総合した支援を行い、子ども・若者の福祉の向上、健全育成及び社会的自立を図ることを目的とする岐阜市の機関。子ども・若者総合支援センターは、0歳から成人前までの子どもあるいはその保護者の子育て、児童虐待、発達障がい、不登校、いじめ、就学・就労などのあらゆる悩みや不安の相談に対してワンストップで総合的に相談支援するとともに、一人ひとりに寄り添い、継続的に支援する。

**雇用率** ⇒ 障害者雇用率

**サービス等利用計画** 介護給付等を受ける障がいのある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービスを利用する障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情を考慮し、利用するサービスの種類及び内容、これを担当する人等を定めた計画をいう。障がいのある児童に対する計画を「障害児支援利用計画」といい、介護保険では「ケアプラン（介護サービス計画）」という。

**在宅サービス** 障がいのある人を居宅において処遇するための各種サービス。具体的には、ホームヘルプサービス、訪問入浴サービス等がある。

**サポートブック** 乳幼児期から成人期に至る今まで一貫した支援が受けられるように、各ライフステージにおける成長の過程、各支援機関での相談内容や支援の記録を整理しておくノート。岐阜市サポートブックは、岐阜市障害者総合支援協議会等の関係者の協力を得て作成した。

**さわやか公園づくり** 老朽化したトイレや通路をバリアフリー化して、ユニバーサルデザインの公園を作

ること。

**支援費制度** 福祉サービスの利用者が提供事業者と直接契約し、市町村が利用者に対し支援費を支給するというサービスの提供方式であり、以前の措置制度に変わるものである。身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づき、平成15年度から身体に障がいのある人、知的障がいのある人及び障がいのある児童へのサービス提供は、原則的にこの方法で行われていたが、平成18年度から障害者自立支援法による自立支援給付等に変更された。

**視覚障がい** 眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がいの一種として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。最も軽度な6級の視力障がいは、障がいが永続するもので、一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるものをいう。

**自傷行為** 意図的に自らの身体を傷つけたり、毒物を摂取すること。致死性が低い点で自殺とは異なる。

**施設入所支援** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等を受けるサービスをいう。施設入所支援は、障害者支援施設で行われ、平日の日中は、生活介護などの日中活動系サービスを利用する。

**施設入所者の地域生活への移行** 施設を退所し地域での生活を望む施設入所支援利用者が、グループホーム、一般住宅等での生活へ移行することをいう。

**肢体不自由** 上肢・下肢及び体幹の機能の障がいを指す。身体障害者福祉法では、①1上肢、1下肢または体幹の機能の著しい障がいで永続するもの、②1上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くものまたはひとさし指を含めて1上肢の2指以上をそれぞれ第1指骨間関節以上で欠くもの、③1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤1上肢のおや指の機能の著しい障がいがまたはひとさし指を含めて1上肢の3指以上の機能の著しい障がいで、永続するもの、⑥①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がいを身体障がいとしている。なお、知能の障がいが原因で運動機能に障がいがある場合はこれに含まれない。

**指定難病** ⇒ 難病

**児童発達支援** 主に就学前の障がいのある児童が身近な地域で質の高い療育を通所で受けることができるサービスをいう。

**児童発達支援センター** 主に就学前の障がいのある児童に質の高い療育を通所で行う施設で、一般の児童発達支援などを提供する施設の中核的な役割を担う施設。①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）、③地域のインクルージョン推進の中核としての機能、④地域の障がいのある児童の発達支援の入口としての相談機能が求められている。

**児童福祉法** 昭和22年に制定された児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」ことと、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」ことを明示している。また、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉の機関として、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所を規定し、福祉の保障、事業及び施設、費用等について定めている。平成28年の改正により、都道府県及び市町村に障害児福祉計画の策定を義務づけた。

**自閉症** 社会性の障がいや他者とのコミュニケーション能力に障がいや困難さを生じたり、こだわりが強くなる精神障がい的一种。症状の特徴は、①対人関係に疎通性を欠き、②ことばの発達に遅れと異常が認められ、③特定のものに執着するというもので、3歳位までに表れる。

**市民活動支援事業** 5人以上の市民のグループが企画・実施する地域社会の課題解決を目的とする自主的・公益的な事業に事業費の一部を補助する岐阜市の事業。

**社会的障壁** 障がいのある人が社会生活を営む上で妨げとなる社会的な制度や慣行。平成23年の障害者基本法の改正においては、障害者権利条約の理念に沿って、合理的配慮の定義など、社会的障壁の除去を定めている。

**社会福祉協議会** 社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、地域福祉の推進を目的とし、社会福祉を目的とする事業を営む人及び社会福祉に関する活動を行う人（ボランティア団体等）が参加する団体

である。市町村、都道府県及び中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されている。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施並びにボランティア活動等への住民参加のための援助並びに社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成等を業務としている。

**重層的支援体制整備事業** 社会福祉法の改正（令和3年4月施行）により、市町村において①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築することを目的として創設された事業。

**重度心身障害者等医療費助成事業** 重度の障がいのある人で所得が一定額以下の人の医療費の自己負担分を助成する事業。この事業の対象となるのは、①身体障害者手帳1～3級、②療育手帳A1・A2・B1、③戦傷病者手帳特別項症～第4項症で身体障害者手帳4級、④精神障害者保健福祉手帳1・2級の人である。

**重度身体障害者介助用自動車購入等助成事業** 車いす等を使用する在宅の重度の身体に障がいのある人を介助する人が運転する自動車を、リフト付き等に改造する経費等を助成する事業。

**重度身体障害者住宅改善促進助成事業** 身体に重度の障がいのある人や介護者の在宅生活の負担を軽減するための住宅改修工事費の一部を助成する事業。

**重度・重複障がい** 視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由及び病弱のうち、二つ以上を併せ持ち、さらに、発達の側面からみて「知的発達が著しく遅れ、ほとんど言語を持たず、自他の意見の交換及び環境への適応が著しく困難であって、日常生活において常時介護を必要とする程度の人」、行動的側面からみて「破壊的行動、多動傾向、異常な習慣、自傷行為、自閉症その他の問題行動が著しく、常時介護を必要とする程度の人」をいう。

**重度訪問介護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスをいう。

**就労移行支援** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求

職活動に関する支援等を行うサービスである。就労移行支援利用期間は、2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間または5年間）とされている。

**就労継続支援** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、A型とB型の2種類がある。

**就労継続支援（A型）** 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスをいう。

**就労継続支援（B型）** 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスをいう。

**就労支援サービス** この計画においては、障害者総合支援法の障害福祉サービスである就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）及び就労定着支援をいう。

**就労選択支援** 障害者総合支援法の障害福祉サービスの一つで、就労先や働き方などについてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、就労の希望と能力、適性等に合った選択の支援を行うサービス。令和7年度から施行される。

**就労定着支援** 障害者総合支援法の障害福祉サービスの一つで、就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した障がいのある人で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関、家族等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行うサービス。平成30年度から施行された。

**手話通訳者** 重度の聴覚または言語に障がいのある人と障がいのない人との意思伝達を手話を利用することにより援助する人。手話通訳者の公的な資格を手話通訳士という。

**障害児通所支援サービス等** 岐阜市障害福祉計画・障害児福祉計画において、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援）、障害児相談支援、障がいのある児童の子ども・子育て支援等をいう。

**障害児福祉計画** 平成28年6月の児童福祉法の改正により、障害児福祉計画の策定が都道府県・市町村に

義務づけられた。障害児福祉計画は、障害児通所支援や障害児相談支援等を計画的に進めていくことを目的としており、障害福祉計画と一体化して策定している。

**障害児福祉手当** 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神または身体に重度の障がいのある児童に支給される。支給対象となるのは、20歳未満の障がいのある児童のうち重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時の介護を必要とする人。所得制限がある。

**障害者** 障害者基本法では、障害者の定義として「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者総合支援法においては、18歳以上の身体に障がいのある人、知的障がいのある人及び精神に障がいのある人のほか、指定された難病に罹患している人としている。

**障害者基本計画** 障害者基本法に基づく障がいのある人のための施策に関する国の基本的な計画。平成5年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年度～平成14年度）が（第1次）障害者基本計画とみなされていたが、平成14年度で終期を迎えたことから、平成14年12月に「（第2次）障害者基本計画」（平成15年度～平成24年度）が閣議決定され、平成25年9月には「障害者基本計画（第3次）」（平成25年度～平成29年度）、平成30年3月には「障害者基本計画（第4次）」（平成30年度～令和4年度）、令和5年3月には「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）が策定された。

**障害者基本法** 昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」を平成5年に抜本改正して制定した法律。この法律は、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、差別の禁止や障害者基本計画等の策定のほか、医療・教育・雇用・年金など、あらゆる分野について、国民、国、地方公共団体等の義務を定めている。

**障がい者虐待防止センター** 市町村に設置され、障がいのある人本人や養護者、周囲の人からの障がい者虐待に関する疑問や悩みなど、様々な相談を受け付



けるとともに、家庭や職場、障がい者施設等で障がい者虐待を発見した人からの通報や虐待を受けている障がいのある人からの届け出を受け付け、それにもとづき、事実確認及び立入り検査、障がいのある人の一時保護や支援、養護者の負担の軽減を図るための支援などを行う機関をいう。岐阜市においては、障がい福祉課に虐待防止相談員を配置し、障がい者虐待防止センターの機能を持たせている。

**障害者虐待防止法** 平成23年6月に公布された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の略称。国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者、使用者等に、障がいのある人の虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した人に対する通報義務を課すなどしている。

**障がい者芸術祭** ⇒ オンリーワンわたしたちの芸術祭

**障害者権利条約** 障がいのある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的として、2006年12月、国連総会において全会一致で採択された障害者の権利に関する条約。わが国は、2007年の同条約署名以降、条約の批准に向けた国内法の整備等を進め、2014年1月に同条約を批准し、同年2月から効力を発することとなった。

**障害者権利擁護センター** 障害者虐待防止法に基づき都道府県に設置された障がい者虐待に対応する窓口。障害者権利擁護センターは、市町村に設置された障がい者虐待防止センターの相互連絡の調整や情報提供、助言などを行う。

**障害者雇用促進法** 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の略称。障がいのある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置、その他障がいのある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じて職業生活の自立を促進するための措置を総合的に講じ、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とする法律。総則において、事業主、国及び地方公共団体の責務、障がいのある人の職業人としての自立努力義務を規定し、その雇を促進するため、職業リハビリテーションの推進、障がいのある人の雇用義務（法定雇用率）、障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徴収を定めている。

**障害者雇用率** 障害者の雇用の促進等に関する法律に定められているもので、平成30年度から、一般の民間企業にあつては2.3%、特殊法人・国・地方公共

団体にあつては2.6%、一定の教育委員会にあつては2.5%とされ、これを超えて身体に障がいのある人、知的障がいのある人及び精神に障がいのある人を雇用する義務を負う。この場合、重度の障がいのある人1人は障がいのある人2人として算入される。この雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金または報奨金が支給される。

**障害者差別解消法** 平成28年4月から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている。差別を解消するための措置として、国・地方公共団体等及び民間事業者に、差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めている。

**障害者支援施設** 障がいのある人に施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。

**障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法** 令和4年5月に公布された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の略称。障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図ることを目的としている。

**障害者施策推進協議会** ⇒ 岐阜市障害者施策推進協議会

**障害者週間** 1981（昭和56）年の国際障害者年を記念して定められ、平成5年に障害者基本法により「障害者の日」として法定化され、平成16年の改正により「障害者週間」となった。国民が障がいのある人の福祉についての関心と理解を深め、障がいのある人が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、毎年12月3日から12月9日（国際連合で「障害者の権利宣言」を採択した日）を「障害者週間」としている。毎年、内閣府による記念の集いが開催されるほか、全国各地で障がい者問題に関する啓発広報のための各種行事・事業が行われている。



**障害者就業・生活支援センター** 就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。岐阜市の社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団が指定を受けている。

**障害者自立支援法** 障害のある人の福祉サービス等の給付等について定めた法律。平成25年4月からは、障害者総合支援法に名称変更された。⇒ 障害者総合支援法

**障害者生活支援センター** 地域で生活している障がいのある人やその家族の相談に応じ、助言を与えるなど、地域生活に必要な支援を行う機関。岐阜市障害者生活支援センターは、市の委託により、岐阜市身体障害者福祉協会が運営している。

**障害者総合支援協議会** ⇒ 岐阜市障害者総合支援協議会

**障害者総合支援法** 障害者自立支援法は、平成25年4月から障害者総合支援法（法律名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という）に改正された。障がいのある人や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がいのある人等の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的としている。これを達成するために、都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定を義務づけている。

**障害者トライアル雇用** 事業主が公共職業安定所の紹介により、障がいのある労働者の適性等を見極めるために行う試行的な雇用制度で、助成金は事業主に支払われる。

**障害者の権利に関する条約** ⇒ 障害者権利条約

**障害者の雇用の促進等に関する法律** ⇒ 障害者雇用促進法

**障がい者配慮促進事業** 障がいのある人に対する配慮を促すため、地域、企業、学校等における配慮の好事例を収集、発信するとともに、希望に応じてアドバイザーを派遣し、好事例を創出する岐阜市の事業。

**障がい者マーク** 障がいのある人に関するマークには、①障がいのある人が利用できる建物、施設であることを示す障がい者のための国際シンボルマーク（車いすマーク）、②肢体不自由の人が運転する車のマーク（四つ葉のクローバー）、③聴覚に障がいのある人が運転する車のマーク（蝶）、④視覚に障がいのある人のための国際シンボルマーク（杖をついて歩

く人）、⑤聞こえが不自由なことを表すマーク（耳マーク）、⑥ほじょ犬マーク、⑦オストメイトマーク、⑧内部障がいのある人を表すマーク（ハート・プラスマーク）、⑨岐阜市が提唱した「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマーク、⑩義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人のためのヘルプマークなどがある。

**障害者優先調達推進法** 平成24年6月に公布された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。国・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人は、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、その受注の機会を確保するための必要な事項等を定め、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることとしている。

**障がい者理解啓発推進事業** ⇒ 理解促進研修・啓発事業

**障害年金** 被保険者が障がいを理由として受け取る年金。障害基礎年金及び障害厚生年金がある。

**障がいのある人** ⇒ 障害者

**障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例** 障がいや障がいのある人に対する市民及び事業者の理解を深め、障がいを理由とする差別を解消するための施策の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人もない人も、個人として尊重し合いながらともに暮らすことのできる社会の実現をめざし、岐阜市が令和4年3月に制定、4月に施行した条例。

**障害福祉計画** 障害者総合支援法では、市町村及び都道府県に障害福祉計画の作成を義務づけている。市町村障害福祉計画は、障害福祉サービス、地域生活支援事業等を計画的に推進するため、平成18年度を初年度に3年を1期として作成されている。

**障害福祉サービス** 障害者総合支援法において、「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活支援（グループホーム）とされている。

**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律** ⇒ 障害者差別解消法

**小児慢性特定疾病** 国の小児慢性特定疾患治療研究事業に基づき、治療が長期に及び、その医療費の負担が高額となる疾患として11症候群（514疾患）が指定され、児童の健全な発育を阻害しないよう疾患の研究や治療法の確立とともに、患者家族の医療費の負担軽減が図られていたが、平成27年1月からは、児童福祉法の「小児慢性特定疾病」とされた。

**ショートステイ** ⇒ 短期入所

**食 育** 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。食に対する心構えや栄養学、伝統的な食文化、食ができるまでの第一次産業についての総合的な教育である。

**職員対応要綱** ⇒ 岐阜市職員対応要綱

**自 立** この計画における「自立」とは、障がいのある人が、他からの助けを受けずに自分の力で生活するというだけでなく、自らの希望により他からの助けを受けて生活するという含みもある。したがって、自助、互助、公助の3つを組み合わせることにより、障がいのある人が自ら希望する生活をおくることも「自立」と捉える。また、自ら希望を表明できない場合であっても、そのことをもって「自立」の可能性を否定するものではない。

**自立訓練** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、機能訓練と生活訓練の2種類がある。

**自立訓練（機能訓練）** 入所施設・病院を退所・退院し、または特別支援学校を卒業し身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障がいのある人や難病患者等が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスである。利用期限は1年6か月と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされている。

**自立訓練（生活訓練）** 入所施設・病院を退所・退院した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人・精神に障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受けるサービスである。利用期限は2年間（長期間入院者等は3年間）と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に

実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされている。

**自立支援** 障がい者施策で用いられる自立支援とは、介助が必要な重度の障がいのある人であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。従来使用されていた「福祉」という用語は、公的機関が生活に困っている人に対し「与える」というニュアンスが感じられたが、「自立支援」は当事者の意志を尊重し、その自立を支援するという前向きな考え方といえる。

**自立支援医療** 障がいのある児童のための「育成医療」、身体に障がいのある人のための「更生医療」及び精神に障がいのある人のための「精神通院医療」の総称。自立支援医療は、障害者総合支援法の自立支援給付に位置づけられている。支給認定は、育成医療及び更生医療が市町村、精神通院医療が都道府県である。

**自立生活援助** 障害者総合支援法の障害福祉サービスの一つで、障害者支援施設やグループホーム等を利用して障がいのある人でひとり暮らしを希望する人等を対象に、定期的に居宅を訪問し、生活上のあらゆる問題に対応するとともに、メール等の随時の対応にも応じ、利用者の在宅生活の支援をするサービス。平成30年度から施行された。

**人権の広場** 市民に人権を啓発するためのイベント。毎年12月に、「人権に関するポスター」「人権まんが」コンテストの募集・表彰、人権講演会等を開催している。

**人材確保サポート事業** 障害者トライアル雇用（原則3か月の試行雇用）後、3か月間常用雇用した場合、奨励金を事業主に支払う本市の事業。

**身体障害者相談員** 身体障害者福祉法に基づく身体に障がいのある人の福祉の増進を図るための民間協力者。原則として身体に障がいのある人で社会的信望があり、身体に障害のある人の福祉増進に熱意と識見を有している人のなかから市町村が委嘱する。身体障害者相談員は、障がいのある人や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っている。

**身体障害者手帳** 身体障害者福祉法に基づき都道府県知事または指定都市・中核市の市長により交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚または平衡機能の障がい、③音

声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。身体障害者手帳は18歳未満の身体に障がいのある児童に対しても交付され、本人が15歳未満の場合は、本人に代わって保護者が申請し、手帳の交付も保護者に行われる。

**身体に障がいのある人** 身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚または平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障がい、がある18歳以上の人であって、都道府県知事または指定都市・中核市の市長から身体障害者手帳の交付を受けた人をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。身体障害者福祉法による援護は18歳以上の身体に障がいのある人に適用され、18歳未満の身体に障がいのある児童については身体障害者手帳の交付はなされるが、児童福祉法による援護を受けることになっている。

**ストーマ** 人工肛門あるいは人口膀胱のこと。

**スペシャルオリンピックス** 知的障がいのある人にスポーツのトレーニングをする機会と競技会を提供する国際的活動。夏と冬にオリンピックで行われるような20以上の競技を行う国際大会が、4年に1度開催される。

**生活介護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一つで、常時介護を要する障がいのある人が、主として昼間において、障害者支援施設や事業所で、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を受けるサービスである。このサービスは、施設入所者も利用できる。

**生活習慣病** 成人期後半から老年期にかけて罹患率、死亡率が高くなるがん、脳卒中、心臓病などの総称。従来は成人病といていたが、がん、脳卒中、心臓病などに生活習慣が深く関わっていることが明らかになったため、一次予防を重視する観点から、生活習慣病という概念を導入した。

**精神障害者保健福祉手帳** 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障がいの状態にあると認められた人に交付する手帳。精神障がいの等級は、1級から3級に区分され、手帳所持者は、各種の保健・医療サービス等を受けることが

できる。①手帳制度が十分に浸透していない、②手帳所持のメリットが少ない、③精神障がいであることを知られたくない、などの理由から、手帳所持者は実際の精神に障がいのある人の一部にとどまっている。

**精神に障がいのある人** 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条では、「精神障害者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう」と定義し、医療や保護等の対象としている。発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人も、精神に障がいのある人に含まれる。

**精神保健及び精神障害者福祉に関する法律** 精神に障がいのある人等の医療及び保護を行い、障害者総合支援法と相まってその社会復帰・自立と社会経済活動への参加促進、発生予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努め、精神に障がいのある人等の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的としている。具体的には、精神保健福祉センター、精神保健指定医、精神科病院、医療及び保護、精神障害者保健福祉手帳、相談指導等、精神障害者社会復帰促進センターなどについて規定している。平成18年度から、福祉サービス等の給付は、障害者総合支援法の規定による。

**成年後見制度** 知的障がいのある人、精神に障がいのある人等で、主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。民法の禁治産、準禁治産制度を改正し、「後見」「保佐」「補助」の3類型に制度化された。成年後見体制を充実するために、法人・複数成年後見人等による成年後見事務の遂行、選任の考慮事情の明文化や本人の身上に配慮すべき義務の明文化、法人成年後見監督人の選任、保佐監督人、補助監督人などについて規定されている。

**成年後見制度利用支援事業** 成年後見制度を利用するには、家庭裁判所に成年後見制度審判開始請求の申立てを行い、家庭裁判所が援助する人を選ぶ。申立てできるのは、本人、配偶者、4親等以内の親族などに限られている。成年後見制度利用支援事業は、身寄りがなく申し立てができない人に、市長が代わりに申し立てを行い、経済的な理由から申立経費や後見人などへの報酬が支払えない人には、経費の全部または一部を助成するものである。障がいのある人

を対象とする成年後見制度利用支援事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の必須事業である。

**世界自閉症啓発デー** 国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」と定め、全世界の人々に自閉症を理解してもらい取り組みが行われている。わが国においては、自閉症をはじめとする発達障がいについて、広く啓発する活動を行っている。

**相談支援** 障害者総合支援法に定める相談支援は、障がいのある人や障がいのある人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とするサービスである。相談支援には、基本相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）及び計画相談支援がある。児童福祉法にも、障害児相談支援がある。

**相談支援専門員** 障がいのある人等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行う専門職。相談支援専門員となるには、相談支援・介護等の実務経験がある人等が相談支援従事者研修を修了しなければならない。

**措置** 行政庁（市町村または都道府県）が、要援護者に対して、社会福祉施設・精神科病院に入所・入院させる、あるいは在宅サービスを受けさせる制度をいう。措置は、行政処分と解されている。

**ターゲットエイジ育成事業** 2020年に開催される「東京オリンピック・パラリンピック」で活躍が期待される若い年代の競技者を特別育成・強化する事業。

**他害行為** 他人の心身や持ち物などを傷つけること。発達障がい等の児童の問題行動の区分の一つとしてあげられることが多いが、成人にも他害行為を行う人もいる。平成15年に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が公布された。

**タクシー料金助成事業** 重度の身体障害者手帳及び重度の療育手帳所持者に、1枚550円のタクシー利用券を年間48枚交付している本市の事業。

**多目的トイレ** 障がいのある人だけでなく、高齢者、妊婦、小さな子どもを連れた人、大きな荷物を持っている人などが利用しやすいよう配慮してつくられたトイレ。

**短期入所（ショートステイ）** 障害者総合支援法に定める短期入所は、居宅において障がいのある人の介護を行う人が病気等の理由により介護ができなくなった場合に、障がいのある人が障害者支援施設、

児童福祉施設、病院等に短期間入所する障害福祉サービスをいう。

**地域移行** ⇒ 施設入所者の地域生活への移行

**地域移行支援** 障害者総合支援法の相談支援の一種で、施設に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神に障がいのある人の地域生活への移行のために、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うサービスをいう。

**地域活動支援センター事業** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の必須事業の一種で、障がいのある人に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業。地域活動支援センターには、従来のデイサービスや精神障害者地域生活支援センター、小規模作業所等で就労継続支援などの障害福祉サービスの日中活動系サービスに移行しないところが該当する。

**地域生活支援拠点** グループホームまたは障害者支援施設に、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会（ひとり暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の機能を集約した拠点をいう。地域生活支援拠点は、障害者総合支援法（基本指針）で、平成32年度までに各市町村または各障害保健福祉圏域に少なくとも一つを整備するとしている。

**地域福祉** 社会福祉法においては、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」としている。地域住民の生活上の問題に対して、住民相互の連携によって解決を図ろうとする点が地域福祉の特徴といえる。

**地域福祉計画** 社会福祉法に定められた地域福祉の推進に関する市町村の計画。その内容は、①地域における高齢者の福祉、障がいのある人の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、⑤

包括的な支援体制の整備に関する事項を満たさなければならない。

**地域包括支援センター** 地域包括支援センターは、保健師または経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務とする介護保険法に規定された機関である。地域包括支援センターは、生活圏域を踏まえて設定され、市町村または市町村に委託された法人が運営する。

**知的障がい** 知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいう。

**知的障害者相談員** 知的障害者福祉法により、知的障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的に置かれる民間協力者。原則として、知的障がいのある人の保護者であって、社会的信望があり、知的障がいのある人の福祉増進に熱意と識見を有している人のうちから市町村が委嘱する。知的障害者相談員は、知的障がいのある人や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っている。

**注意欠陥多動性障がい〔ADHD：Attention Deficit Hyperactivity Disorder〕** 原因は不明だが、注意力・衝動性・多動性を自分でコントロールできない脳神経学的な疾患と言われる。発達障害者支援法により発達障がいとされている。

**中核市** 地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた市。中核市は、指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が一体的に処理すべきとされた事務以外のもの（福祉・衛生・まちづくり等）を処理することができる。

**聴覚・平衡機能の障がい** 身体障がい的一种。身体障害者福祉法では、障がい永続するもので、①両耳の聴力レベルがそれぞれ70dB以上のもの、②1耳の聴力レベルが90dB以上、他耳の聴力レベルが50dB以上のもの、③両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの、④平衡機能の著しい障がい、を同法の対象となる身体障がいとしている。

**超短時間雇用創出事業** 超短時間雇用は、東京大学先端科学技術研究センター近藤武夫教授が提唱している新しい雇用の形で、人手がほしい企業と短時間で働きたい求職者（超短時間ワーカー）をマッチングし、両者にとってメリットのある雇用を創出する取り組みのこと。

令和4年4月に岐阜市超短時間ワーク応援センター（岐阜県障がい者総合就労支援センター内）を開設した。

**通級** 教科の指導は通常の学級で受け、通級指導教室に特定の時間だけ通って言語や弱視、難聴などの指導を受けることをいう。

**デフリンピック** 聴覚に障がいのある人の国際的なスポーツ大会。国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）が主催し、4年に1度開催される。なお、身体障がいのある人のスポーツ大会であるパラリンピックは、参加資格に聴覚に障がいのある人を含まない。

**出前講座** 市の職員が地域に出向き、行政情報等を積極的に提供しながら市政への理解を深めるとともに、これからのまちづくりをともに考えることを目的とする。市の将来像やユニバーサルデザイン、まちづくり、介護、子育て、環境、健康などの講座があり、生涯学習の一環として実施している。

**同行援護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、移動に著しい困難がある視覚に障がいのある人が、同行するガイドヘルパーにより、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な援助を受けるサービスをいう。

**読書バリアフリー法** 令和元年6月に公布された「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」の略称。視覚障がいのある人等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を図ることを目的としている。

**特定疾患** 難病のうち、症例数が少なく、原因が不明で治療法も確立しておらず、かつ、生活面への長期的にわたる支障がある特定の疾患をいい、特定疾患治療研究事業の対象疾患には公費負担医療が行われていたが、平成27年1月1日からは難病の患者に対する医療等に関する法律が適用されることとなった。

⇒ 難病

**特定随意契約** 競争入札によらずに特定の相手と契約を締結すること。岐阜市においては、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設等と特定随意契約を締結している。

**特定非営利活動法人** ⇒ NPO法人

**特別支援学級** 小学校、中学校、高等学校の教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた少人数の学級。知的障がい・肢体不自由・身体虚弱・

弱視・難聴・情緒障がいなどの児童生徒を対象とし、通常の学級の児童生徒と活動等を共にする機会も設けられている。

**特別支援学校** 特別支援教育を受ける学校のこと。特別支援学校は、視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・身体虚弱の児童生徒を対象とする。平成18年度までは、養護学校という名称であった。

**特別支援教育** 学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症も含めた障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。平成19年度から従来の特殊教育に代えて、特別支援教育が実施されている。

**特別障害者手当** 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神または身体に著しい重度の障がいがある人に支給される。支給対象となるのは、20歳以上であって著しく重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする人。所得制限がある。

**内部障がい** 身体障害者福祉法で規定する身体障がいの一種。心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障がいで、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる障がいを同法の対象となる身体障がいとしている。一般的に、内部障がいは外見的に異常のないことが多いため、手足の欠損等外見的に異常が認められる外部障がいに比較し、周囲の認識の低さから、病気にもかかわらず職場を休めなかったり、障がいの等級が過小評価されたりするなどの問題がある。

**長良川大学** 岐阜市の各部署・施設などが提供する講座・教室・市の職員や企業の担当者が地域へ出向く出前講座、市内及び近郊の大学等の公開講座を体系化し、生涯学習「長良川大学」と名付けている。

**難病** 発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものとなるものをいう

**日常生活用具** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の必須事業として定められている日常生活用具は、次の6種類に大別されている。

**介護・訓練支援用具** 特殊寝台、特殊マットその他の障がいのある人の身体介護を支援する用具並びに障がいのある児童が訓練に用いるいす等のうち、

障がいのある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

**自立生活支援用具** 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

**在宅療養等支援用具** 電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がいのある人の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

**情報・意思疎通支援用具** 点字器、人工喉頭その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

**排泄管理支援用具** ストマ装具その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

**居宅生活動作補助用具** 障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

**日中一時支援事業** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の一種で、障がいのある人が日中活動する場を設け、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業。

**日中活動系サービス** 従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者総合支援法により、日中活動の場と住まいの場をそれぞれ選択することになった。日中活動の場とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護及び短期入所で提供されるサービスをいい、これらのサービスは地域生活をしている障がいのある人も利用できる。

**入所施設** ⇒ 施設入所支援

**乳幼児健康診査** 就学前児童の健康診査をいう。岐阜市においては、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児及び5歳児に対して、健康診査を行っている。

**ネットワーク** 関係する人のつながり。障害福祉サービスの提供、障がいのある人に対する差別の解消、障がいのある人に対する虐待の防止等のためには、関係する他の役割を持つ人々や団体と、

情報の共有、意見交換、それぞれの役割の確認などを行うネットワークづくりが必要である。

**農地所有適格法人** 農地法に基づき、農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことができる農業法人。平成27年度までは、「農業生産法人」といわれていた。

**農福連携** 農業の現場と福祉の現場が連携すること。具体的には、障がいのある人や生活困窮者などが、農場で畑仕事をしたり、農産物の加工・販売をしたりして、自らの働く場所と居場所を手に入れる取り組みをいう。

**ノーマライゼーション [normalization]** デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がいのある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の最も重要な理念。障がいのある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。障がいのある人々に対する取り組みが、保護主義や隔離主義など必ずしもその人間性を十分に尊重したものではない状態に陥りがちであったことを反省、払拭しようとするもので、このノーマライゼーションの思想は、「障害者の権利宣言」の底流をなし、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年行動計画」に反映されている。

**ハート・プラスマーク** ⇒ 障がい者マーク

**配慮等好事例** ⇒ 障がい者配慮促進事業

**白杖SOSシグナルのシンボルマーク** 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークをいう。岐阜市の提唱により、全国的に広まっている。

**働く知的障害者生活支援促進事業** 知的障がいのある人の雇用促進と生活安定を図るため、知的障がいのある人を雇用し、保護者に代わり生活支援を行う事業主に対し、奨励金を支給する事業。

**発達障害者支援法** 発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障がいのある人への支援、発達障がいのある人の就労の支援等について定め、発達障がいのある人の自立及び社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図り、発達障がいのある人の福祉の増進に寄与することを目的に、平成16年12月に公布された法律。こ

の法律の「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の高汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これらに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障がいをいう。

**パラリンピック** 国際身体障害者スポーツ大会。4年に1回、オリンピック開催地で行われ、運動機能障がいや視覚障がいなどのある選手が参加する。

**バリアフリー** 住宅建築用語として、障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することをいい、具体的には段差等の物理的障壁の除去をいう。より広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

**バリアフリー法** ⇒ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

**ハローワーク** 公共職業安定所のこと。事業者から求人の申し込みを受け、働き口を探す人に仕事をあっせん・仲介する公的な機関である。

**筆談** 聴覚や音声・言語に障がいのある人等の意思伝達手段。病院や市役所などの公共施設には、筆談具（筆談器、筆談ボード）が設置されていることも多い。

**避難行動要支援者名簿** 災害発生時に自力での避難が困難な人を地域全体で支援するために、避難行動要支援者またはその家族等の申請に基づき、災害時に援護の必要な人の名簿を作成している。この名簿を市、自主防災組織、消防団、民生委員及び社会福祉協議会が所有し、平常時の防災指導や災害時における安否確認等の支援に備えている。

**ヒヤリハット・バリアフリー対策事業** 自分たちのまちの防犯上、交通安全上危険な場所や、バリアフリー化が十分でない場所などの現地調査を行うことにより、改善につなげるほか、注意が必要な場所を明示した「ヒヤリハットマップ」を作成し、配布するなどして、地域の安全・安心の確保を目指す事業。

**福祉** 広くは福利、幸福を表す言葉。宗教的意味で危急からの救い、生命の繁栄を意味する。また、社会福祉と同義に使われたり、社会福祉、公衆衛生、社会保障を包括した概念として使われるなど、必ずしも定義は定まっていないが、社会福祉の目的概念として、健康で文化的な最低限度の生活を積極的に表すものとして使われている。近年になって、当事

者の意思を含んだより前向きな「自立支援」という言葉が用いられるようになった。

**福祉教育** 国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う教育のこと。近年においては、家族機能の低下、地域の連帯の喪失等の社会状況の変化に伴い、福祉教育の重要性が大きくなりつつある。なお、学校においても、児童・生徒に対して福祉教育がなされている。

**福祉ショップOh・EN** 障害者就労施設等で作った商品を市役所1階エントランスモールで販売するため、事業所が日替わりで出店（開庁日の午前11時から午後2時まで）している。

**福祉的就労** 障がいのある人の一部は、本人が企業や官公庁などへの正規就職を望んでも、障がいの重度さのために不可能なことがある。働くことはすべての人にとっての基本的な権利であり、その権利を守り、本人の働く意志を尊重するため、正規雇用で代わる福祉的な場と指導體制の中で働く機会を用意して、体験としての労働を障がいのある人に保障していくことを福祉的就労という。障害者総合支援法の就労移行支援や就労継続支援、地域活動支援センター等が福祉的就労の場である。

**福祉の店友&愛** 障害者就労施設等で作った商品を販売する店舗（マーサ21内）。

**福祉避難所** 既存の建物を活用し、一般の避難所では生活に支障を来す介護の必要な高齢者や障がいのある人などに対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなど、バリアフリー化が図られた避難所をいう。

**ふれあい教育展** 特別支援学級および特別支援学校の児童・生徒の作品展で、毎年2月に開催している。

**ヘルプマーク** ⇒ 障がい者マーク

**放課後等デイサービス** 学齢期の障がいのある児童が学校の授業終了後や学校の休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えたサービスをいう。障がいのある児童の「放課後児童クラブ」である。

**法定雇用率** ⇒ 障害者雇用率

**訪問給食サービス** 要援護者（障がいのある人、要介護・要支援認定者等）の家庭へ食事を配達するサービス。岐阜市の障がいのある人を対象とする訪問給食サービスは、重度の身体に障がいのある人、療育手帳を所持する単身者等に対して、昼食・夕食を365日配達している。

**訪問系サービス** 障害者総合支援法においては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。

**訪問入浴サービス** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の一種で、常時介護を必要とする重度の障がいのある人の自宅を訪問して行う入浴サービスをいう。

**補装具** 義肢、装具、車いすなどのことで、①身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障がい個別に対応して設計・加工されたもの、②身体に装着（装用）して日常生活または就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの、③給付に際して専門的な知見（医師の判定書または意見書）を要するものという3つの要件をすべて満たすものをいう。

**「ホットタウン」プロジェクト** 地域の安全を地域で守っていく提案等に対して岐阜市が補助する事業。

①街角トワイライト整備事業（防犯灯の設置）、②防犯カメラ設置補助事業、③地域安全運動支援事業、④ヒヤリハット・バリアフリー対策事業、⑤青色回転灯支援事業、⑥暴力団排除活動支援事業、⑦「ホットタウン」カレッジ（地域防犯ボランティアリーダーの育成を目指す研修会）等がある。

**ボランティア** 一般的に、自主的に無償で社会活動などに参加し、奉仕活動をする人を指す。ボランティアの語源は志願兵であり、自ら進んで行うことが原則である。昭和50年代から、実費の弁済や一定の謝礼を受ける「有償」ボランティアも受け入れられてきている。

**民生委員・児童委員** 民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事または指定都市・中核市の市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は無給で、任期は3年である。市町村の区域内において、担当の区域または事項を定めて、①住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと、②援助を必要とする人がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと、③援助を必要とする人が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと、④社会福祉を目的とする事業を経営する人または社会福祉に関する活動を行う人と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、等を職務とする。民生委員は、児童福祉法による児



童委員を兼務する。

**みんなの森 ぎふメディアコスモス** 岐阜大学医学部等跡地に建設された「知の拠点」(図書館)、「文化の拠点」(展示ギャラリーや多目的ホール)及び「絆の拠点」(市民の交流センター)という3つの機能を有する複合施設。

**ユニバーサルデザイン** 「すべての人のためのデザイン」をいう。障がいのある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかうとする考え方である。ユニバーサルデザインは、障がいのある人や高齢者に対するバリアフリーの考え方をさらに進めて、例えば施設やものをつくるときに、始めからできるだけすべての人が利用できるようにしていくことである。

**幼児支援教室** 言葉やコミュニケーションなどの発達面で遅れがみられる就学前児童を対象に、コミュニケーション能力の向上等のため、幼児の興味・関心のある「あそび」を通して、一人ひとりの発達状況に応じた支援を行う通所事業。

**要約筆記者** 所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚に障がいのある人のために要約筆記を行う人。要約筆記とは、聴覚に障がいのある人のための意思疎通を図る手段で、話し手の内容を筆記して聴覚に障がいのある人に伝達するものである。

**ライフステージ** 生活段階または人生段階。人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、おのおのの段階。近年、それぞれのライフステージにおいて生起する生活問題に応じた福祉的援助のあり方が検討されるようになっている。

**理解促進研修・啓発事業** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の必須事業の一種で、障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化し、共生社会の実現を図ることを目的とする事業。事業内容は、教室等開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等により、地域住民への啓発を図るものである。岐阜市においては、「障がい者理解啓発推進事業」として実施している。

**リハビリテーション** 障がいのある人の人間としての権利を回復するために、障がいのある人の能力を最

大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことをいう。リハビリテーションには、医学、工学、職業、社会等の各専門分野があるが、障がいのある人の人間的復権を図るためには、それら諸技術の総合的推進が肝要である。

**療育** 医療・治療の「療」と、養育・保育・教育の「育」を合体した造語。障がいのある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発しなければならない。歴史的には、とくに肢体不自由のある児童や重症心身障がいのある児童の分野で用いられてきた。

**療育手帳** 児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。制度発足当初は、A(重度)及びB(その他)の2段階の区分だったが、現在の本県においては、A(過去にAの判定を受けた人でA1・A2の判定を受けていない人)、A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)及びB2(軽度)の5種類となっている。療育手帳を所持することにより、知的障がいのある人は一貫した指導・相談が受けられるとともに、各種の援護が受けやすくなる。

**療養介護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一つで、医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を受ける事業である。このサービスは、事業所指定を受けた病院において提供される。

**レスパイトケア** 在宅で障がいのある人や高齢者等を介護している家族を癒やすため、一時的に介護を代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。短期入所、デイサービス、日中一時支援等が該当する。

**ロードマップ** 行程表。具体的な達成目標を掲げた上で、目標達成の上でやらなければならないこと、困難なことを列挙し、優先順位をつけた上で、達成までの大まかなスケジュールの全体像を時系列で表現したものをいう。

**ワンストップ** ワンストップサービスの略。複数の部署・庁舎・機関にまたがっている行政手続き等を一度にまとめて行えるサービスをいう。

誰もが自立してともに暮らすまちをめざして

**第5次 岐阜市障害者計画**

---

発行年月	令和6年3月
発行	岐阜市 〒500-8701 岐阜市司町40番地1 TEL 058-214-2138 FAX 058-265-7613
編集	福祉部 障がい福祉課

---



